

IFAB®

THE
INTERNATIONAL
FOOTBALL
ASSOCIATION
BOARD



FIFA



THEIFAB.COM
SINCE 1886

Laws of the Game

2016/17



DREAM
夢があるから強くなる

IFAB®

The background of the page is an abstract composition of overlapping geometric shapes in shades of yellow and green. Dark blue lines of varying thicknesses crisscross the page, creating a sense of movement and structure. The lines often follow the edges of the colored shapes, some of which are irregular and organic in form, while others are straight and angular. The overall effect is a modern, graphic design.





The International Football Association Board

Münstergasse 9, 8001 Zurich, Switzerland

T: +41 (0)44 245 1886, F: +41 (0)44 245 1887

www.theifab.com

This booklet may not be reproduced or translated in whole or in part in any manner without the permission of The International Football Association Board.

Effective from 1st June 2016

JFAの理念

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、
人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

JFAのビジョン

サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にすることで、
人々が幸せになれる環境を作り上げる。
サッカーの強化に努め、日本代表が世界で活躍することで、
人々に勇気と希望と感動を与える。
常にフェアプレーの精神を持ち、
国内の、さらには世界の人々と友好を深め、国際社会に貢献する。

JFAのパリユール

エンジョイ スポーツの楽しさと喜びを原点とすること
プレーヤーズファースト 選手にとっての最善を考えること
フェア オープンかつ誠実な姿勢で公正を貫くこと
チャレンジ 成長への高い志と情熱で挑戦を続けること
リスペクト 関わりのあるすべてを大切に思うこと





For GAMES ゲーム

常に全力でゴールをめざす。
勝利をめざす。
それがサッカーという
僕が大好きなゲームに対する
リスペクト。



For REFEREES レフェリー

子どもたちもひとりひとりつばな選手。
しっかり目を見て握手する。
いいゲームをしようね。

For PLAYERS

選手

サッカーには敵はいない。
対戦相手は敵じゃない。
自分たちの力をためし、
サッカーを楽しむための大切な仲間。
試合のはじめに相手の目を見て
しっかりと握手する。
あかし
リスペクトの証として。



For COACHES コーチ

子どもたちに会う前には、
いつも自分を振り返る。
子どもたちは大切な相手。
ちゃんとしていないとはずかしい。
スマイルOK!



For SUPPORTERS サポーター

コーチはコーチに任せる。
レフェリーはレフェリーに任せる。
プレーは子どもたちに任せる。
私たちは応援し、見守る。

リスペクト

大好きなサッカーを
もっと楽しむために、
互いを「大切に思うこと」。
「フェアで強い」
日本サッカーを目指して。

日本サッカー協会、Jリーグは、
リスペクト・プロジェクトを
推進しています。

大切に思うこと

— RESPECT PROJECT —



公益財団法人 日本サッカー協会の公式ホームページ
<http://www.jfa.jp/>

公益財団法人 日本サッカー協会
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス
TEL.03・3830・2004 FAX.03・3830・2005

公益財団法人Jリーグの公式ホームページ
<http://www.jleague.jp/>

公益社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス9階
TEL.03・3830・2006 FAX.03・3830・2007

Laws of the Game

2016/17

サッカー競技規則 2016/17

はじめに

サッカーの競技規則 (Laws of the Game) は、国際サッカー評議会 (IFAB : The International Football Association Board) によって制定される。そして、その冊子も IFAB により発行され、国際サッカー連盟 (FIFA : Federation International de Football Association) ならびに FIFA に加盟する各大陸連盟および加盟協会下で行われるサッカー競技は、全てこの規則に基づきプレーされる。

今回、発行された「サッカー競技規則 2016/2017」は、2016 年 3 月に開催された IFAB の年次総会の承認に基づき、IFAB の 130 年に及ぶ歴史上最も広範囲な改訂となった。この改訂の主な理由は、「サッカーに関わるすべての人にとってより利用しやすく、より理解しやすく、また、その理解、解釈及び適用における一貫性を高める」ものである。

日本では、IFAB が基本としている英語版を公益財団法人 日本サッカー協会 (JFA) が毎年改正部分を含めて日本語に翻訳、表現を見直しながら出版している。もっとも、文章に疑義が生じた場合は、競技規則の注解の「公式言語」にあるよう、英語版の文章が正式なものになるので、英語版の競技規則に基づき解釈することになる。

本書には、条文や IFAB の決定で加盟協会に任せられている部分などについて、JFA の考え方や日本で行われるサッカーに適用される規定を「公益財団法人 日本サッカー協会の決定」として付け加えてある。また、日本語版付録には、競技規則の的確な解釈や円滑な競技運営のために様々な通達等、さらに、審判員が競技規則をより適切に施行できるように「審判員の目標と重点項目」などの資料を掲載している。特に通達等については、必要に応じて発信、改廃されているので、競技規則そのもの、その解釈等と同様、最新の情報として捉えていただきたい。

JFA は Jリーグと共に、フェアプレーの原点となる「リスペクト (大切に思うこと)」を推進している。サッカー競技規則は、審判員や審判指導者のみならず、競技者、加盟チームの役員などサッカーに関わる全ての人たちにとって必要不可欠なものであり、大切に思い、順守していくもの (リスペクト) である。

本書にある競技規則および付属する様々な内容を十分に理解し、安全で誰もが楽しめるようなサッカーをいたるところで繰り広げていただきたい。ひいては、それがサッカーの健全なる発展に資することになる。

2016年7月
公益財団法人 日本サッカー協会

目次

国際サッカー評議会 (IFAB) の歴史	8
IFAB の構造と仕組み	10
今回の競技規則改正の背景	12

競技規則に関する付記 14

競技規則 2016/17 16

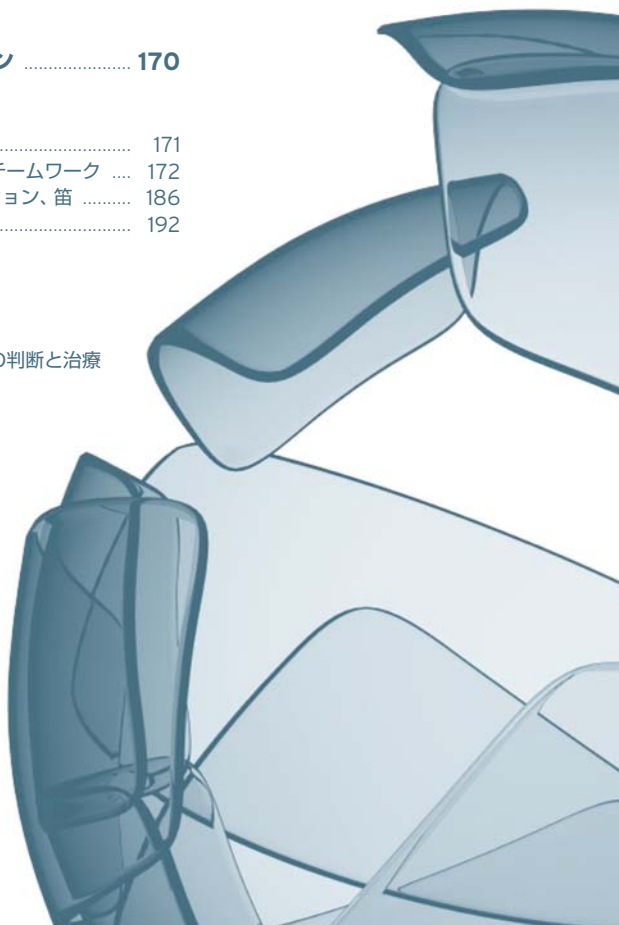
第 1 条 競技のフィールド	18
第 2 条 ボール	28
第 3 条 競技者	32
第 4 条 競技者の用具	40
第 5 条 主審	44
第 6 条 その他の審判員	52
第 7 条 試合時間	60
第 8 条 プレーの開始および再開	64
第 9 条 ボールインプレーおよび ボールアウトオブプレー	68
第 10 条 試合結果の決定	70
第 11 条 オフサイド	76
第 12 条 ファウルと不正行為	80
第 13 条 フリーキック	90
第 14 条 ペナルティーキック	94
第 15 条 スローイン	98
第 16 条 ゴールキック	102
第 17 条 コーナーキック	106

競技規則の改正 2016/17	110
競技規則改正の概要	111
すべての改正点の詳細	116

用語集	158
サッカー関連機関	159
サッカー用語	160
審判用語	169

審判員のための実践的ガイドライン	170
-------------------------------	------------

はじめに	171
ポジショニング（位置取り）、動き方とチームワーク	172
ボディー・ランゲージ、コミュニケーション、笛	186
その他のアドバイス	192
• アドバンテージ	
• 空費された時間の追加	
• 相手競技者を押さえる	
• オフサイド	
• 警告または退場を伴う反則後の負傷の判断と治療	



国際サッカー評議会 (IFAB) の歴史

国際サッカー評議会（以下、IFAB）は、サッカーの競技規則にかかる世界的な意思決定機関である。IFABの目的は、競技規則を保護、編纂、また、改正し、国際サッカー連盟（FIFA）がかかわる全世界のサッカーにおいて適用されることを目指し、競技規則が世界各地で一貫性をもって適用され、適切に監視され、その結果、サッカーが規則正しく、確実にプレーされるようにすることである。

IFABは1886年6月2日、イングランド、スコットランド、ウェールズおよび北アイルランドの各サッカー協会から2人の代表者が集まって組織された。当時は各国で異なる競技規則を適用していたことから、イングランドサッカー協会の発案により、統一された規則を作成するための新たな機関を作り上げたのである。競技規則の監視者として設立されたIFABの役割は、当時も、現在にあっても競技規則を維持、監視、精査し、必要に応じて改善することにある。

サッカー競技は急速に普及し、1904年には7か国がパリに集まってFIFAを組織した。その後1913年にFIFAは、IFABに加盟することになる。

1863年に最初の公式競技規則が作成されて以来、IFABは、数多くの規則改正にかかわってきた。例えば、オフサイド。これは恐らく最も大きく改正された規則に違いない（当初、ボールよりも前にいる競技者は、オフサイドであった）。ゴールエリアが最初に規定されたのは1869年で、続いてコーナーキックが1872年に規定された。ペナルティーキックが最初に与えられるようになったのは1891年で、1902年まではゴールから12ヤードのライン上の地点ならどこからでもけることができた。1912年にゴールキーパーがペナルティーエリア外でボールを手で扱うことを禁じたことで得点数の増加につながり、1920年からは、スローインがオフサイドの対象から外れた。

着々とIFABは、サッカーそのものやサッカーをプレーする人、見る人の意識を変えていった。1990年のFIFAワールドカップイタリア大会™後にゴールキーパーへの意図的なバックパスが禁止され、1998年には後方からの著しく不正なタックルに対してレッドカードが示されるようになった。これらは、競技規則の変化過程における良い改正事例である。

2010年10月、IFABはゴールラインテクノロジー（GLT）導入について再検討し、2年間にわたって包括的な試験を実施することに合意した。2012年7月にはGLTを、また、追加副審を使うことについても承認するという歴史的決定を下した。

2016年3月の年次総会も、IFAB史上最も包括的な競技規則の改正を行ったと同時に、ビデオアシスタントレフェリーの試験導入を承認するという、歴史的な総会となった。

IFAB の構造と仕組み

IFAB は、2012 年から改革のプロセスを開始し、2014 年 1 月 13 日に改革を終了すると同時に、スイス法のもとで自立法人となり、IFAB そのものとその機関が持つ目的、組織および責任について定めた定款を承認した。また、IFAB の事務局長をトップにすえた運営事務局を導入し、透明性を高めるとともに民主的かつ現代的な運営を目指すこととした。

英国 4 協会と FIFA という IFAB の構成に変化はないが、この改革に伴い、サッカー界の専門家からなるサッカー諮問委員会 (Football Advisory Panel) およびテクニカル諮問委員会 (Technical Advisory Panel) を設けた。これらの諮問委員会は、諮問プロセスを改善し、競技規則の発展に向けてより積極的なアプローチを醸成することを目的としている。

年次総会 (AGM)

年次総会は、2 月または 3 月に、輪番に開催地を変えて、イングランド、スコットランド、ウェールズおよび北アイルランドのいずれかにおいて開催されるが、FIFA ワールドカップ™ 年は、FIFA が決定した地で行うこととしている。競技規則に関する年次総会の決定は、6 月 1 日から各連盟や各国サッカー協会に対して拘束力を持つ。ただし、シーズンが進行している場合や競技会が 6 月 1 日までに終了しない大陸連盟や各国サッカー協会は、次のシーズン開始または競技会終了時まで改正の施行を延期することができる。6 月 1 日以前にシーズンを開始する場合、IFAB が改正にかかる回状の通達直後に施行することができる。

IFAB で可決されない限り、いかなる大陸連盟あるいは各国サッカー協会であっても競技規則を改正することはできない。

年次事務会議 (ABM)

年次事務会議は、年次総会の準備のための会議として 11 月に開催される。年次事務会議は、各連盟や各国サッカー協会から提出された議題について検討し、試験や試行を承認することができるが、競技規則の改正は、年次総会で承認されなければならない。

テクニカル小委員会 (TSC = Technical Subcommittee)

IFAB テクニカル小委員会は、英国 4 協会、FIFA、IFAB の専門家により構成され、競技規則改正の可能性について検討し、年次総会や年次事務会議で承認された競技規則の試行の監視を担当する。

諮問委員会

サッカー諮問委員会とテクニカル諮問委員会はサッカー界の専門家により構成され、IFAB の競技規則に関する業務を援助する。メンバーは、各大陸連盟やサッカー関連機関からの元競技者、監督および審判員などからなる。サッカー諮問委員会が競技者や監督からの視点を提供するのに対し、テクニカル諮問委員会は審判技術の細部や規則改正がレフェリングに与える影響を評価する。

今回の競技規則改正の背景

今回の競技規則改正の決定プロセスは、第127回、第128回、第129回年次総会議事録に記載されている。テクニカル小委員会は2014年秋に作業を開始し、2015年2月28日開催の第129回年次総会の議事録には次のように記録されている。

“改正の目的は、競技規則をサッカーに関わるすべての人にとってより利用しやすく、理解しやすいものにし、その理解、解釈および適用の一貫性を向上させることにある。”

改正にあたり、競技規則を現代のあらゆるレベルのサッカーに適した競技規則にすることを重視した。主に変更した点は、次のとおりである。

- **構造の単純化** – 各条にかかるすべての情報をそれぞれの条文内に記載し、競技規則と規則の解釈を統合させた。
- **タイトルの更新** – これまでその条内で記載されていなかった内容を書き加えつつ、各条の名称をその内容を反映させたものに変更した。例えば、第6条：“副審”を“その他の審判員”に変更し、第4の審判員、追加副審などを含めた。
- **英語の表現と語句** – 不必要な単語は削除し、より一貫性のある語句を使用することで、競技規則をより読みやすく、翻訳しやすく、混乱や誤解の少ないものにすると共に、矛盾点を排除し、不必要な反復を削除した。また、今日のサッカーにおける女性の重要性を反映し、“性的に中立”な競技規則とした。
- **最新化** – 交代要員数の増加など、現代サッカーに合った競技規則とした。

次の“新しい”2つの重要な項を導入した。

- **規則規則改正の説明** – “これまでの”文章と“新しい”文章を提示し、各改正について解説した。
- **用語集** – 重要な語句の定義を一覧にした（特に誤解を招きかねない、あるいは、翻訳が難しいもの）。

IFABは、今回の改定により、サッカーに関わる、または、関心を持つすべての人にとって、競技規則がより利用しやすく、理解しやすいものになると考える。これにより、さらなる一貫した理解、解釈と適用を促し、解釈の違いにより生じる紛争や議論を減らすことにつながると期待する。

IFABは、今回の改定に向けたテクニカル小委員会の作業に心から感謝の意を表明する。

- David Elleray (プロジェクトリーダー、IFAB)
- Neale Barry ((イングランド) サッカー協会)
- Jean- Paul Brigger (FIFA)
- Massimo Busacca (FIFA)
- William Campbell (アイルランドサッカー協会)
- Ray Ellingham (ウェールズサッカー協会)
- John Fleming (スコットランドサッカー協会)
- Fernando Tresaco Gracia (FIFA)

競技規則に関する付記

修正

関係する各国サッカー協会の合意が得られており、また、競技規則の基本原則が保持されていれば、16歳未満の競技者、女子、年長者（35歳以上）および障がいのある競技者の試合では競技規則の適用に当たって、以下の一部またはすべてに修正を加えることができる。

- 競技のフィールドの大きさ
- ボールの大きさ、重さ、材質
- ゴールポストの間隔とクロスバーのグラウンドからの高さ
- 試合時間
- 交代

これ以外の修正は、国際サッカー評議会の同意があった場合にのみ認められる。

公式言語

国際サッカー評議会が英語版、フランス語版、ドイツ語版およびスペイン語版の競技規則を発行している。文章表現に疑義が生じた場合、英語版の競技規則に基づくものとする。

符号

競技規則の主な改正については下線を施し、余白にマークをつけた。







Laws of the Game

2016/17

サッカー競技規則 2016/17

Law

01

第1条

競技のフィールド

1. フィールドの表面

競技のフィールドは、全体が天然、または、競技会規定で認められる場合は全体が人工の表面でなければならない。ただし、競技会規定で認められる場合は、人工と天然素材を組み合わせたもの（ハイブリッドシステム）を使用することもできる。

人工芝の表面の色は、緑でなければならない。

FIFA 加盟サッカー協会の代表チームまたクラブチームの国際競技会のいずれの試合においても人工芝のフィールドが用いられる場合、その表面はFIFAサッカー芝クオリティプログラム（FIFA Quality Programme for Football Turf）または国際試合芝基準（International Match Standard）の要件を満たさなければならない。ただし、FIFAから特別な適用免除を受けた場合は除く。

2. フィールドのマーキング

競技のフィールド（以下、フィールドという）は長方形で、危険がないよう連続したラインでマークしなければならない。エリアの境界線を示すラインはそのエリアの一部である。

フィールドは第1条で指定されるラインのみフィールドに描くことができる。

長い方の2本の境界線をタッチライン、短い方の2本の境界線をゴールラインという。

2本のタッチラインの中点を結ぶハーフウェーラインでフィールドを半分に分ける。

ハーフウェーラインの中央にセンターマークをしるす。これを中心に半径9.15m（10ヤード）のサークルを描く。

コーナークから9.15m (10ヤード) 離れたフィールドの外側に、ゴールラインとタッチラインに対して直角のマークをつけることができる。

すべてのラインの幅は同じで、12cm (5インチ) を超えてはならない。ゴールラインの幅はゴールポストおよびクロスバーの厚さと同じでなければならない。

人工のフィールド表面が用いられる場合、サッカーのためのラインと異なる色ではっきりと見分けられるならば、その他のラインの使用が認められる。

競技者がフィールドに許可されていないマークをつけた場合、反スポーツ的行為で警告されなければならない。試合中に審判がそれを見つけたならば、次にボールがアウトオブプレーになったとき、違反した競技者を警告しなければならない。

3. 大きさ

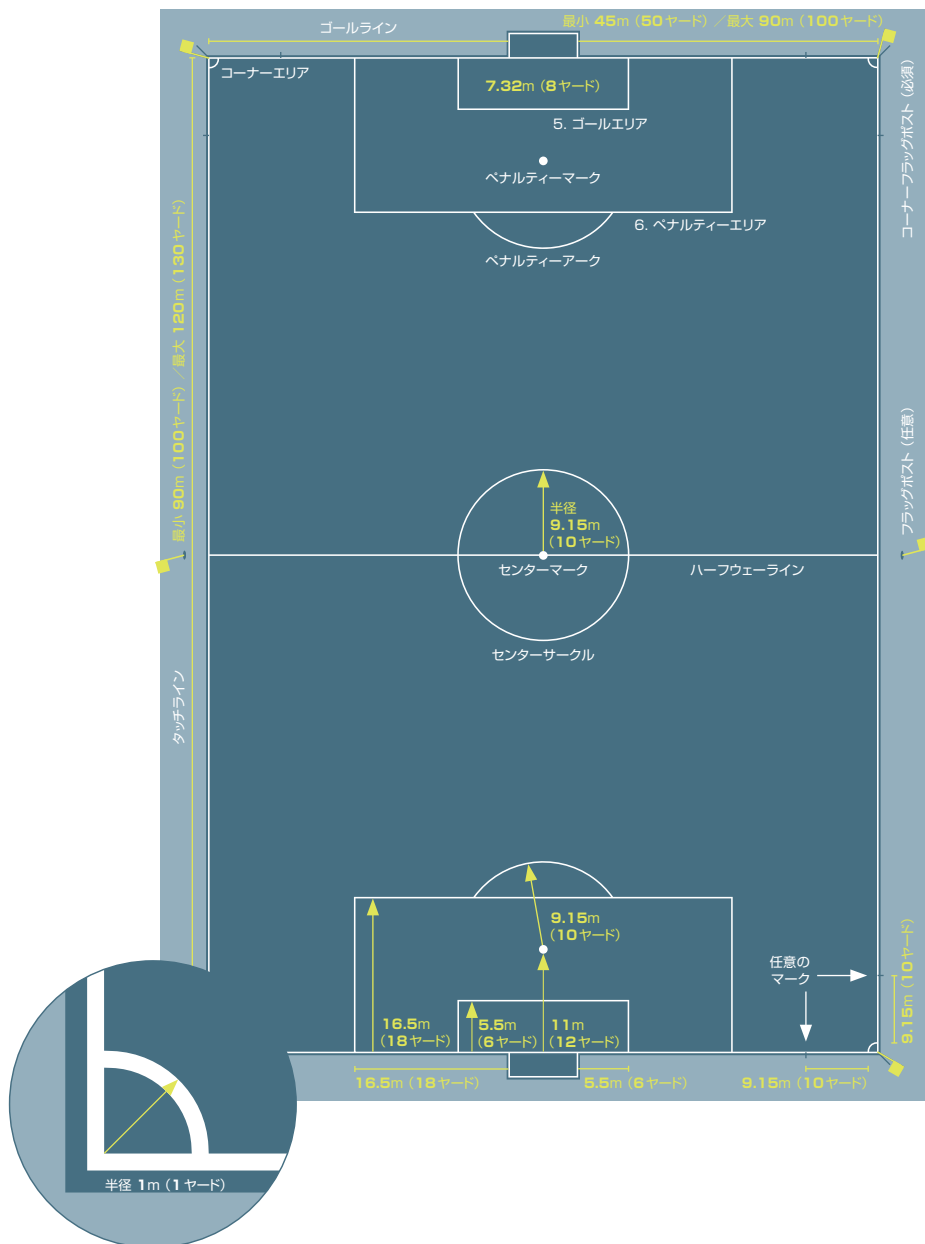
タッチラインは、ゴールラインより長くなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| • 長さ (タッチライン) | • 長さ (ゴールライン) |
| 最小 90m (100ヤード) | 最小 45m (50ヤード) |
| 最大 120m (130ヤード) | 最大 90m (100ヤード) |

4. 国際試合用の大きさ

- | | |
|------------------|----------------|
| • 長さ (タッチライン) | • 長さ (ゴールライン) |
| 最小 100m (110ヤード) | 最小 64m (70ヤード) |
| 最大 110m (120ヤード) | 最大 75m (80ヤード) |

競技会は、上記の大きさの範囲内でゴールラインとタッチラインの長さを決定できる。



5. ゴールエリア

ゴールポストの内側から、5.5m (6 ヤード) のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、フィールド内に5.5m (6 ヤード) まで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがゴールエリアである。

6. ペナルティーエリア

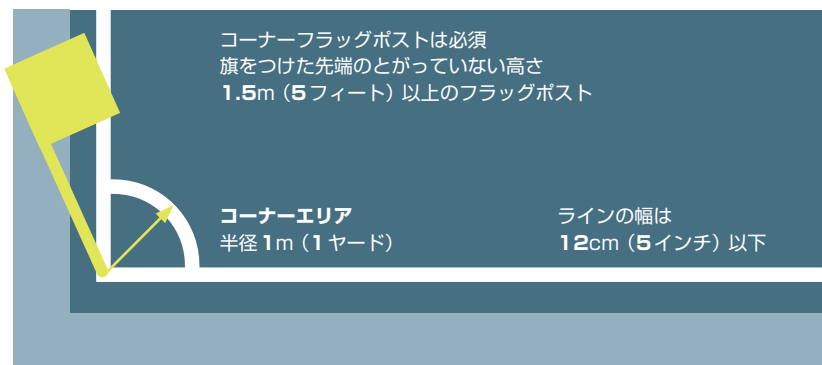
ゴールポストの内側から、16.5m (18 ヤード) のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、フィールド内に16.5m (18 ヤード) まで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

それぞれのペナルティーエリア内に、両ゴールポストの中央から11m (12 ヤード) のところにペナルティーマークを描く。

それぞれのペナルティーマークの中央から半径9.15m (10 ヤード) のアークをペナルティーエリアの外に描く。

7. コーナーエリア

コーナーエリアは、それぞれのコーナーフラッグポストから、半径1m (1 ヤード) の四分円をフィールド内に描いて規定される。



8. フラッグポスト

各コーナーには、旗をつけた先端のとがっていない高さ 1.5 m (5 フィート) 以上のフラッグポストを立てる。

ハーフウェーラインの両端に、タッチラインから 1 m (1 ヤード) 以上はなしてフラッグポストを立ててもよい。

9. テクニカルエリア

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員と交代要員の座席部分が設置される：

- テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に 1 m (1 ヤード)、前方にタッチラインから 1 m (1 ヤード) の範囲内でなければならない。
- テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをしなければならない。
- テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。
- テクニカルエリアに入ることのできる者は：
 - 競技会規定に従って試合開始前に特定される。
 - 責任ある態度で行動しなければならない。
 - トレーナーやドクターが競技者の負傷の程度を判断するため主審からフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、エリア内にとどまっていなければならない。
- その都度ただ 1 人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。

10. ゴール

ゴールを1基、それぞれのゴールラインの中央に設置する。

ゴールは、コーナースタックポストから等距離のところに垂直に立てられた2本のポストと、その頂点を結ぶ水平なクロスバーとからなる。ゴールポストとクロスバーは、承認された材質でできていなければならない。その形は正方形、長方形、円形、楕円形のいずれかでなければならず、危険なものであってはならない。

両ポストの間隔（内測）は7.32 m（8ヤード）で、クロスバーの下端からグラウンドまでの距離は2.44 m（8フィート）である。

ゴールラインに対するゴールポストの位置は、図のとおりでなければならない。

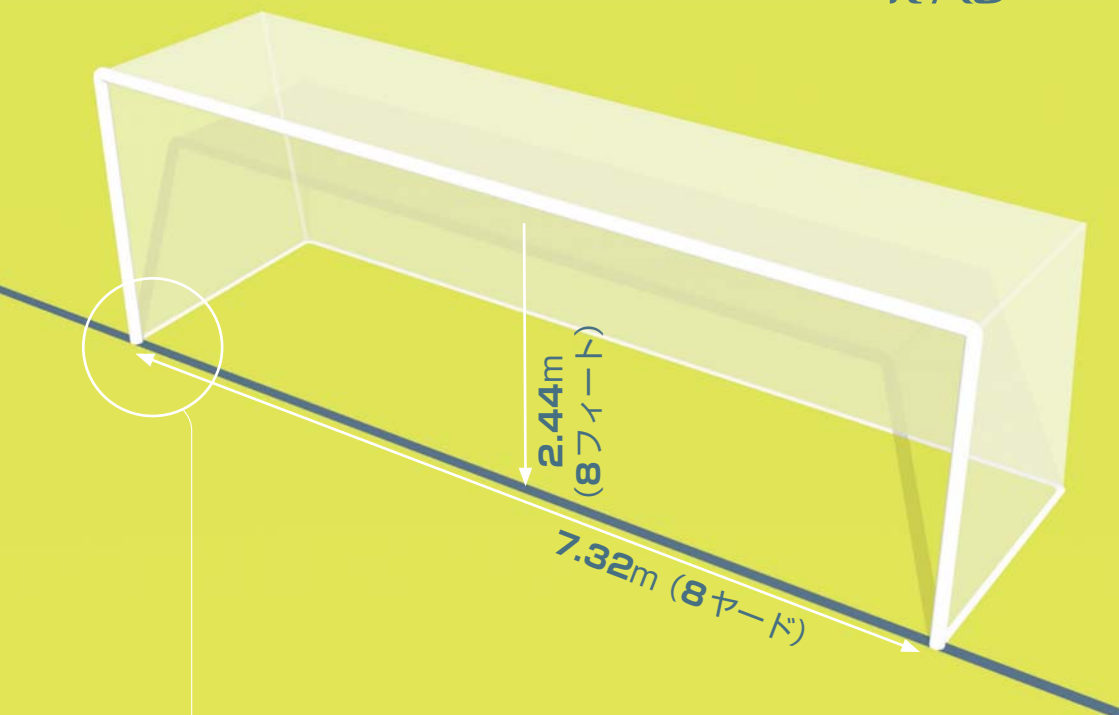
ゴールポストとクロスバーは白色で、同じ幅と同じ厚さで、12 cm（5インチ）以下とする。

クロスバーが移動した、または、破損した場合、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーは停止される。クロスバーの修復が不可能な場合、試合は中止されなければならない。クロスバーの代わりに、ロープや曲がりやすい、または、危険な素材を使用することは認められない。プレーはドロップボールによって再開される。

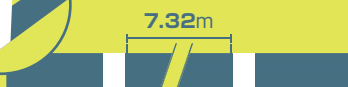
ネットをゴールとその後方のグラウンドに取り付けることができるが、それは適切に支えられ、ゴールキーパーの邪魔にならないようにする。

安全

ゴール（移動式ゴールを含む）はグラウンドに確実に固定しなければならない。



ゴールラインに対するゴールポストの位置は、
下図のとおりでなければならない



11. ゴールライン・テクノロジー (GLT)

GLTシステムは、得点があったかどうかを検証し、主審の決定を援助するために使用することができる。

ゴールライン・テクノロジー (GLT) を使用する場合、ゴールの枠の修正が認められる。修正はFIFA GLT クオリティ・プログラムの規定および競技規則に従って行わなければならない。GLTの使用は、各競技会規定に明記されなければならない。

GLTの基本原則

GLTはゴールラインにのみ適用され、得点があったかどうかの決定にのみ使用される。

得点があったかどうかはGLTシステムによって瞬時になされ、自動的に1秒以内に、(主審の時計の振動および視覚的シグナルにより) 審判員にのみ伝えられなければならない。

GLTの要件および規定

競技会の試合でGLTが使用される場合、競技会主催者は、システムが次の要件を満たしていることを確認しなければならない：

- FIFA クオリティプロ
- FIFA クオリティ
- 国際試合ボール基準

独立した検査機関がテストマニュアルに従って、異なる技術提供会社のシステムの正確性および機能を検証しなければならない。

GLTが使用される場合、主審は試合前に、FIFA GLT クオリティ・プログラムのテストマニュアルに従ってこの技術の機能をテストする義務がある。その技術がテストマニュアルに沿って機能しない場合は、主審はGLTシステムを使用してはならず、この事実を各関係機関に報告しなければならない。

12. 商業的広告

チームがフィールドに入場してからハーフタイムで離れるまで、またハーフタイム後に再入場してから試合の終了まで、フィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、または境界線の外側 1m (1 ヤード) 以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。ゴール、ネット、フラッグポストやその旗にも広告は認められない。また、これらのものに余計な備品 (カメラ、マイクロフォンなど) を付けてはならない。

また、立型の広告は、少なくとも：

- ・ フィールドのタッチラインから 1m (1 ヤード)、
- ・ ゴールライン側については、ゴールのネットの奥行と同じ長さ、
- ・ ゴールネットからは 1m (1 ヤード) 離す。

13. ロゴおよびエンブレム

有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、各国サッカー協会、競技会、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。フラッグポストの旗に付けることは、許可される。

(公財) 日本サッカー協会の決定

- ・ センターマークおよびペナルティーマークは、直径 22cm の円で描く。
- ・ コーナーアークから 9.15m を示すマークは、ゴールラインまたはタッチラインから 5cm 離して直角に 30cm の長さの線で描く。9.15m の距離は、コーナーアークの外側からこのマークのそれぞれゴール側の端またはハーフウェーライン側の端までとする。
- ・ 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは 105m × 68m とする (1985 年 11 月 21 日理事会決定)。
なお、FIFA は、ワールドカップ、オリンピック等のフィールドの大きさを 105m × 68m と定めている。
- ・ クロスバーおよびゴールポストの幅と厚さは、ともに 12cm のものが最も適当とする。

Law

02

第2条

ボール

1. 品質と規格

ボールは、次のものとする：

- 球形
- 適切な材質
- 外周は、70cm (28インチ) 以下、68cm (27インチ) 以上
- 重さは、試合開始時に450g (16オンス) 以下、410g (14オンス) 以上
- 空気圧は、海面の高さの気圧で、0.6～1.1 気圧 (600～1100g/cm² : 8.5～15.6 ポンド/平方インチ)

すべてのボールは、FIFA や各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合において、次のいずれかを付けていなければならない。



- FIFA クオリティプロ



- FIFA クオリティ



- 国際試合ボール基準

これまでの“FIFA 承認 (FIFA Approved)”、“FIFA 検定 (FIFA Inspected)”、“国際試合ボール基準 (International Match Standard)”という品質を示すロゴがついているボールは、上記の試合において2017年7月まで使用することができる。

各ロゴは、第2条に規定される最低限の仕様に加えて、IFAB による承認が必要なロゴ別の技術的要件を満たしていることが、公式にテストされて証明されたものである。テストを実施する検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

ゴールライン・テクノロジー (GLT) を使用する場合、このテクノロジーを導入したボールには上記の品質を示すロゴのうちいずれかが付けられていなければならない。

各国サッカー協会の競技会は、これらのロゴのいずれかを付けたボールの使用を要求することができる。

FIFAの競技会ならびに各大陸連盟および各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、ボールに一切の商業広告を付けることは認められない。ただし、競技会、競技会の主催者のロゴやエンブレムおよびメーカーの承認された商標は認められる。競技会規定において、これらのマークのサイズと数を制限することができる。

2. 欠陥が生じたボールの交換

ボールに欠陥が生じた場合：

- プレーは、停止される。
- プレーは、もとのボールに欠陥が生じた場所で、交換したボールをドロップして再開される。

キックオフ、ゴールキック、コーナーキック、フリーキック、ペナルティーキック、またはスローインのときに、ボールに欠陥が生じた場合は、プレーの再開をやり直す。

ペナルティーキックまたはペナルティーマークからのキックの途中で、ボールが前方に動き、競技者またはクロスバーまたはゴールポストに触れる前に欠陥が生じた場合、ペナルティーキックは、再び行われる。

試合中、ボールは主審の承認を得ずに交換できない。

3. 追加のボール

第2条の要件を満たしている追加のボールは、フィールドの外に配置することができるが、その使用は主審のコントロール下にあるものとする。

IFAB®



Law

03

第3条

競技者

1. 競技者の数

試合は、11人以下の競技者からなる2つのチームによって行われる。そのうち1人はゴールキーパーである。いずれかのチームが7人未満の場合、試合は開始も続行もされない。

1人以上の競技者が意図的にフィールドから出たために1チームの競技者が7人未満となる場合、主審はプレーを停止する必要がなく、アドバンテージを適用することができる。ただし、ボールがアウトオブプレーになった後に1チームの競技者が7人未満である場合は、試合を再開してはならない。

競技会規定ですべての競技者と交代要員の氏名をキックオフの前に届けなければならないとしている場合で、一方のチームが11人未満の競技者で試合を開始した場合、先発として氏名が届けられている競技者と交代要員のみが、到着後に試合に参加することができる。

2. 交代要員の数

公式競技会

FIFA、大陸連盟、または、各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大3人までの交代を行うことができる。

競技会規定には、3人から最大12人までの範囲で、氏名を届けることができる交代要員の数を明記しなければならない。

その他の試合

国際Aマッチにおいては、最大6人までの交代を行うことができる。

その他のすべての試合においては、次の条件を満たせば、より多い人数の交代を行うことができる：

- ・ 関係チームが交代の最大人数について合意し、
- ・ 試合前に主審に通知する。

試合前に、主審に通知されない場合、または、関係チームが合意しなかった場合は、各チーム最大6人まで交代することができる。

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

再交代は、協会の合意の下、最も底辺のレベル（グラスルーツ／レクリエーション）の試合においてのみ使用することが認められる。

3. 交代の進め方

交代要員の氏名は、試合開始前に主審に届けられなければならない。それまでに氏名が主審に届けられていない交代要員は試合に参加できない。

競技者が交代要員と交代する場合、次のことを守らなければならない：

- ・ 交代が行われることについて、事前に主審に通知する。
- ・ 交代して退く競技者は、既にフィールド外に出ている場合を除き、主審の承認を得てフィールドから離れる。
- ・ 交代して退く競技者は、ハーフウェーラインのところからフィールドを出る必要はなく、再交代が認められる場合を除き、その試合に再び参加することはできない。
- ・ 交代される競技者がフィールドを離れることを拒んだ場合、競技は続けられる。

交代要員は次の条件においてフィールドに入ることができる：

- ・ プレーの停止中
- ・ ハーフウェーラインのところから
- ・ 交代によって退く競技者がフィールドの外に出た後
- ・ 主審の合図を受けてから

交代は、交代要員がフィールドに入ったときに完了し、そのときからその交代要員は競技者となり、交代された競技者は交代して退いた競技者となる。

交代要員は、一度フィールドに入ってから、プレーの再開に参加できる。

ハーフタイムのインターバル中や延長戦に入る前に交代が行われる場合、交代の手続きは後半や延長戦のキックオフの前に完了させるものとする。

交代して退いた競技者と交代要員は、出場するしないにかかわらず、主審の権限に従い、その管轄下にある。

4. ゴールキーパーの入れ替え

ゴールキーパー以外の競技者は、次の条件でゴールキーパーと入れ替わることができる：

- 入れ替わる前に主審に通知する。
- プレーの停止中に入れ替わる。

5. 違反と罰則

主審に通知することなく、氏名が届けられた競技者に代わって氏名が届けられた交代要員が先発出場した場合：

- 主審は氏名が届けられた交代要員を続けて試合に参加することを認める。
- 氏名が届けられた交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。
- 氏名が届けられた競技者は氏名が届けられた交代要員となる。
- 交代の数は減らされない。
- 主審は関係機関にこの事実について報告する。

主審の承認無く、競技者がゴールキーパーと入れ替わった場合、主審は：

- プレーを続けることを認める。
- 次にボールがアウトオブプレーになったとき、両競技者を警告する。

本条に対して、その他の違反があった場合：

- 競技者は、警告される。
- プレーが停止されたときにボールがあった位置から間接フリーキックでプレーは再開される。

6. 競技者と交代要員の退場

退場を命じられた競技者は：

- チームリスト提出前に退場を命じられた場合は、いかなる資格があってもチームリストに氏名を届けることができない。
- チームリストに氏名が記載された後、キックオフ前に退場を命じられた競技者は、氏名が届けられた交代要員から補充することができるが、その交代要員の補充をすることはできない。また、そのチームの交代の回数は減らされない。
- キックオフ後に退場を命じられた競技者の補充はできない。

試合開始の前後を問わず、氏名が届けられた交代要員が退場を命じられた場合、その補充はできない。

7. フィールド上の部外者

監督他、チームリストに氏名が記載されている役員（競技者または交代要員を除く）は、チーム役員である。競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに氏名が記載されていない者は、外的要因とみなされる。

もしチーム役員、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者または外的要因がフィールドに入った場合、主審は次の行動を取らなければならない：

- それらがプレーを妨害しているなら、プレーを停止する。
- プレーが停止した際に、その者をフィールドから退出させる。
- 適切な懲戒処置をとる。

次の者がプレーを妨害しており、プレーが停止された場合：

- チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックによりプレーを再開する。
- 外的要因による場合、ドロップボールによってプレーを再開する。

ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合は、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。

8. フィールド外の競技者

主審の承認を得てフィールドを離れた競技者が、主審の承認なくフィールドに復帰した場合、主審は：

- ・ プレーを停止しなければならない（ただし、競技者がプレーを妨害していない場合やアドバンテージを適用できる場合は、ただちに停止する必要はない）。
- ・ 主審の承認なくフィールドに入ったことで競技者を警告しなければならない。
- ・ 競技者にフィールドから離れるよう命じなければならない。

主審がプレーを停止した場合、プレーは次の方法で再開されなければならない：

- ・ プレーが停止されたときにボールがあった位置から、間接フリーキックによって再開される。
- ・ 競技者が第12条に違反していたならば、第12条に従って再開される。

競技者がプレーの動きの一部としてフィールドの境界線を越えた場合、違反を犯したとはみなされない。

9. 得点があったときにフィールド上に部外者がいた場合

得点后、プレーが再開される前に、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合：

- ・ 主審は、部外者が次の場合、得点を認めてはならない：
 - ・ 得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であったとき
 - ・ 外的要因であり、その者がプレーを妨害し、上記“フィールド上の部外者”で示すような得点の結果にならなかったとき

プレーは、ゴールキック、コーナーキックまたはドロップボールによって再開される。

- ・ 主審は、部外者が次の場合、得点を認めなければならない：
 - ・ 得点されたチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であったとき
 - ・ 外的要因であったが、プレーを妨害していなかったとき

いずれの場合でも、主審は部外者をフィールドから退出させなければならない。

得点後、プレーが再開されたのち、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合、得点を認めなければならない。その部外者がフィールド上にいる場合、主審は次のことをしなければならない：

- プレーを停止する。
- 部外者を退出させる。
- ドロップボールまたは必要に応じてフリーキックでプレーを再開させる。

主審は、関係機関にこの事実について報告しなければならない。

10. キャプテン

チームのキャプテンは、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてある程度の責任を有している。



Law

04

第 4 条

競技者の用具

1. 安全

競技者は、危険な用具を用いる、あるいはその他のものを身につけてはならない。

すべての装身具（ネックレス、指輪、ブレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど）は禁止されており、外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

競技者は試合開始前に、交代要員はフィールドに入場する前に検査されなければならない。競技者が、認められていない危険な用具や装身具を身につけている、あるいは使用している場合、主審はその競技者に次のことを命じなければならない：

- 認められていないものを外す。
- 競技者が外すことができない、またはそれを拒んだ場合は、次に競技が停止されたとき、その競技者をフィールドから離れさせる。

競技者が拒んだり、再び身につけていた場合、その競技者は警告されなければならない。

2. 基本的な用具

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである：

- 袖のあるシャツ
- ショーツ
- ソックス – テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、それは着用するまたは覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない。
- すね当て – 適切な材質でできていて、それ相応に保護することができ、ソックスで覆われていなければならない。
- 靴

ゴールキーパーは、トラックスーツのパンツをはくことができる。

競技者の靴やすね当てが偶発的に脱げてしまった場合、次にボールがアウトオブプレーになる前に、できるだけ速やかに着用させなければならない。それをする前に競技者がボールをプレーする、または、得点をした場合、得点を認める。

3. 色

- ・ 両チームは、お互いに、また審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- ・ それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- ・ 両チームのゴールキーパーのジャージーが同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。

アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

4. その他の用具

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど危険でない保護用具で、柔らかく、軽いパッドが入った材質でできているものは、ゴールキーパーの帽子やスポーツめがねと同様に認められる。

ヘッドカバーを着用する場合、それは：

- ・ 黒または、シャツの主たる色と同じでなければならない（同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする）。
- ・ 競技者の用具として、見苦しくない外見であること。
- ・ シャツと一体となっていない。
- ・ 着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの（例えば、首周りが開閉する構造となっている）であってはならない。
- ・ 表面から突き出ている部分（突起物）があってはならない。

競技者（交代要員および交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者を含む）間、テクニカルスタッフ間、または、競技者とテクニカルスタッフとの間のあらゆる形式の電子通信システムの使用は、認められない。

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）が用いられる場合（各国サッカー協会、競技会主催者の合意を前提として）：

- システムは危険を及ぼすものであってはならない。
- 機器やシステムから発信される情報やデータを、試合中にテクニカルエリア内で受信、または、使用することは認められない。

用具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。競技者は、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。いかなる違反であっても、競技者およびチームは、競技会の主催者や各国サッカー協会、またはFIFAによって罰せられる。

5. 違反と罰則

本条に関する違反があった場合、プレーが停止される必要はなく、違反した競技者は：

- 主審にフィールドから離れて用具を正すように指示される。
- 用具を正していなければ、プレーが停止した際に離れる。

用具を正す、または、取り替えるためにフィールドを離れた競技者は：

- 審判員に用具を点検されてから、復帰を認められる。
- 主審の承認を受けて初めてフィールドに復帰できる（承認はプレーが進行中でも行うことができる）。

競技者が主審の承認無くフィールドに入った場合、その競技者は警告されなければならない。その警告をするために主審がプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった場所から、間接フリーキックが与えられる。

Law

05

第5条

主審

1. 主審の権限

各試合は、その試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審によってコントロールされる。

2. 主審の決定

決定は、主審が競技規則および“サッカー競技の精神”に従ってその能力の最大を尽くして下し、適切な措置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。

プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、また試合結果を含め最終である。

プレーを再開した後、主審が前半または後半（延長戦を含む）終了の合図をしてフィールドを離れた後、または、試合を終結させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、決定を変えることができない。

主審が任務の遂行が不能になった場合、プレーは次にボールがアウトオブプレーになるまで他の審判員の監視下で続けることができる。

3. 職権と任務

主審は、

- 競技規則を施行する。
- 他の審判員と協力して試合をコントロールする。
- タイムキーパーを務め、また試合の記録を取り、関係機関に審判報告書を提出する。報告書には、試合前、試合中または試合後の、懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる。
- プレーの再開を管理し合図する。

アドバンテージ

- 違反や反則があり、反則をしていないチームがアドバンテージによって利益を受けそうなときは、プレーを継続させる。しかし、予期したアドバンテージがそのとき、または、数秒以内に実現しなかった場合は、その違反や反則を罰する。

懲戒処置

- 同時に2つ以上の反則が起きたときは、罰則、負傷のひどさ、戦術的影響の面から、より重いものを罰する。
- 警告または退場となる反則を犯した競技者に懲戒処置をとる。
- 主審は、試合前のフィールド点検のためにフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置を行使する権限をもつ。試合開始時にフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審はその競技者を試合に参加させないようにする権限を持つ（第3条6項参照）。主審はその他の不正行為を報告する。
- ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時にフィールドに入ってから試合終了後まで、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。
- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、役員をフィールドとその周辺から立ち退かすことができる。
- 主審が見ていなかった出来事に対しては、他の審判員の助言によって行動する。

負傷

- 競技者の負傷が軽い場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 競技者が重傷を負った場合、プレーを停止し、確実にその競技者をフィールドから退出させる。負傷した競技者がフィールド内で治療を受けることはできず、プレーが再開された後に復帰する。ボールがインプレー中はタッチラインからのみ復帰することができるが、ボールがアウトオブプレー中であれば、いずれの境界線からであっても復帰できる。フィールドから退出する要件につき、次の場合のみ例外とする：

- ・ ゴールキーパーが負傷したとき
 - ・ ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、対応が必要なとき
 - ・ 同じチームの競技者が衝突し、対応が必要なとき
 - ・ 重篤な負傷が発生したとき
 - ・ 相手競技者が警告される、または、退場を命じられるような身体的反則（例えば、無謀な、または、著しく不正なファウルとなるチャレンジ）の結果として競技者が負傷したが、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるとき
- ・ 出血した競技者を確実にフィールドから離れさせる。その競技者は、止血および用具に血が付着していないことを十分に確認された後、主審の合図を受けてからのみ復帰できる。
 - ・ 主審がドクターまたは担架搬送者のフィールドへの入場を認めたときは、競技者は担架に乗って、または、歩いて、フィールドから離れなければならない。競技者が拒んだらば、反スポーツ的行為で警告されなければならない。
 - ・ 主審が負傷した競技者に警告または退場を命じる決定をした後で、その競技者が治療のためフィールドを離れる場合は、その競技者がフィールドを離れる前にカードを提示しなければならない。
 - ・ その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷が競技規則の違反に起因していないのであれば、ドロップボールによりプレーは再開されなければならない。

外部からの妨害

- ・ 以下のような競技規則のあらゆる違反に対して、または、外部からの何らかの妨害があった場合、試合を停止し、一時的に中断し、または、中止する。例えば：
 - ・ 照明が不十分である。
 - ・ 観客から投げられたものが審判員あるいは競技者またはチーム役員に当たった場合、主審は、その出来事の重大さに応じ、試合を続けることもできるし、プレーを停止または一時的に中断、また、試合を中止することもできる。
 - ・ 観客の笛がプレーを妨害した場合、プレーは停止され、ドロップボールにより再開される。
 - ・ 試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入った場合、主審は：

- ー プレーが妨害された場合に限り、プレーを停止（ドロップボールにより再開）しなければならない。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合は、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。
 - ー プレーが妨害されなかった場合、プレーを続けさせ、できるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。
- ・ 認められていない者をフィールドに入らせない。

4. 主審の用具

基本的な用具

- ・ 笛
- ・ 時計
- ・ レッドカードとイエローカード
- ・ ノート（または試合を記録するためのその他の道具）

その他の用具

主審は、以下のものを使用することが認められる：

- ・ その他の審判員との通信のための用具。例えば、ブザー／ビープフラッグ／ヘッドセットなど
- ・ 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）またはその他のフィットネスモニタリング機器

主審およびその他の審判員は、装身具またはその他の電子機器を着用することができない。

5. シグナル

承認されている主審のシグナルについては図を参照。

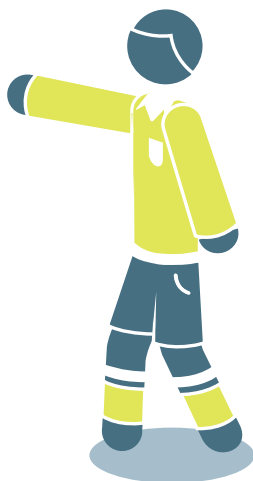
走りながら両腕を前に伸ばしてアドバンテージを示すことが難しいこともあるので、従来の“両腕”に加え、同じような形を“片腕”で示すことも認められる。



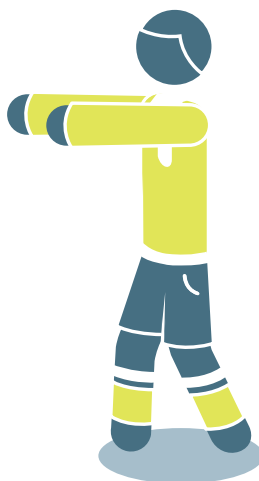
間接フリーキック



直接フリーキック



アドバンテージ (1)



アドバンテージ (2)



ペナルティーキック



レッドカードとイエローカード



コーナーキック



ゴールキック

6. 審判員の責任

主審、または他の審判員は、以下のことに法的な責任を負わない：

- 競技者、役員または観客のあらゆる負傷
- すべての財産についてのあらゆる損害
- 競技規則による決定または試合の開催、競技、管理に必要な一般的な進め方に基づく決定によって起きた、あるいは起きたであろうと思われる、個人、クラブ、会社、協会、またはその他の団体に対するその他の損失

これらの決定には、以下が含まれる：

- フィールドやその周辺の状態または天候の状態、試合を開催できるかできないか
- なんらかの理由による試合中止
- 試合中に使用するフィールドの設備とボールの適合性に関するもの
- 観客の妨害または観客席でのなんらかの問題により、試合を中止するかしないか
- 負傷した競技者を治療のためにフィールドから退出させるために、プレーを停止するかしないか
- 負傷した競技者を治療のためにフィールドから退出させる必要があるかないか
- 競技者がある種の衣服や用具を着用することを認めるか認めないか
- 主審の権限が及ぶ場所において、いかなる者（チームまたはスタジアムの役員、警備担当者、カメラマン、その他メディア関係者を含む）のフィールド周辺への立ち入りを許可するかしないか
- 競技規則またはその試合が行われる FIFA、大陸連盟、各国サッカー協会および競技の規約や規定にある任務に従って下されたその他の決定

Law

06

第6条

その他の審判員

試合には、その他の審判員（副審2人、第4の審判員、追加副審2人、リザーブ副審）を任命できる。その他の審判員は、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助するが、最終決定は常に主審によって下される。

その他の審判員は、主審の指示に従って活動する。不法な妨害、または不当な行為を行ったとき、主審はその審判員を解任し、関係機関に報告する。

リザーブ副審を除くその他の審判員は、反則と違反を主審より明らかに事象が見えている場合に主審を援助し、主審に見えなかった著しい不正行為やその他の出来事について、関係機関に報告書を提出しなければならない。作成した報告書については主審とその他の審判員に知らせなければならない。

その他の審判員は、主審がフィールド、ボール、競技者の用具を点検する際（すでに問題が解決されている場合も含む）、また時間、得点、不正行為などの記録をする際に援助する。

競技会規定は、競技会開始に先立って、審判員がその職務を開始または続行することができない場合に、誰が審判員と交代するのか、またこれに伴う交代について明確にしなければならない。特に、主審がその職務を続行できない場合、第4の審判員、上級の副審、または、上級の追加副審のうち誰が主審を務めるのかを明確にする必要がある。

1. 副審

副審は、次のときに合図をする：

- ボール全体がフィールドの外に出たときに、どちらのチームがコーナーキック、ゴールキックまたはスローインを行うのか。
- オフサイドポジションにいる競技者が罰せられるとき
- 競技者の交代が要求されているとき
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れたかどうか、またボールがゴールラインを越えたかどうか。追加副審が任命された場合、副審はペナルティーマークの延長線上に位置する。

副審の援助には交代の進め方の監視も含まれる。

副審は9.15m（10ヤード）の距離をコントロールする援助を行うために、フィールドに入ることができる。

2. 第4の審判員

第4の審判員の援助には次のものが含まれる：

- 交代の手続きの管理
- 競技者と交代要員の用具の点検
- 主審のシグナルや承認を受けたあとに、競技者を再入場させる。
- ボール交換の管理
- 前半、後半（延長戦を含む）の終了時に主審がプレーに追加しようとする最小限のアドিশョナルタイムの表示
- テクニカルエリアに入っている者が責任ある行動を取らなかった場合、主審に伝える。

3. 追加副審

追加副審は次のときに合図できる：

- 得点を含め、ボールの全体が、ゴールラインを越えたとき
- どちらのチームがコーナーキックやゴールキックを行うのか。
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れたかどうか。またボールがゴールラインを越えたかどうか。

4. リザーブ副審

リザーブ副審の唯一の任務は、職務を続行することができなくなった副審または第4の審判員と交代することである。



交代

5. 副審のシグナル



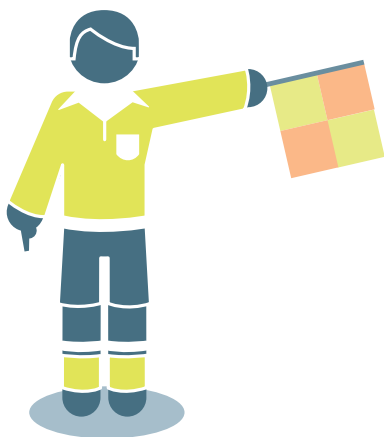
攻撃側のフリーキック



守備側のフリーキック



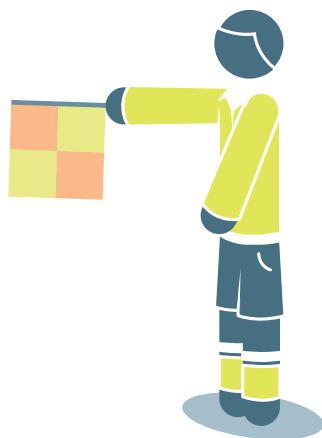
攻撃側競技者のスローイン



守備側競技者のスローイン



コーナーキック



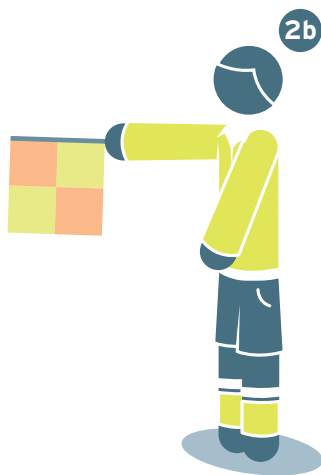
ゴールキック



オフサイド



近い側のオフサイド



フィールドの中央のオフサイド



遠い側のオフサイド

6. 追加副審のシグナル



得点

(ボールが明らかにゴールラインを
越えた場合を除く)



IFAB®

Law

07

第7条

試合時間

1. プレー時間

試合は、前半、後半ともに45分間行われる。プレーの開始前に主審と両チームが合意した場合に限りプレー時間の長さを短縮することができ、それは競技規則に従ったものでなければならない。

2. ハーフタイムのインターバル

競技者には、ハーフタイムのインターバルを取る権利があり、それは15分間を超えないものとする。競技会規定には、ハーフタイムのインターバル時間を規定し、それは主審の承認があった場合にのみ変更できる。

3. 空費された時間の追加

主審は、下記のように前半、後半に空費されたすべての時間を追加する：

- 競技者の交代
- 負傷した競技者の負傷の程度の判断やフィールドからの退出
- 時間の浪費
- 懲戒の罰則
- 競技会規定で認められる、飲水やその他医療上の理由による停止
- プレーの再開を著しく遅らせる行為（例えば、得点の喜び）を含む、その他の理由

第4の審判員は、前半、後半の最後に、主審によって決定された最小限のアディショナルタイムを表示する。主審はアディショナルタイムを増やすことはできるが減らすことはできない。

前半に時間計測を間違えたとしても、主審は後半の時間の長さを変えることによって埋め合わせをしてはならない。

4. ペナルティーキック

ペナルティーキックを行う、または、再び行う場合、ペナルティーキックが完了するまで、前半、後半は延長される。

5. 中止された試合

競技会規定または主催者が定める場合を除き、中止された試合は再び行われる。

IFAB®



Law

08

第8条

プレーの開始および再開

試合の前半、後半、延長戦の前半、後半の、開始および、得点があった後のプレーは、キックオフによって行われる。(直接または間接)フリーキック、ペナルティーキック、スローイン、ゴールキック、コーナーキックはその他の再開方法である(第13～17条参照)。主審がプレーを停止し、この条で定められた上記の再開方法が当てはまらない場合は、ドロップボールで再開する。

ボールがインプレーでないときに違反が起きた場合、プレーの再開方法は、変更しない。

1. キックオフ

進め方

- コイントスに勝ったチームが、前半に攻めるゴールを決める。
- 相手チームがキックオフを行う。
- トスに勝ったチームは、後半開始のキックオフを行う。
- 試合の後半には、両チームはエンドを替え、反対のゴールを攻める。
- 一方のチームが得点したのち、他方のチームがキックオフを行う。

全てのキックオフの際：

- すべての競技者は、フィールドの自分たちのハーフ内にいなければならない。
- キックオフをするチームの相手競技者は、ボールがインプレーになるまで9.15m(10ヤード)以上ボールから離れなければならない。
- ボールは、センターマーク上に静止していなければならない。
- 主審が合図する。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。
- キックオフから相手競技者のゴールに直接入れて得点することができる。

違反と罰則

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。意図的にボールを手または腕で扱った場合は、直接フリーキックが与えられる。

キックオフの進め方に対して、その他の違反があった場合、キックオフを再び行う。

2. ドロップボール

進め方

主審は、プレーを停止したときにボールがあった位置でボールをドロップする。ただし、ボールがゴールエリア内にあるときにプレーを停止した場合、ボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でドロップする。

ボールがグラウンドに触れたときに、ボールはインプレーとなる。

何人の競技者でもドロップボールに参加できる（ゴールキーパーを含む）。主審は誰がドロップボールに参加してよいか、また、ドロップボールの結果について指示できない。

違反と罰則

次の場合、ボールを再びドロップする：

- ・ ボールがグラウンドに触れる前に競技者がボールに触れる。
- ・ ボールがグラウンドに触れたのち、競技者に触れることなくフィールドの外に出る。

ドロップされたボールが2人以上の競技者に触れることなくゴールに入った場合、プレーは次のように再開される：

- ・ ボールが相手競技者のゴールに入った場合は、ゴールキック
- ・ そのチームのゴールに入った場合は、コーナーキック

IFAB®



Law

09

第9条

ボールインプレーおよび ボールアウトオブプレー

1. ボールアウトオブプレー

ボールは、次のときにアウトオブプレーとなる：

- グラウンド上または空中で、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えた。
- 主審がプレーを停止した。

2. ボールインプレー

これ以外、ボールは、審判員、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返ってフィールド内にある場合も含めてつねにインプレーである。

Law

10

第10条

試合結果の決定

1. 得点

ゴールポストの間とクロスバーの下でボールの全体がゴールラインを越えたとき、ゴールにボールを入れたチームが競技規則の反則または違反を犯していなければ、1 得点となる。

ボールが完全にゴールラインを越える前に主審がゴールの合図をした場合は、プレーはドロップボールによって再開される。

2. 勝利チーム

より多く得点したチームを勝ちとする。両チームが無得点または同点の場合、試合は引き分けである。

試合またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、次の方法のみが認められる：

- アウェーゴール・ルール
- 延長戦
- ペナルティーマークからのキック

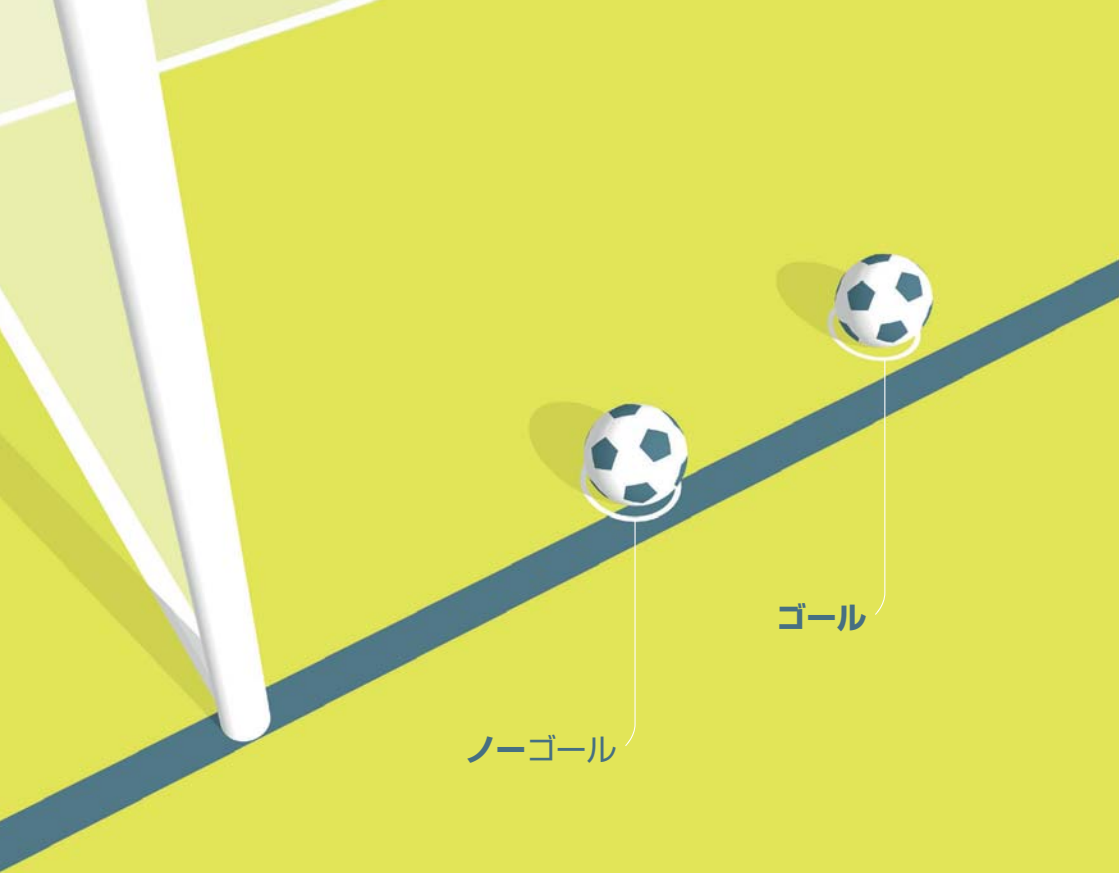
3. ペナルティーマークからのキック

試合後にペナルティーマークからのキックが行われるときも、他に規定されていない限り、競技規則の関係諸条項が適用される。

進め方

ペナルティーマークからのキックの開始前

- 主審は、その他に考慮すべきこと（例えば、グラウンド状態、安全など）がない限り、コインをトスしてキックを行うゴールを決定する。ゴールは安全上の理由、あるいは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。



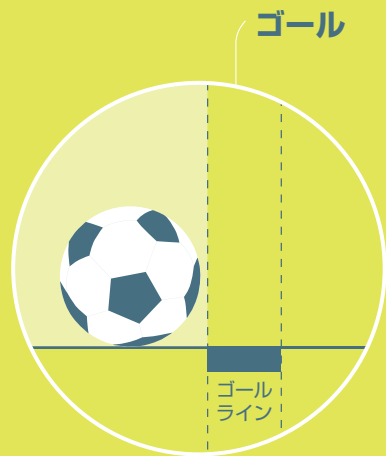
ノーゴール

ゴール



ノーゴール

ゴール
ライン



ゴール

ゴール
ライン

- 主審は再度コインをトスし、トスに勝ったチームが先にけるか後にけるかを決める。
- 負傷したゴールキーパーに代わる交代要員を除いて、試合終了時にフィールド上にいた競技者、または一時的に（負傷、用具を直すためなどで）フィールドから離れていた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。
- それぞれのチームが参加資格のある競技者からキッカーを選び、キックを行う順番を決める。順番を主審に通知する必要はない。
- 試合が終了したとき、ペナルティーマークからのキックを行う前、または進行中に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者のより多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らし、除外するそれぞれの競技者の氏名と番号を主審に通知しなければならない。除外された競技者は、キックに参加することができない。
- ペナルティーマークからのキックの前または進行中に、ゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していなければ、氏名を届けられている交代要員、または競技者数を等しくするために除外された競技者と交代できるが、そのゴールキーパーはそれ以降参加できず、キッカーを務めることもできない。

ペナルティーマークからのキックの進行中

- 資格のある競技者と審判員のみがフィールドの中にいることができる。
- キッカーと両ゴールキーパー以外、すべての資格のある競技者は、センターサークルの中にいなければならない。
- キッカー側のゴールキーパーは、フィールドの中で、ペナルティーエリアの外で、ゴールラインとペナルティーエリアの境界線との交点のゴールライン上にいなければならない。
- 資格のある競技者は、ゴールキーパーと交代することができる。
- キックは、ボールの動きが止まったとき、ボールがアウトオブプレーになったとき、または競技規則の違反があって主審がプレーを停止したときに完了する。
- 主審はキックを記録する。

次の条件に従って、両チームが5本ずつのキックを行う。

- キックは、両チーム交互に行われる。
- 両チームが5本のキックを行う以前に他方が5本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない。

- 5本ずつのキックを行ったのち、両チームの得点が同じ場合、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、キックは続けられる。
- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ、資格あるすべての競技者がキックを行わなければならない、その後はいずれの競技者でも2本目のキックを行うことができる。
- 上記の基本原則はその後続けて行われるキックにも適用されるが、チームはキッカーの順番を変更することができる。
- ペナルティーマークからのキックは、競技者がフィールドから離れたことで遅らせてはならない。競技者がキックを行うまでに復帰しない場合、その競技者のキックは無効（無得点）となる。

ペナルティーマークからのキックが進行中の交代および退場

- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者は、警告される、または退場を命じられることがある。
- 退場となったゴールキーパーの代わりを、資格のある競技者が務めなければならない。
- プレーを継続できないゴールキーパー以外の競技者は、交代することができない。
- 一方のチームの競技者が7人未満となった場合でも、主審は試合を中止してはならない。

IFAB®



Law

11

第11条

オフサイド

1. オフサイドポジション

オフサイドポジションにいることは、反則ではない。

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいることになる：

- 頭、胴体、または足の一部でも、相手競技者のハーフ内にある（ハーフウェーラインを除く）、そして、
- 競技者の頭、胴体、または足の一部でも、ボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手競技者のゴールラインに近い場合

ゴールキーパーを含むすべての競技者の手および腕は含まれない。

競技者は、次と同じレベルにいる場合はオフサイドポジションにいないことになる：

- 後方から2人目の相手競技者、または、
- 最後方にいる2人の相手競技者

2. オフサイドの反則

ボールが味方競技者によってプレーされたか触られた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる：

- 味方競技者がパスした、または、触れたボールをプレーする、または、触れることによってプレーを妨害する。または、
- 次のいずれかによって相手競技者を妨害する。

- ・明らかに相手競技者の視線を遮ることによって、相手競技者がボールをプレーする、または、プレーする可能性を妨げる。
- ・ボールへ向かう相手競技者に挑む。
- ・自分の近くにあるボールを明らかにプレーしようと試みており、この行動が相手競技者に影響を与える。または、
- ・相手競技者がボールをプレーする可能性に影響を与えるような明らかな行動をとる。

または、

- ・その位置によることによって、次の場合にボールをプレーして利益を得る、または、相手競技者を妨害する：
 - ・ボールが、ゴールポスト、クロスバーまたは相手競技者からはね返った、あるいは、それらに当たって方向が変わった。
 - ・ボールが相手競技者によって意図的にセーブされた。

オフサイドポジションにいる競技者が相手競技者からボールを受けたとき、その相手競技者が意図的にボールをプレーした場合（相手競技者が意図的にセーブした場合を除いて）、利益を得ているとはみなされない。

“セーブ”とは、ゴールに入りそうな、または、ゴールに近づいたボールを、競技者が手または腕（ペナルティーエリア内にいるゴールキーパーの場合を除く）以外の体のいずれかの部分を用いて止めることを意味する。

3. オフサイドの反則ではないケース

競技者が次のことからボールを直接受けたとき、オフサイドの反則にはならない：

- ・ ゴールキック
- ・ スローイン
- ・ コーナーキック

4. 違反と罰則

オフサイドの反則があった場合、主審は、その競技者のハーフであっても、反則が起きたところから行われる間接フリーキックを与える。

主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールが自分たちのペナルティーエリアから出るまで、ゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的にフィールドを離れた場合は、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

攻撃側競技者は、そのときのプレーにかかわらないようにするため、フィールドの外に踏み出る、または、外にとどまることができる。次にプレーが停止する、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーしてペナルティーエリアから出るまでに、その競技者がゴールラインから復帰してプレーにかかわった場合、オフサイドの判断のため、その競技者はゴールライン上にいたとみなされる。意図的にフィールドから離れた競技者が主審の承認なしに復帰し、オフサイドで罰せられず利益を得た場合は、警告されなければならない。

ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴール内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。ただし、その競技者がオフサイドの反則または第12条の反則を犯していた場合、間接または直接フリーキックでプレーは再開される。

Law

12

第12条

ファウルと不正行為

ボールがインプレー時に反則や違反があった場合にのみ、直接、間接フリーキックまたはペナルティーキックを与えることができる。

1. 直接フリーキック

競技者が次の反則のいずれかを不用意に、無謀に、または、過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが与えられる：

- チャージする。
- 飛びかかる。
- ける、またはけろうとする。
- 押す。
- 打つ、または、打とうとする（頭突きを含む）。
- タックルする、または、挑む。
- つまずかせる、または、つまずかせようとする。

身体的接触を伴う反則が起きたときは、直接フリーキックまたはペナルティーキックで罰せられる。

- 不用意とは、競技者が相手に挑むとき注意や配慮が欠けていると判断される、または、慎重さを欠いてプレーを行うことである。懲戒処置は必要ない。
- 無謀とは、相手競技者が危険にさらされていることを無視して、または、結果的に危険となるプレーを行うことであり、このようにプレーする競技者は、警告されなければならない。
- 過剰な力とは、競技者が必要以上の力を用いて相手競技者の安全を危険にさらすことであり、このようにプレーする競技者には退場が命じられなければならない。

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

- ボールを意図的に手または腕で扱う（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。
- 相手競技者を押さえる。
- 身体的接触によって相手競技者を妨げる。
- 相手競技者につばを吐く。

第3条の反則についても参照すること。

ボールを手または腕で扱う

競技者が手または腕を用いて意図的にボールに触れる行為はボールを手で扱う反則である。

次のことを考慮しなければならない：

- ボールの方向への手や腕の動き（ボールが手や腕の方向に動いているのではなく）
- 相手競技者とボールの距離（予期していないボール）
- 手や腕の位置だけで、反則とはみなさない。
- 手に持ったもの（衣服、すね当てなど）でボールに触れることは、反則とみなされる。
- もの（靴、すね当てなど）を投げてボールにぶつけることは、反則とみなされる。

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外では、手または腕でボールを扱うことについて他の競技者と同様に制限される。自分のペナルティーエリア内において、ゴールキーパーが手または腕でボールを扱うことは反則とならず、直接フリーキックや他の懲戒処置の対象にはならない。しかしながら、ボールを手または腕で扱う反則に対しては、間接フリーキックになることがある。

2. 間接フリーキック

競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる：

- 危険な方法でプレーする。
- 身体的接触を伴わずに、相手競技者の進行を妨げる。
- ゴールキーパーがボールを放そうとしているときに、ゴールキーパーがボールを手から放す、キックする、または、キックしようと試みるのを妨げる。
- 第12条に規定されていないもので、競技者を警告する、または、退場させるためにプレーを停止することになる反則を犯す。

ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で、次の反則のいずれかを犯した場合、間接フリーキックが与えられる：

- ・ ボールを放すまでに、手で6秒を超えてコントロールする。
- ・ 次のような状況で、ボールを手で触れた場合。
 - ・ ボールを手から放した後、他の競技者がそのボールに触れる前。
 - ・ ボールが味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされる。
 - ・ 味方競技者によってスローインされたボールを直接受ける。

ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断されるのは次のときである：

- ・ ボールがゴールキーパーの両手で持たれているとき、または、ボールがゴールキーパーの手と他のもの（例えば、グラウンド、自分の体）との間にあるとき、ボールに手または腕のいずれかの部分で触れているとき。ただし、ボールが偶発的にゴールキーパーからはね返った、または、ゴールキーパーがセーブしたときを除く。
- ・ ゴールキーパーが広げた手のひらでボールを持っているとき
- ・ ボールを地面にバウンドさせる、または、空中に投げ上げたとき

ゴールキーパーが手でボールを保持しているとき、相手競技者はゴールキーパーに挑むことができない。

危険な方法でのプレー

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようとするとき、（自分を含む）競技者を負傷させることになるすべての行為であり、近くにいる相手競技者が負傷を恐れてプレーできないようにすることも含む。

主審が相手競技者に対して危険でないと判断した場合、シザーズキック、バイシクルキックは行うことができる。

身体的接触なしで相手競技者の進行を妨げる

相手競技者の進行を妨げるとは、ボールが両競技者のプレーできる範囲内にもないとき、相手競技者の進路に入り込み、その進行を妨げる、ブロックする、スピードを落とさせる、進行方向の変更を余儀なくさせることである。

すべての競技者は、フィールド上においてそれぞれ自分のポジションをとることができる。相手競技者の進路上にいることは、相手競技者の進路に入り込むこととは同じでない。

競技者が、相手競技者とボールの間に自らを置くことは、ボールがプレーできる範囲にあり、相手競技者を手や体で押さえていない限り、反則ではない。ボールがプレーできる範囲にある場合、その競技者は正しい方法で相手競技者によりチャージされることがある。

3. 懲戒処置

主審は、試合前の点検のためにフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）の終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置をとる権限をもつ。

試合開始のためフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審は、その競技者を試合に参加させない権限を持つ（第3条6項を参照）。主審は、その他の不正行為を報告する。

フィールドの内外にかかわらず、相手競技者、味方競技者、審判員、その他の者に対して、競技規則に違反する、警告または退場となる反則を犯した競技者は、その反則に従って懲戒される。

イエローカードは警告されたことを知らせるため、レッドカードは退場が命じられたことを知らせるために使用される。

競技者、交代要員または交代して退いた競技者のみにレッドカードまたはイエローカードが示される。

カードの提示とプレーの再開

主審が警告または退場と判断した場合、懲戒処置を実施し終えるまでプレーを再開させてはならない。

アドバンテージ

警告や退場処分となる反則に対して、主審がアドバンテージを適用したとき、この警告や退場の処置は、次にボールがアウトオブプレーになったときに実施されなければならない。ただし、決定的な得点の機会の阻止と判断される反則がありながらも、主審の判断によりアドバンテージが適用され、その結果として得点となった場合、その反則を犯した競技者は反スポーツ的行為で警告される。

明らかな得点の機会を除き、著しく不正なプレー、乱暴な行為、または2つ目の警告となる反則を含む状況では、アドバンテージを適用すべきでない。主審は、次にボールがアウトオブプレーになったとき競技者に退場を命じなければならないが、その競技者がボールをプレーする、または、相手競技者に挑んだり妨害した場合、主審はプレーを停止し、その競技者を退場させ、間接フリーキックでプレーを再開する。

守備側競技者がペナルティーエリアの外で攻撃側競技者を押さえ、そのままペナルティーエリア内でも押さえいていた場合、主審はペナルティーキックを与えなければならない。

警告となる反則

競技者は、次の場合警告される：

- プレーの再開を遅らせる。
- 言葉または行動により異議を示す。
- 主審の承認を得ず、フィールドに入ったり、復帰したり、意図的にフィールドから離れる。
- コーナーキック、フリーキック、またはスローインでプレーが再開されるときに規定の距離を守らない。
- 繰り返し競技規則に違反する（“繰り返し”の定義に明確な回数や違反のパターンはない）。
- 反スポーツ的行為を犯す。

交代要員または交代して退いた競技者は、次の場合警告される：

- プレーの再開を遅らせる。
- 言葉または行動による異議を示す。
- 主審の承認を得ず、フィールドに入る、または、復帰する。
- 反スポーツ的行為を犯す。

反スポーツ的行為に対する警告

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば：

- 負傷を装って、またファウルをされたふりをして（シミュレーション）、主審を騙そうとする。
- プレー中、また主審の承認を得ずにゴールキーパーと入れ替わる。
- 直接フリーキックとなる反則を無謀に行う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにファウルを犯す、あるいは、ボールを手または腕で扱う。

- (その試みが成功しようとしまいと) ボールを手または腕で扱って得点をしようと試みる、あるいは、得点を阻止しようと試みて失敗する。
- フィールドに認められないマークを描く。
- フィールドから離れる承認を得たのち、フィールドから出る途中でボールをプレーする。
- サッカーに対してリスペクトに欠ける行為を行う。
- 競技者が競技規則の裏をかき、(フリーキックからも含め) 意図的に味方のゴールキーパーに頭や胸、膝などでボールをパスする。ゴールキーパーがボールに手または腕で触れたか否かは関係しない。
- プレー中、または再開のときに言葉で相手競技者を惑わす。

得点の喜び

競技者は得点をしたときに喜ぶことはできるが、その表現は過度になってはならない。あらかじめ演出されたパフォーマンスは勧められず、時間をかけ過ぎてはならない。

得点の喜びのためにフィールドを離れることは、警告の反則ではない。しかし、競技者は、できるだけ早くフィールドに戻らなければならない。

次の場合、競技者は警告されなければならない：

- 周囲のフェンスによじ登る。
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激する。
- マスクや同様のものを顔や頭に被る。
- シャツを脱ぐ、シャツを頭に被る。

プレーの再開を遅らせる

主審は、次のようにプレーの再開を遅らせる競技者を警告しなければならない：

- スローインを行おうとしたが、急に味方競技者の1人にスローインを任せる。
- 交代が行われるとき、フィールドから離れることを遅らせる。
- 過度に再開を遅らせる。
- 主審がプレーを停止したのち、ボールを遠くへけったりボールを手で持ち去ったり、意図的にボールに触れて対立を引き起こす。
- やり直しをさせるため、間違った場所からフリーキックを行う。

退場となる反則

競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、次の反則のいずれかを犯した場合、退場を命じられる：

- 意図的にボールを手または腕で扱い、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する（自分たちのペナルティーエリア内にいるゴールキーパーを除く）。
- フリーキックで罰せられる反則で、ゴールに向かっていて相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する（下記の「得点、または、決定的な得点の機会を阻止」に規定される“警告”の場合を除く）。
- 著しく不正なプレーを犯す。
- 相手競技者またはその他の者につばを吐く。
- 乱暴な行為を犯す。
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする。
- 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける。

退場を命じられた競技者、交代要員、または、交代して退いた競技者は、フィールド周辺およびテクニカルエリア周辺から離れなければならない。

得点、または、決定的な得点の機会を阻止

競技者が、意図的にボールを手や腕で扱う反則により、相手チームの得点、または、決定的な得点の機会を阻止した場合、反則が起きた場所に関わらず、その競技者は退場を命じられる。

競技者が自分のペナルティーエリア内で相手競技者に対して反則を犯し、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、反則を犯した競技者は、次の場合を除き警告される：

- 相手競技者を押さえる、引っぱる、または押す反則の場合。あるいは、
- 反則を犯した競技者がボールをプレーしようとしていない、または、その競技者がボールに挑む可能性がない。あるいは、
- 反則がフィールド上のどこであってもレッドカードで罰せられるものであるとき（例えば、著しく不正なプレー、乱暴な行為など）。

上記の状況すべてにおいて、その競技者は退場となる。

次の状況を考慮に入れなければならない：

- 反則とゴールとの距離
- プレーの方向
- ボールをキープできる、または、コントロールできる可能性
- 守備側競技者の位置と数

著しく不正なプレー

相手競技者の安全を脅かすタックルまたは挑むこと、また過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

いかなる競技者もボールに挑むときに、過剰な力や相手競技者の安全を脅かす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を使って前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なプレーを犯したことになる。

乱暴な行為

乱暴な行為とは、身体的接触のあるなしにかかわらず、競技者がボールに挑んでいないときに相手競技者に対して、あるいは、味方競技者、チーム役員、審判員、観客またはその他の者に対して過剰な力を用いたり粗暴な行為を行う、または、行おうとすることである。

加えて、競技者がボールに挑んでいないとき、意図的に相手競技者やその他の者に対して頭や顔を手や腕で打つ場合、その力が微小なものでない限り、乱暴な行為を犯したことになる。

物（またはボール）を投げる反則

ボールがインプレー中、競技者、交代要員、交代して退いた競技者が物（ボールを含む）を相手競技者やその他の者に対して投げつけた場合、主審はプレーを停止し、次の処置を取らなければならない：

- ・ 無謀な場合：反スポーツ的行為として警告する。
- ・ 過剰な力を用いた場合：乱暴な行為として退場を命じる。

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

- ・ ボールがアウトオブプレーの場合、その前の判定に基づき再開される。
- ・ ボールがインプレー中、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、次によりプレーは再開される：
 - ・ 相手競技者に対する反則の場合 - 間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティーキック
 - ・ 味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員、または審判員に対する反則の場合 - 直接フリーキックまたはペナルティーキック
 - ・ その他の者に対する反則の場合 - ドロップボール

- ボールがインプレー中、競技者がフィールド外で反則を犯した場合：
 - 競技者が既にフィールドの外にいる場合、ドロップボールによってプレーは再開される。
 - 競技者が反則を犯すためにフィールドから出た場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される。しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。
- フィールド内または外に立っている競技者が、フィールド内の相手競技者に物を投げた場合、相手競技者に物が当たった、または、当たったであろう場所から行われる相手チームの直接フリーキックまたはペナルティーキックでプレーを再開される。
- 次の場合、プレーは間接フリーキックで再開される：
 - フィールド内に立っている競技者が、フィールド外にいるいずれかの者に投げた場合
 - 交代要員または交代して退いた競技者が、フィールド内に立っている相手競技者に物を投げた場合

Law

13

第13条

フリーキック

1. フリーキックの種類

直接および間接フリーキックは、競技者が反則や違反を犯したときに相手チームに与えられる。

間接フリーキックのシグナル

主審は、片腕を頭上に上げて間接フリーキックであることを示す。キックが行われ、他の競技者がボールに触れるかアウトオブプレーになるまで、このシグナルを続ける。

片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。

ボールがゴールに入る

- 直接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、得点となる。
- 間接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、ゴールキックが与えられる。
- 直接または間接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、コーナーキックが与えられる。

2. 進め方

すべてのフリーキックは、違反の起きた場所から行う。ただし、次の場合を除く：

- 相手チームのゴールエリア内で反則があり、攻撃側チームの間接フリーキックが与えられた場合、反則の起きた地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行われなければならない。
- 守備側チームが自分のゴールエリア内でフリーキックを与えられた場合、そのエリア内の任意の地点から行うことができる。

- 競技者が主審の承認なくフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。
- 上記は、他の条にも適用される（第3条、第11条、第12条参照）。

ボールは：

- 静止していなければならない、キッカーは他の競技者がボールに触れるまで、再び触れてはならない。
- けられて明らかに動いたときにインプレーとなるが、守備側チームが自分のペナルティーエリア内でフリーキックを得たときは、ボールがけられて直接ペナルティーエリア外に出たときインプレーとなる。

ボールがインプレーになるまで、すべての相手競技者は：

- 自分のゴールポスト間のゴールライン上に立つ場合を除いて、9.15m（10ヤード）以上ボールから離れなければならない。
- 相手のペナルティーエリア内で与えられたフリーキックのときは、ペナルティーエリアの外にいないなければならない。

フリーキックは、片足で、または両足で同時に持ち上げる方法でも行うことができる。

相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはサッカーの一部であり、認められる。

競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせる。

3. 違反と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、アドバンテージが適用できる場合を除いてキックは再び行われる。ただし、競技者がフリーキックをすばやく行って、ボールから9.15m（10ヤード）離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせる。しかしながら、相手競技者が意図的にフリーキックを妨害した場合、その競技者はプレーの再開を遅らせたことで警告されなければならない。

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内ですばやくフリーキックを行うとき、ペナルティーエリアから出る時間的余裕がなく相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

ペナルティーエリア内で守備側チームがフリーキックを行ったとき、ボールが直接ペナルティーエリアから出なかった場合、キックは再び行われる。

ボールがインプレーになって、他の競技者に触れる前に、キッカーが再びボールに触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ただし、キッカーが意図的に手または腕でボールに触れた場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 違反がキッカーのペナルティーエリア内で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合は、間接フリーキックが与えられる。

Law

14

第14条

ペナルティーキック

競技者がペナルティーエリアの中で、または、第12条および第13条に規定されるプレーの一環としてフィールド外に出て、直接フリーキックとなる反則を犯したときは、ペナルティーキックが与えられる。

ペナルティーキックから直接得点することができる。

1. 進め方

ボールは、ペナルティーマーク上で静止していなければならない。

ペナルティーキックを行う競技者は、特定されなければならない。

ゴールキーパーは、ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいなければならない。

キッカーとゴールキーパー以外の競技者は、次のように位置しなければならない：

- ペナルティーマークから少なくとも9.15m（10ヤード）以上離れる。
- ペナルティーマークの後方
- フィールドの中
- ペナルティーエリアの外

競技者が競技規則どおりの位置についたことを確認したのち、主審は、ペナルティーキックを行うための合図をする。

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけらなければならない。ボールが前方に動くのであれば、バックヒールも認められる。

ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。

他の競技者がボールに触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしてはならない。

ペナルティーキックは、ボールの動きが止まったとき、アウトオブプレーになったとき、または、競技規則の違反があって主審がプレーを停止したときに完了する。

試合または延長戦の前半、後半の終了時にペナルティーキックを行い、完了するために、時間は追加される。

2. 違反と罰則

主審がペナルティーキックを行う場合をしたらならば、キックは行わなければならない。

ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：

キックを行う競技者またはその味方競技者が競技規則に違反し：

- ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、間接フリーキックで再開する。

ただし、ボールがゴールに入ったかどうかにかかわらず、次の場合、プレーは停止され、間接フリーキックで再開される：

- ペナルティーキックが後方にけられる。
- 特定されたキッカーの味方競技者がキックを行う。主審は、キックを行った競技者を警告する。
- 競技者が一度助走を完了した後、ボールをけるためにフェイントをする（助走中のフェイントは認められる）。主審は、そのキッカーを警告する。

ゴールキーパーまたは味方競技者が競技規則に違反し：

- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。ゴールキーパーが違反を犯した場合は警告される。

両チームの競技者が競技規則に違反した場合、キックが再び行われる。ただし、競技者がより重大な反則（例えば、不正なフェイント）を犯した場合を除く。

ペナルティーキックが行われたのちに：

他の競技者がボールに触れる前に、キッカーがボールに再び触れる：

- 間接フリーキック（意図的にボールを手または腕で扱った場合は、直接フリーキック）が与えられる。

ボールが前方に進行中、外的要因がボールに触れる：

- キックが再び行われる。

ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストからフィールド内にはね返ったのち、外的要因がボールに触れる：

- 主審は、プレーを停止する。
- プレーは、外的要因がボールに触れた場所で、ドロップボールにより再開される。

3. 要約表

ペナルティーキックの結果		
	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者による侵入	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
守備側競技者による侵入	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
ゴールキーパーによる反則	ゴール	ペナルティーキックを再び行う + <u>ゴールキーパーに警告</u>
ボールが後方にけられた	間接フリーキック	間接フリーキック
不正なフェイント	<u>間接フリーキック</u> + <u>キッカーに警告</u>	<u>間接フリーキック</u> + <u>キッカーに警告</u>
特定されていないキッカー	<u>間接フリーキック</u> + <u>特定されていないキッカーに警告</u>	<u>間接フリーキック</u> + <u>特定されていないキッカーに警告</u>

Law

15

第15条

スローイン

スローインは、グラウンド上または空中でボールの全体がタッチラインを越えたとき、最後にボールに触れた競技者の相手競技者に与えられる。

スローインから直接得点することはできない：

- ボールが相手チームのゴールに入った場合、ゴールキックが与えられる。
- ボールがスローワーのゴールに入った場合、コーナーキックが与えられる。

1. 進め方

ボールを入れるとき、スローワーは：

- フィールドに面し、
- 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつけ、
- ボールがフィールドを出た地点から、頭の後方から頭上を通して両手を用いてボールを投げなければならない。

すべての相手競技者は、スローインが行われる地点から2m（2ヤード）以上離れなければならない。

ボールは、フィールドに入ったときにインプレーとなる。ボールがフィールドに入る前にグラウンドに触れた場合、同じ地点から同じチームによるスローインが再び行われる。スローインが正しく行われなかった場合、相手チームがスローインを行う。

競技者がスローインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手競技者に向けて投げて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

スローワーは他の競技者が触れるまで再びボールに触れてはならない。

2. 違反と罰則

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にスローワーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。スローワーが意図的に手または腕でボールに触れた場合は：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 違反がスローワーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。スローワーがゴールキーパーだった場合は、間接フリーキックが与えられる。

スローワーを不正に惑わせたり妨げたりする相手競技者は（スローインが行われる地点から2m（2ヤード）以内に近寄ることを含む）、反スポーツ的行為で警告される。スローインがすでに行われた場合は間接フリーキックが与えられる。

本条に関するその他の違反に対して、相手チームの競技者がスローインを行う。



Law

16

第16条

ゴールキック

ゴールキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に攻撃側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに対する限り、ゴールキックから直接得点することができる。ボールがペナルティーエリアから出て、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。

1. 進め方

- ボールは静止していなければならない、ゴールエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、ペナルティーエリア外に出たときにインプレーとなる。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいる。

2. 違反と罰則

ボールがペナルティーエリア外に出なかった場合、またはペナルティーエリア外に出る前に競技者に触れた場合、キックが再び行われる。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。キッカーが意図的に手または腕でボールに触れた場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

ゴールキックが行われるときペナルティーエリア内にいた相手競技者が、ボールが他の競技者に触れられる前にボールに触れる、または、挑んだ場合、ゴールキックは再び行われる。

ボールがインプレーになる前に競技者がペナルティーエリアに入って、ファウルした場合、または相手競技者によりファウルされた場合、ゴールキックが再び行われ、反則を犯した競技者は、その反則により警告または退場が命じられることがある。

本条に関して、その他の違反があった場合、キックは再び行われる。

IFAB®



Law

17

第17条

コーナーキック

コーナーキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に守備側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点することができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

1. 進め方

- ボールは、ゴールラインを越えた地点にもっとも近い方のコーナーエリアの中に置かなければならない。
- ボールは静止していなければならず、攻撃側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。コーナーエリアを出る必要はない。
- コーナーフラッグポストを動かしてはならない。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、コーナーアークから9.15m (10ヤード) 以上離れなければならない。

2. 違反と罰則

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ただし、キッカーが意図的に手または腕によってボールを触った場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

競技者がコーナーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせる。

その他の違反の場合、キックが再び行われる。

IFAB®



Law changes

2016/17

競技規則の改正 2016/17

競技規則改正の概要

主たる改正点とその説明の概要は、下記のとおりである。

第1条 競技のフィールド

- 人工の表面と天然の表面を組み合わせるフィールドに使用することはできない。
- 競技会は、競技会で使用するフィールドの大きさを（競技規則の範囲内で）決定できる。
- グラウンド上のすべての商業的広告は、境界線から1メートル以上離さなければならない。
- コーナーフラッグにはサッカー協会、競技会などのロゴやエンブレムをつけることができる（広告は認められない）。

第2条 ボール

なし

第3条 競技者（新しい条文名）

- 一方のチームが7人未満の場合、試合を開始や続行することはできない。
- 交代要員が（スローインなど）プレーの再開を行うことはできるが、一度フィールドに入らなければならない。
- 競技者がキックオフ前、キックオフされた後に退場になったときの対応を明確にする。
- 交代要員やチーム役員がプレーを妨害した場合の直接フリーキック（またはペナルティーキック）
- ボールがゴールに入りそうなときに、人（競技者以外の）や物がボールに触れたが、守備側競技者に影響を与えなかった場合、主審は得点を与えることができる。
- 得点があったときにフィールド上に部外者がいて、主審がプレーを再開した場合、得点は有効であり、試合は続行される。

第4条 競技者の用具

- ソックスの外側を覆うテープまたはその他の材質を着用する場合、ソックスと同色でなければならない。
- 偶発的に靴やすね当てが脱げてしまった競技者は、次にプレーを停止するときまでプレーすることができる。
- アンダーショーツは、ショーツの主たる色または裾と同色でなければならない。チームは全員同じ色の服装を着用しなければならない。
- 交代要員と無線通信システムを使用することは禁止される。
- 競技者は用具を交換または正した後、（主審、第4の審判員、または副審から）用具の点検を受け、主審の合図を受けてプレーが進行中でも復帰できる。

第5条 主審

- プレーの再開後または主審がハーフタイムや試合終了後にフィールドから離れた後、決定を変更することはできない。
- 複数の違反が同時に起きたときは、最も重い違反を罰する。
- 主審は、試合前のピッチ点検を開始したときから競技者に退場を命じることができる。
- 主審は試合開始のためフィールドへ入った後、レッドカードとイエローカードを使用できるようになる。
- レッドカードやイエローカードの対象となるファウルにより負傷した競技者は、すばやく負傷の程度の判断や治療ができるのであれば、フィールド上にとどまることができる。
- 主審が使用できる、または使用を認められる用具を規定
- 主審のシグナルの図をガイドラインから本文の部に移動

第6条 その他の審判員（新しい条文名）

- 副審、追加副審、第4の審判員の任務の詳細を規定
- 副審のシグナルの図をガイドラインから本文の部に移動

第7条 試合時間

- アディショナルタイムの理由を加える（例えば、医療上の理由による飲水タイム）。

第8条 プレーの開始および再開

- すべての再開方法を含める（これまでは、キックオフとドロップボールのみ）。
- キックで再開する場合、ボールを明らかに動かしてインプレーにしなければならない。
- キックオフのとき、ボールをどの方向にでもけることができる（これまでは、前方のみ）。
- 主審はドロップボールの結果を指示できない。

第9条 ボールインプレーおよびボールアウトオブプレー

- ボールが審判員からはね返ったとき、ボールの全体が境界線を完全に越えていなければインプレーである。

第10条 試合結果の決定 (新しい条文名)

ペナルティーマークからのキック：

- 主審はコインをトスしてゴールを選ぶ (天候、安全などで問題がない限り)。
- 試合終了の笛が鳴ったとき一時的にフィールドを離れていた競技者 (例えば、負傷して) も参加できる。
- キックの前のみならずキックを行っている途中でも、両チームの競技者の数は同数でなければならない。
- キック終了時について明確に規定する。
- 競技者がフィールドを離れてもキックは遅らせない。競技者が時間どおりに戻らない場合、キックは無効となる。

第11条 オフサイド

- ハーフウェーラインはオフサイドに関して“両方のハーフに含まれない (中立)”。競技者は相手競技者のハーフにいなければオフサイドにならない。
- 競技者の腕や手はオフサイドの見極めの際に考慮されない (ゴールキーパーも含む)。
- オフサイドによって与えられたフリーキックは、(ボールが蹴られたときの位置でなく) 反則となったところで (自分たちのハーフであっても) 行う。
- フィールドの外にいる守備側競技者は、守備側チームがボールをクリアするかプレーが停止するまで“プレーに関与して”いる。
- 攻撃側競技者についてはフィールドに復帰するまでは、復帰する位置がオフサイドのポジションとなる。

第12条 ファウルと不正行為

- 身体的接触を伴うファウルが起きたときは、直接フリーキックを与える。
- レッドカードの対象となるファウルが起きたときにアドバンテージを適用した場合、反則を行った競技者がその後のプレーにかかわったとき、間接フリーキックを与える。
- ボールを手または腕で扱う行為の文章表現を変更し、ボールを手または腕で扱うすべての行為がイエローカードの対象ではないとした。
- ペナルティーエリアで決定的な得点の機会を阻止する反則は、イエローカードで罰せられることがある。
- 乱暴な行為をしようとするれば、接触がなくてもレッドカードが示される。

- 相手競技者にチャレンジしていないとき、相手競技者の頭や顔を打てばレッドカードが示される。
- 交代要員、チーム役員、審判員などに対する反則には直接フリーキックを与えることとなった。
- フィールド外でのファウルには、境界線上からの直接フリーキック（自分たちのペナルティーエリアのライン上であればペナルティーキック）を与える。

第13条 フリーキック

- フリーキックを“止める”とフリーキックがけられた後にボールを“インターセプトする”の違い

第14条 ペナルティーキック

- 資格のない競技者が意図的にペナルティーキックをけた場合、間接フリーキック + イエローカードが示される。
- ボールが後方にけられたときは、間接フリーキックを与える。
- “反則の” フェイントがあったときは、必ず間接フリーキック（およびイエローカード）となる。
- ゴールキーパーが違反を犯し、ペナルティーキックをやり直すことになったときは、ゴールキーパーは警告される。

第15条 スローイン

- 新しい文章で、両手を用いてボールを投げなければならないことが明確になる。

第16条 ゴールキック

- ゴールキックが自分のゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。
- ゴールキックを行うときにペナルティーエリア内にいた相手競技者は、他の競技者が触れるまでボールをプレーすることができない。

第17条 コーナーキック

- コーナーキックが自分のゴールにけり入れられたときは、相手競技者にコーナーキックを与える。



すべての改正点の詳細 (条番号順)

下記は競技規則の主たる変更であり、英語や表現とは無関係のものである。各変更につき、古い文章表現と、新しく変更されたり追加されたりした文章表現に続き、(必要に応じて) 変更の説明を記載している。

“これまでの文章” の枠内に記載されている文言は、以前の文言そのもの、または以前の文言の意味の概要である。

第1条 競技のフィールド

01.1 人工および天然の表面を組み合わせることはできない

これまでの文章	新しい文章
試合は、競技会規定に基づき、天然または人工の表面のフィールドで行われる。	競技のフィールドは、全体が天然、または、競技会規定で認められる場合は全体が人工の表面でなければならない。 <u>ただし、競技会規定で認められる場合は、人工と天然素材の組み合わせたもの (ハイブリッドシステム) を使用することもできる。</u>

説明

安全上の理由により、競技のフィールドにおいて天然および人工の表面を組み合わせることが認められないことを明確にした。周囲のエリアでは異なる表面が認められる (例えば、副審が走るエリアでの人工芝の使用)。天然の材質と人工の材質の組み合わせを使用することは認められる。

01.2 競技会は、境界線の長さを（第 1 条の数値の範囲内で）決定できる**追加の文章**

競技会は、上記の大きさの範囲内でゴールラインとタッチラインの長さを決定できる。

説明

第 1 条で定める大きさの範囲内で、競技会が試合で使用するタッチラインとゴールラインの長さを決定する権限を持っていることを明確にした。

01.3 テクニカルエリア**説明**

テクニカルエリアの情報を規則セクションの末尾から移動

01.4 ゴールラインテクノロジー（GLT）**説明**

GLTの情報を第 10 条から移動

01.5 グラウンド上の商業的広告**これまでの文章**

チームがフィールドに入場してから（中略）、フィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、またはタッチラインの外側 1 m 以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。

新しい文章

チームがフィールドに入場してから（中略）、フィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、または境界線の外側 1 m（1 ヤード）以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。

説明

グラウンド上のゴールラインおよびタッチライン後方のエリアにおける商業的広告の制限を明確にした。

01.6 コーナーフラッグのロゴおよびエンブレム

これまでの文章	新しい文章
有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、加盟協会、リーグ、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。	有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、 <u>各国サッカー協会</u> 、 <u>競技会</u> 、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。 <u>フラッグポストの旗に付けることは、許可される。</u>

説明

- ・ 加盟協会の代わりに各国サッカー協会を使用する。
- ・ 現在の文章表現ではカップ戦が網羅されていないため、リーグの代わりに競技会を使用する。
- ・ これらのロゴはすでに広く使用されており、これらのロゴをフラッグに付けることは、ボールに付けることを認める第2条に沿っている。

第2条 ボール

なし

第3条 競技者

03.1 条文名変更

これまでの条文名	新しい条文名
競技者の数	<u>競技者</u>

説明

新条文名は交代要員などについての内容が含まれることを反映している。

03.2 最小競技者数**これまでの文章**

どちらかのチームが7人未満の場合、試合を開始することができない。(中略)

どちらかのチームが7人未満の場合、試合を開始することができないとしているが、試合を続ける上での1チームの競技者の最小数については加盟協会の裁量に任せる。しかしながら、国際サッカー評議会は、いずれかのチームが7人未満となった場合、試合を続けるべきではないと考える。

新しい文章

いずれかのチームが7人未満の場合、試合は開始も続行もされない。

説明

試合を続ける上での1チームの競技者の最小数に関する国際サッカー評議会の勧告が規則となった。これは試合を開始する上での最小競技者数と一致している。

03.3 交代要員による再開**これまでの文章**

フィールドに足を踏み入れず、交代の手続きを完了していない交代要員は、スローインやコーナーキックを行ってプレーを再開することができない。

新しい文章

交代要員は、一度フィールドに入ってから、プレーの再開に参加できる。

説明

交代要員はフィールドに入った後にコーナーキックやスローインを含めた再開を行えることを明確にした。"旧"文章表現では、プレーを再開してからでないと交代要員が再開を行うことはできないと誤解される場合があったためである。

03.4 氏名を登録された競技者に代わって、氏名を登録された交代要員がスタメン出場する

これまでの文章	新しい文章
試合開始時に、主審に交代を通知することなく、氏名を登録された競技者に代わって氏名を登録された交代要員がフィールドに入った場合。 主審は登録された交代要員が続けて試合に参加することを認める。(中略)	主審に交代を通知することなく、氏名が届けられた競技者に代わって氏名が届けられた交代要員が先発出場した場合： 主審は氏名が届けられた交代要員を続けて試合に参加することを認める。(中略)

説明

氏名を登録された競技者が試合前に交代要員と“交代した”場合、その交代された競技者は遅れて到着したと同時に交代要員となることができることを明確にした。これは“交代要員がフィールドに入ったとき”より、“試合が開始されたとき”有効になるとした方が理にかなっている。

03.5 フィールド上の部外者 - 退場した競技者の立場

これまでの文章	新しい文章
競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに記載されていない者は、外的要因とみなされる。退場を命じられた競技者も同様。	競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに氏名が記載されていない者は、 <u>外的要因とみなされる。</u>

説明

退場を命じられた競技者は交代要員と同様に扱い、(退場した) 競技者がフィールドに復帰した場合はフリーキックで罰せられるとした方が理にかなっている。

03.6 交代要員およびチーム役員による違反

これまでの文章	新しい文章
交代要員または交代して退いた競技者が主審の承認なくフィールドに入った場合、 - 主審がプレーを停止した場合は、(中略) 間接フリーキックでプレーは再開される (中略) チーム役員がフィールドに入った場合、 - 主審が試合を停止した場合は、(中略) ドロップボールによりプレーを再開させなければならない (中略)	次のものがプレーを妨害しており、プレーが停止された場合： <u>チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックによりプレーを再開する。</u>

説明

交代要員やチーム役員がフィールドに入ってプレーまたは相手競技者を妨害する（例えば、得点を阻止する）問題が増えている。これは明らかに“不正”であり、直接フリーキック（または、自分たちのペナルティーエリア内であればペナルティーキック）の方が適切である。

03.7 キックオフ前または後に退場を命じられた競技者**追加の文章**

退場を命じられた競技者は：

- チームリスト提出前に退場を命じられた場合は、いかなる資格があってもチームリストに氏名を届けことができない。
- チームリストに氏名が記載された後、キックオフ前に退場を命じられた競技者は、氏名が届けられた交代要員から補充することができるが、その交代要員の補充をすることはできない。また、そのチームの交代の回数は減らされない。
- キックオフ後に退場を命じられた競技者の補充はできない。

説明

退場を命じられた競技者を交代させることができるかを明確にした。

03.8 交代要員やチーム役員や外的要因が、ゴールに入りそうなボールに触れた場合の影響**これまでの文章**

上記 3.6 で概要を述べた状況において、「侵入者」がプレーを妨害している、またはボールに触れた場合、主審はプレーを停止しなければならない。

外的要因がフィールドに入った場合：

- 主審は、試合を停止しなければならない（ただし、外的要因がプレーを妨害していなかった場合は、ただちに停止しない）

新しい文章

ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合は、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。

説明

この変更により、“公正・公平なプレー（フェアプレー）”の考え方にに基づき、得点を阻止しようとする試みが成功しなかった場合、主審はアドバンテージの原則を適用し、得点を与えることが出来るようになった（3.9を参照）。

03.9 得点があったときにフィールド上に部外者がいた場合

これまでの文章

得点があったのちでプレーが再開される前に、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合、

- 主審は、次の場合、得点を認めてはならない。
 - 部外者が外的要因であり、プレーを妨害していた
 - 部外者が得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員であった。

新しい文章

得点後、プレーが再開される前に、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合：

- 主審は、部外者が次の場合、得点を認めてはならない：
 - ・ 得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であったとき
 - ・ 外的要因であり、その者がプレーを妨害し、上記“フィールド上の部外者”で示すような得点の結果とならなかったとき
- プレーは、ゴールキック、コーナーキックまたはドロップボールによって再開される。
(中略)

得点後、プレーが再開されたのち、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合、得点を認めなければならない。その部外者がフィールド上にいる場合、主審は次のことをしなければならない：

- プレーを停止する。
- 部外者を退出させる。
- ドロップボールまたは必要に応じてフリーキックでプレーを再開させる。

主審は、関係機関にこの事実について報告しなければならない。

説明

- (上記) 3.8の基本原則を組み込んだ。
- 得点があったときにフィールド上に部外者がいて、プレーが再開されていない場合にどう再開するかを明確にした。
- 得点があったときにフィールド上に部外者がいて、プレーが再開されていた場合に、主審は試合を続けさせなければならない、得点を取り消す、あるいは得点があってから部外者に気づくまでの時間を“無効にする”ことはできないことを明確にした。

03.10 チームのキャプテンについて (第12条より)

追加の文章

チームのキャプテンは、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてある程度の責任を有している。

説明

これは第12条より第3条で記述した方が理にかなっている。

第4条 競技者の用具

04.1 ソックスの外部に付ける／覆うテープ／材質

これまでの文章

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり (中略)

- ストッキング — テープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、それは着用する部分のストッキングの色と同じものでなければならない。

新しい文章

- ソックス — テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、それは着用するまたは覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない。

説明

ソックスと異なる色の足首までのソックス (または類似のもの) を着用する競技者もいる。このようなテープ以外の材質のものをソックスの上に着用する場合、ソックスと同じ色でなければならないことを明確にした。

日本協会の解説

新しい競技規則では“ソックス”という表現となったが、これまでの“ストッキング”と同等のものを示している。

04.2 靴やすね当てが脱げたとき

これまでの文章	新しい文章
競技者の靴が脱げてしまった直後にボールをプレーする、また得点をした場合、(中略) 得点を認める。	競技者の靴やすね当てが偶発的に脱げてしまった場合、次にボールがアウトオブプレーになる前に、できるだけ速やかに着用させなければならない。それをする前に競技者がボールをプレーする、または、得点をした場合、得点を認める。

説明

ボールが次にアウトオブプレーになる前に、靴をすばやく交換しなければならないことをより明確にした。すね当てにもこの基本原則を適用することは理にかなっている。

04.3 アンダーシャツの色

これまでの文章	新しい文章
競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである。 • 袖のあるジャージーまたはシャツ——アンダーウェアを着用する場合、その袖の色はジャージーまたはシャツの主たる色と同じでなければならない。 • ショーツ——アンダーショーツまたはタイツを着用する場合、それらはショーツの主たる色と同じものでなければならない。	競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである： • 袖のあるシャツ • ショーツ アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

説明

- アンダーウェアの代わりにアンダーシャツという表現を使用する。
- 現在、メーカーでは部分(裾)の色が異なるショーツを製造している。規則変更により、アンダーショーツやタイツはショーツまたは“裾”と同じ色を認めるが、チームは全員が同じ色の服装を着用しなければならない。

04.4 帽子

これまでの文章	新しい文章
危険でない保護用具（中略）スポーツめがねと同様に認められる。	危険でない保護用具（中略） <u>ゴールキーパーの帽子</u> やスポーツめがねと同様に認められる。

説明

帽子について記載することにより、競技規則で帽子の使用を認めた。

04.5 競技者（交代要員を含む）との電子通信システムの使用

これまでの文章	新しい文章
競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の電子通信システムの使用は、認められない。	競技者（交代要員および交代して退いた競技者、 <u>退場を命じられた競技者を含む</u> ）間、テクニカルスタッフ間、または、競技者とテクニカルスタッフとの間のあらゆる形式の電子通信システムの使用は、認められない。

説明

交代要員との間での電子通信システムの使用は、認められないことを明確にした。

04.6 用具を交換した／正した後の競技者の復帰

これまでの文章	新しい文章
本条に関する違反があった場合、 - 用具を正すためにフィールドを離れるように求められた競技者は、主審の承認なくフィールドに復帰してはならない。 - 主審は、競技者のフィールドへの復帰を認める前に用具が正されたことを点検する。 - 競技者は、ボールがアウトオブプレーのときのみフィールドへの復帰が認められる。	<u>用具を正す、または、取り替えるためにフィールドを離れた競技者は：</u> - 審判員に用具を点検されてから、復帰を認められる。 - 主審の承認を受けて初めてフィールドに復帰できる（<u>承認はプレーが進行中でも行うことができる</u>）。

説明

(靴の交換などで)フィールドから離れようとする競技者がプレー中に復帰できるかどうか、競技規則で明確になっていなかった。新しい文章表現では、第4の審判員や副審が用具を点検でき、フィールドから離れる理由にかかわらず、競技者は負傷した後に復帰する場合と同様に扱われる。これは競技のため、また対立や煩雑さを減らすために役立つ。

日本協会の解説

用具の交換等のために主審の承認を得てフィールドの外へ出た競技者は、ボールがアウトオブプレーにならなければフィールド内へ復帰できないとしていたが、今回の改正により、負傷者のフィールドへの復帰と同様に、ボールがインプレー中であってもフィールドへ復帰できることが明確になった。これにより、副審や第4の審判員による用具等の確認が行われ、ボールインプレー中であっても主審の承認があればフィールドへ復帰できることになる。

第5条 主審

05.1 主審の決定 - 判断と裁量

追加の文章

決定は、主審が競技規則および“サッカー競技の精神”に従ってその能力の最大を尽くして下し、適切な措置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。

説明

競技規則全般にわたって“主審の見解”や“主審の裁量により”といった表現があるため、この声明により“主審の見解や裁量により”と繰り返し述べる必要がなくなる。“サッカー競技の精神”のコンセプトは競技規則の中で表現されている。

05.2 主審の決定 - 決定を変更できないとき

これまでの文章

プレーを再開する前、または試合を終結する前であれば、主審は、その直前の決定が正しくないことに気づいたとき、または主審の裁量によって副審または第4の審判員の助言を採用したときのみ、決定を変えることができる。

新しい文章

プレーを再開した後、主審が前半または後半(延長戦を含む)終了の合図をしてフィールドを離れた後、または、試合を終結させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、決定を変えることができない。

説明

主審が前半または後半終了の合図を出し、フィールドを離れた後は、ハーフタイムのインターバル中などに新たな情報が判明した場合でも、決定を変更できないことを明確にした。

05.3 複数の違反が同時に起きたとき**これまでの文章**

- 1人の競技者（または同じチームの競技者）が同時に2つ以上の反則を犯した場合、より重大な反則を罰する。
- 異なったチームの競技者が反則を犯した場合、主審はプレーを停止し、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。

新しい文章

- 同時に2つ以上の反則が起きたときは、罰則、負傷のひどさ、戦術的影響の面から、より重いものを罰する。

説明

競技者が1人か複数か、またはどちらのチームの競技者なのかは問題にすべきではなく、最も重大な反則が罰せられるべきである。第14条にも同じ変更が含まれる。

05.4 試合前のフィールド点検以降に懲戒処置をとる権限（12.8を参照）**これまでの文章**

主審は、フィールドに入ったときから試合終了の笛を吹いたのちフィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

新しい文章

主審は、試合前のフィールド点検のためにフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置を行使する権限をもつ。試合開始時にフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審はその競技者を試合に参加させないようにする権限を持つ（第3条6項参照）。主審はその他の不正行為を報告する。

説明

新しい文章表現では、いつから主審が処置をとる権限をもつのかを正確に特定している。これまでの第12条の文章表現は、試合前のウォーミングアップがないときや両チームが一緒にフィールドに入らない等のときを想定している。たとえば、2人の競技者が入場通路で、または試合前のウォーミングアップ中にけんかをした場合、試合のコントロールに危険が及ぶことや、競技のイメージにとって良くないことから、この2人がプレーするのを認めないことは理にかなっている。

フィールド点検の間、主審はマーキングの変更などを行うことができる。そのため、競技者に“退場を命じる”権限はこのときから始まるとするのが理にかなっている。試合前の退場までに至らない反則については、報告することとする。よって、試合前にはイエローカードを示すことはできないし、試合開始後に持ち越すことができない(12.8も参照)。

日本協会の解説

主審がスタジアムに到着後、フィールドの点検時から懲戒処置を行使できることが明確になった。カードの提示については、従来どおり、試合開始時にフィールドに入ったときからであることに変更はない。

05.5 レッドカードおよびイエローカードを示す権限

これまでの文章	新しい文章
ハーフタイムまたは試合終了後、同様に延長戦やペナルティーマークからのキックが行われている間であっても、試合は主審の管轄下にあるのであるから、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。	<u>ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時にフィールドに入ってから試合終了後まで、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。</u>

説明

(5.4を踏まえて) 主審は試合開始時にフィールドに入ってから、レッドカードおよびイエローカードを使用できるようになることを明確にした。

05.6 イエローカードやレッドカードの対象となる反則があった後、競技者はフィールド上ですばやく負傷の程度の判断と治療を受けられる

これまでの文章

主審が(中略) 競技者が重傷を負ったと判断した場合、試合を停止し、確実に負傷者をフィールドから退出させる。負傷した競技者がフィールド上で治療を受けることはできず、試合が再開されたのちにのみフィールドに復帰できる。(中略)

フィールドから退出する要件につき、次の場合のみ例外とする。

- ・ゴールキーパーが負傷したとき。

- ・ ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、即座の対応が必要なとき。
- ・ 同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- ・ 重篤な負傷が発生したとき。

追加の文章

- ・ 相手競技者が警告される、または、退場を命じられるような身体的反則（例えば、無謀な、または、著しく不正なファウルとなるチャレンジ）の結果として競技者が負傷したが、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるとき

説明

競技者が著しく不正なファウルにより負傷し、トレーナーやドクターがその場にきたとき、その競技者がフィールドから離れなければならないことにより反則を犯したチームが多大な利益を得ることは、不正だと広く考えられている（実践的ガイドラインを参照）。

日本協会の解説

競技者がフィールド上で治療を行える例外規定が追加された。警告や退場となる身体的な反則であることや、すばやく処置を完了できるという条件に留意する必要がある。

05.7 ゴールに入りそうなボールに外的要因が触れることの影響

これまでの文章

試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入った場合、主審は、

- ・ プレーの邪魔になった場合に限り、試合を停止しなければならない。プレーは、ドロップボールにより再開されなければならない。

新しい文章

- ・ 試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入った場合、主審は：
 - － プレーが妨害された場合に限り、プレーを停止（ドロップボールにより再開）しなければならない。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合は、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。

説明

第5条を第3条の変更と一致させた（3.8を参照）。

05.8 主審の用具

追加の文章

基本的な用具

- 笛
- 時計
- レッドカードとイエローカード
- ノート（または試合を記録するためのその他の道具）

その他の用具

主審は、以下のものを使用することが認められる：

- その他の審判員との通信のための用具。例えば、ブザー／ビープフラッグ／ヘッドセットなど
- 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）またはその他のフィットネスモニタリング機器

主審およびその他の審判員は、装身具またはその他の電子機器を着用することができない。

説明

第4条から移動。審判員が使用できる用具を明確にした。

第6条 その他の審判員

06.1 条文名変更

これまでの条文名

副審

新しい条文名

その他の審判員

説明

その他すべての審判員（副審、第4の審判員、追加副審、リザーブ副審）の任務は現在、本条に含まれている。

06.2 その他の審判員に対する主審の権限

追加の文章

その他の審判員は、主審の指示に従って活動する。

説明

主審のリーダーシップを強調した。

06.3 その他の審判員による主審への援助**追加の文章**

その他の審判員は、主審がフィールド、ボール、競技者の用具を点検する際（すでに問題が解決されている場合も含む）、また時間、得点、不正行為などの記録をする際に援助する。

説明

主審に対する通常の援助について定めた条文の初めの方で記述することにより、各審判員のセクションで繰り返すのを避けた。

06.4 審判員が職務を行えなくなった時の手続き**これまでの文章**

競技会の主催者は、競技会開始に先立って、主審がその職務を続行することができなかった場合に、第4の審判員が主審として務めるのか、第1副審または上級の追加副審が主審となって第4の審判員が副審を務めるのかを明確にしておく。

新しい文章

競技会規定は、競技会開始に先立って、審判員がその職務を開始または続行することができない場合に、誰が審判員と交代するのか、またこれに伴う交代について明確にしなければならない。特に、主審がその職務を続行できない場合、第4の審判員、上級の副審、または、上級の追加副審のうち誰が主審を務めるのかを明確にする必要がある。

説明

文章表現を簡略化し、それぞれの状況を羅列する必要性をなくした。

06.5 第4の審判員の任務**追加の文章**

第4の審判員の援助には次のものが含まれる：（中略）

- 競技者と交代要員の用具の点検（中略）
- 前半、後半（延長戦を含む）の終了時に主審がプレーに追加しようとする最小限のアドিশョナルタイムの表示

説明

第4の審判員が通常行う仕事を追加した。

第7条 試合時間

07.1 アディショナルタイム

追加の文章

主審は、下記のように前半、後半に空費されたすべての時間を追加する：

- ・ 負傷した競技者の負傷の程度の判断やフィールドからの退出（中略）
- ・ 競技会規定で認められる、飲水やその他医療上の理由による停止

説明

これらは、通常アディショナルタイムとして考慮する事例として追加したものである。特に、競技会規定で定められた“飲水タイムやCooling Breaks等”を加え、競技規則としてこれを取ることが正当であることを示した。

第8条 プレーの開始および再開

08.1 すべての再開の包括

追加の文章

（直接または間接）フリーキック、ペナルティーキック、スローイン、ゴールキック、コーナーキックはその他の再開方法である（第13～17条を参照）。

説明

再開についての条文にキックオフとドロップボールしか含まれないのは（特に審判員以外にとって）理にかなっていないため、その他のプレーの再開も加えた。

08.2 ボールがインプレーでないときの違反

追加の文章

ボールがインプレーでないときに違反が起きた場合、プレーの再開方法は、変更しない。

説明

ボールがインプレーでないときに起こった出来事（例えば、コーナーキックの前に相手競技者を押さえる、フリーキックが与えられた後の乱暴な行為など）の影響で再開の方法を変更してはならないと明確にした。

08.3 キックオフ：ボールをインプレーにするためには明らかに動かさなければならない；どの方向にでもけることができる

これまでの文章

- ボールは、けられて前方に移動したときインプレーとなる。

新しい文章

- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。

説明

キックオフの際にボールをいずれの方向にも動かせることになり、攻撃側競技者がボールを受けるために相手競技者のハーフにいるという競技規則で認められない行為を抑制できる。他の条文と同様、ボールは明らかに動かさなければならず、それにより競技者がボールに軽く触れるだけで済ませることや、キックがまだ行われていないふりをする反スポーツ的行為を防ぐ。

08.4 ドロップボールの位置

追加の文章

主審は、プレーを停止したときにボールがあった位置でボールをドロップする。ただし、ボールがゴールエリア内にあるときにプレーを停止した場合、ボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でドロップする。

説明

ここで明確に記述することで、現行の他の条文で重複して出てくるのを防ぐ。

08.5 主審はドロップボールの結果を決定できない

これまでの文章

主審はドロップボールに参加する競技者を決めることはできない。

新しい文章

何人の競技者でもドロップボールに参加できる（ゴールキーパーを含む）。主審は誰がドロップボールに参加してよいか、また、ドロップボールの結果について指示できない。

説明

主審はドロップボールを意図したとおりにやらせるべきではないことを明確にした。

08.6 ドロップボールがけられて直接ゴールに入った場合

これまでの文章	新しい文章
ボールが（中略）直接ゴールに入った場合（中略）	ドロップされたボールが2人以上の競技者に触れることなくゴールに入った場合（中略）

説明

“直接”の代わりに“2人以上の競技者に触れることなく”という文言を使用することで状況をより明確にし、その他の条文の文章表現と一致させた。

第9条 ボールインプレーとボールアウトオブプレー

09.1 審判員からはね返ったボール

これまでの文章	新しい文章
これ以外、ボールは、次の場合も含めてつねにインプレーである。 - ボールがゴールポスト、クロスバー、コーナースタックポストからはね返ってフィールド内にある。 - ボールがフィールド内にいる主審または副審からはね返る。	これ以外、ボールは、 <u>審判員</u> 、ゴールポスト、クロスバー、コーナースタックポストからはね返ってフィールド内にある場合も含めてつねにインプレーである。

説明

フィールド外ぎりぎりにいる審判員（副審、追加副審）からボールがはね返ったが、完全にラインを越えていない場合、ボールは引き続きインプレーであることを確認した。

第10条 試合結果の決定

10.1 条文名変更

これまでの条文名	新しい条文名
得点の方法	<u>試合結果の決定</u>

説明

ペナルティーマークからのキック、アウェーゴールなどを本条に含めた。

10.2.1 ペナルティーマークからのキック (KFPM) を行う際のゴールの選択**これまでの文章**

主審は、キックを行うゴールを選ぶ。ペナルティーマークからのキックのために使用しているペナルティーエリアは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。

新しい文章

主審は、その他に考慮すべきこと（例えば、グラウンド状態、安全など）がない限り、コインをトスしてキックを行うゴールを決定する。ゴールは安全上の理由、あるいは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。

説明

一方にはホームチームのサポーター、他方にはアウェーチームのサポーターがいるため、主審にとって、どちらのゴールを使用するか決定するのは困難である。すべてに優先する事項（警備、フィールド状態など）次第でもあるが、最も公正な方法はコイントスである。

10.2.2 資格ある競技者（一時的にフィールドから離れている者を含む）**これまでの文章**

上記の例外を除いて、延長戦のある場合はそれを含めて、試合終了時にフィールドにいた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。

新しい文章

負傷したゴールキーパーに代わる交代要員を除いて、試合終了時にフィールド上にいた競技者、または一時的に（負傷、用具を正すためなどで）フィールドから離れていた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。

説明

一時的に（負傷、用具を正すためなどで）フィールドから離れていた競技者は、ゴールキーパーと代った交代要員と同様、正当に参加資格があることを明確にした。

10.2.3 ペナルティーキックを行う競技者の指名と順番**これまでの文章**

それぞれのチームは試合終了時にフィールド上にいた競技者からキッカーを選出するとともにキックを行う順番を決めなければならない。

新しい文章

それぞれのチームが参加資格のある競技者からキッカーを選び、キックを行う順番を決める。順番を主審に通知する必要はない。

説明

キッカーの氏名やキックの順番を主審に通知する必要はないことを明確にした（氏名を尋ねたり、順番を入れ換えるのを止めたりすることは正しくない）。

10.2.4 同数の競技者

これまでの文章

- 試合が終了し、ペナルティーマークからのキックを行う前に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者の多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない。チームの主将は、除外するそれぞれの競技者の氏名と選手番号を主審に通知しなければならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときに競技者が負傷し、または退場を命じられて一方のチームが1人少なくなった場合でも、主審はもう一方のチームのキックを行う競技者数を減らさない。両チームの競技者数を同じとすることが求められているのはペナルティーマークからのキックを始めるときだけである。

新しい文章

試合が終了したとき、ペナルティーマークからのキックを行う前、または進行中に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者の多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らし、除外するそれぞれの競技者の氏名と番号を主審に通知しなければならない。

説明

これにより、ペナルティーマークからのキックを開始する際に“公平・公正なプレー（フェアプレー）”の基本原則を適用することになる。つまり、一方のチームのキッカー数が相手チームより少ないために、相手チームの1巡目の最後に“最も劣っている”キッカーがけるときに自分たちのチームの“最も優れている”キッカーが2巡目のキックをけることで、利益を得ることがあってはならない。

10.2.5 ゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき**これまでの文章**

ペナルティーマークからのキックの進行中にゴールキーパーが負傷してゴールキーパーとしてのプレーが続けられなくなったとき、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していない場合であれば、氏名を届けられている交代要員と交代することができる。

新しい文章

ペナルティーマークからのキックの前または進行中に、ゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していなければ、氏名を届けられている交代要員、または競技者数を等しくするために除外された競技者と交代できるが、そのゴールキーパーはそれ以降参加できず、キッカーを務めることもできない。

説明

ゴールキーパーはプレーを続けられなくなった場合、いつでも交代要員（または競技者数を等しくするために除外された競技者）と代わることできるが、キッカーは務められないことを明確にした。

10.2.6 ペナルティーキックが完了するとき（14.3も参照）**追加の文章**

キックは、ボールの動きが止まったとき、ボールがアウトオブプレーになったとき、または競技規則の違反があって主審がプレーを停止したときに完了する。

説明

キックがいつ完了したかについての主審の判断基準を明確にした（14.3も参照）。

10.2.7 キッカーの順番**追加の文章**

- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ、資格あるすべての競技者がキックを行わなければならない、その後はいずれの競技者でも2本目のキックを行うことができる。
- 上記の基本原則はその後続けて行われるキックにも適用されるが、チームはキッカーの順番を変更することができる。

説明

そのチームの全てのキッカーが同数のキックを行ってからでないと、各キッカーは2本目以降のキックを行うことができない、また、キックが次の“ラウンド（巡目）”に入ってから順番は変更できることを明確にした。

10.2.8 フィールドから退出する競技者

追加の文章

ペナルティマークからのキックは、競技者がフィールドから離れたことで遅らせてはならない。競技者がキックを行うときまでに復帰しない場合、その競技者のキックは無効（無得点）となる。

説明

競技者がフィールドから離れた場合、主審はペナルティマークからのキックを遅らせてはならないこと、競技者が時間どおりに復帰しなければ、キックは無効となることを明確にした。こういった潜在的に不正な行為（監督からの指示、意図的な遅延、八百長など）を止めることが重要である。

第11条 オフサイド

11.1 ハーフウェーラインの考え方

これまでの文章

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる。

- 競技者がフィールドの自分のハーフ内にいる。または（中略）

新しい文章

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる：

- 頭、胴体、または足の一部でも相手競技者のハーフ内にある（ハーフウェーラインを除く）。

説明

オフサイドの判断をする場合、ハーフウェーラインは“中立（どちらのハーフにも含まれない）”であることを明確にした。つまり、競技者の身体の一部が（ハーフウェーラインを除く）相手競技者のハーフ内にあればオフサイドポジションにいないことになる。

日本協会の解説

基本的にハーフウェーラインは、それぞれ相手または自分のハーフに含まれると解釈される。ただし、オフサイドの判断をする場合に限り、どちらのハーフにも含まれない（中立）と解釈する。

11.2 競技者の腕の考え方

追加の文章

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる：

- 競技者の頭、胴体、または足の一部でも、ボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手競技者のゴールラインに近い場合。

ゴールキーパーを含むすべての競技者の手および腕は含まれない。

説明

オフサイドの判定の際、守備側競技者、攻撃側競技者、ゴールキーパーの手および腕が含まれないことを明確にした。

11.3 ボールがプレーされたときに反則とならない位置**これまでの文章**

ボールが味方競技者によって触れられるかプレーされた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっていると主審が判断した場合にのみ罰せられる（中略）

新しい文章

ボールが味方競技者によってプレーされたか触れられた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる（中略）

説明

競技者はボールがプレーされたときに（オフサイドの）ポジションにいたかどうかを判断されることを明確にした。ボールが味方競技者によってプレーされた後（プレーされた瞬間ではなく）に反則となることになる（例えば、ゴールキーパーがセーブした後にオフサイドポジションにいた競技者が得点した場合、その競技者はボールが（味方競技者によって）プレーされた後に反則を犯したことになる）。

11.4 はね返りまたはセーブの後の反則**これまでの文章**

その位置にいることによって利益を得る。

- ゴールポストやクロスバー、または相手競技者からはね返った、またはそれらに当たって方向が変わってきたボールをプレーすること。
- 相手競技者が意図的にセーブしたボールを（中略）

新しい文章

その位置にいることによって、次の場合にボールをプレーして利益を得る、または相手競技者を妨害する：

- ボールが、ゴールポスト、クロスバーまたは相手競技者からはね返った、あるいは、それらに当たって方向が変わってきた。
- ボールが、相手競技者によって意図的にセーブされた。

説明

はね返った、方向が変わってきた、または、セーブされた後に“相手競技者を妨害する”のはオフサイドの反則だと明確にした。

日本協会の解説

これまで“Interfering with”を“干渉する”と訳していたが、オフサイドになる反則の考え方や解釈が変わってきたため、これを“妨害する”と訳すこととした。

11.5 フリーキックの位置**これまでの文章**

P36 - オフサイドの反則があった場合、主審は違反の起きた場所から行う間接フリーキックを相手チームに与える。

新しい文章

オフサイドの反則があった場合、主審は、その競技者のハーフであっても、反則の起きたところから行われる間接フリーキックを与える。

P. 111 - オフサイドの反則が起きたとき、主審は、味方競技者の 1 人が、オフサイドの反則を犯した競技者に対して最後にボールをプレーしたときに、オフサイドの反則を犯した競技者がいた場所から行われる間接フリーキックを与える。

説明

これまでの条文と解釈は矛盾していた。競技規則全般にわたる基本原則としてフリーキックは反則が起きた場所で与えられるため、オフサイドにもそれは適用される。競技者が相手競技者のハーフ内のオフサイドポジションから自分のハーフ内に移動してオフサイドの反則を犯した場合、フリーキックは競技者のハーフ内で与えることができる。

11.6 フィールド外にいる守備側競技者

これまでの文章

どのような理由があっても、主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、自分のゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的にフィールドを離れた場合は、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

新しい文章

主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールが自分たちのペナルティーエリアから出るまで、ゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的にフィールドを離れた場合は、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

説明

負傷した守備側競技者がフィールドを離れることにより、プレーが停止するまで“全員がオンサイドになる”ことは不公平である。新しい文章表現では、守備側競技者が、プレーのどの段階でオフサイドの対象から外れたとみなされるかを定めた。

11.7 フィールド外にいる攻撃側競技者

これまでの文章

オフサイドのポジションにいる競技者が、そのときのプレーに関わっていないことを主審に示すためフィールドの外に出ることは反則ではない。しかしながら、競技者が戦術的な理由でフィールドを離れ、フィールドに復帰することで不正に利益を得たと主審が判断した場合、競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。フィールドに復帰するために、競技者は主審の承認を求める必要がある。

新しい文章

攻撃側競技者は、そのときのプレーにかかわらないようにするため、フィールドの外に踏み出る、または、外にとどまることができる。次にプレーが停止する、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーしてペナルティーエリアから出るまでに、その競技者がゴールラインから復帰してプレーにかかわった場合、オフサイドの判断のため、その競技者はゴールライン上にいたとみなされる。意図的にフィールドから離れた競技者が主審の承認なしに復帰し、オフサイドで罰せられず利益を得た場合は、警告されなければならない。

説明

フィールドから離れた、またはフィールド外にとどまり、その後復帰した攻撃側競技者をどう扱うかを明確にした。

11.8 ゴール内にいる攻撃側競技者

これまでの文章

ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴールネット内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。しかしながら、攻撃側競技者が相手競技者を惑わせていた場合、得点は認められず、競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない、プレーは（中略）ドロップボールで再開されなければならない。（中略）

新しい文章

ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴール内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。ただし、その競技者がオフサイドの反則または第12条の反則を犯していた場合、間接または直接フリーキックでプレーは再開される。

説明

更新されたオフサイドについての文章表現（“惑わせて”を削除）と一致させ、ボールがインプレー中のフィールド外の反則もフリーキックで罰せられるようにした。

第12条 ファウルと不正行為

12.1 ボールがインプレーでないときの違反

追加の文章

ボールがインプレー時に反則や違反があった場合にのみ、直接、間接フリーキックまたはペナルティーキックを与えることができる。

説明

不正行為をフリーキックまたはペナルティーキックで罰するには、ボールがインプレー中でなければならぬことを明確に記述した。（以前は解釈とガイドラインのセクションに記載されていた）

12.2 直接フリーキック – “挑むこと”の追加

これまでの文章

競技者が次の7項目の反則のいずれかを不用意に、無謀にまたは過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者にタックルする。

新しい文章

競技者が次の反則のいずれかを不用意に、無謀に、または、過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが与えられる：

- タックルする、または、挑む。

説明

“タックル”は足によって行われるものと解釈されるが、相手に挑むことは身体の一部（例えば、膝）によって行われることもあり、これまでの条文ではそのような行為を網羅できていなかった。

12.3 直接フリーキックの対象となる接触

追加の文章

身体的接触を伴う反則が起きたときは、直接フリーキックまたはペナルティーキックで罰せられる。

説明

身体的接触を伴う反則があったときは、直接フリーキックを与えなければならないことを明確にした。

12.4 無謀な – 定義から“まったく”を削除**これまでの文章**

“無謀な”とは、競技者が、相手競技者が危険にさらされていることをまったく無視して、または結果的に危険となるプレーを行うことである（中略）警告されなければならない。

新しい文章

無謀とは、相手競技者が危険にさらされていることを無視して、または、結果的に危険となるプレーを行うことであり、このようにプレーする競技者は、警告されなければならない。

説明

“まったく”の意味に関して法的に懸念されたことがあった。

12.5 著しく不正なプレー – 定義から“はるかに”を削除**これまでの文章**

“過剰な力で”とは、競技者がはるかに必要以上の力を用いて相手競技者を負傷の危険にさらすことである（中略）退場が命じられなければならない。

新しい文章

過剰な力とは、競技者が必要以上の力を用いて相手競技者の安全を危険にさらすことであり、このようにプレーする競技者には退場が命じられなければならない。

説明

“はるかに”の意味に関して法的に懸念されたことがあった。

日本協会の解説

これまで“serious foul play”を“著しく不正なファウルプレー”と訳していたが、より適当な日本語訳とするため、これを“著しく不正なプレー”と訳すこととした。

12.6 直接フリーキック – “接触で相手競技者を妨げる”を追加**追加の文章**

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

- 身体的接触によって相手競技者を妨げる。

説明

身体的接触により相手競技者を妨げる行為は、直接フリーキックとなることを確認した。

12.7 身体的接触を伴わない妨害は間接フリーキックとなる**これまでの文章**

競技者が相手競技者の進行を妨げた（中略）場合も、間接フリーキックが相手チームに与えられる。

新しい文章

競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる：（中略）

- 身体的接触を伴わずに、相手競技者の進行を妨げる。

説明

身体的接触を伴わずに相手競技者を妨げる行為は、間接フリーキックの対象となることを確認した。

12.8 試合前のフィールド点検以後に発生する懲戒処置をとる権限 (5.4を参照)

これまでの文章

主審は、フィールドに入ったときから試合終了の笛を吹いたのちフィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

新しい文章

主審は、試合前の点検のためにフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）の終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置をとる権限を持つ。

試合開始のためフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審は、その競技者を試合に参加させない権限を持つ（第3条6項を参照）。主審は、その他の不正行為を報告する。

説明

第5条で概要を説明したのと同じ変更である (5.4を参照)。

12.9 レッドカードとなる反則が起きたときのアドバンテージの適用、その後関わった競技者の扱いについて

追加の文章

明らかな得点の機会を除き、著しく不正なプレー、乱暴な行為、または2つ目の警告となる反則を含む状況では、アドバンテージを適用すべきでない。主審は、次にボールがアウトオブプレーになったとき競技者に退場を命じなければならないが、その競技者がボールをプレーする、または相手競技者に挑んだり妨害した場合、主審はプレーを停止し、その競技者を退場させ、間接フリーキックでプレーを再開する。

説明

レッドカードとなる反則があったとしても、まれに主審がアドバンテージを適用することがある（目前に得点の機会がある場合のみ）。しかし、レッドカードの対象となる競技者がその後のプレーに関わり、その競技者が得点する、得点に関わる、または相手の得点を止めることは“公平・公正なプレー（フェアプレー）”に反するため、試合を停止しなければならないことを明確にした。

12.10 ボールを手または腕で扱う反則への警告

これまでの文章

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば、

- 相手の大きなチャンスとなる攻撃のじゃまをする、または阻止するという戦術的な目的でファウルを犯す。
- 相手競技者をボールから遠ざける、またはボールに向かうのを妨げるという戦術的な目的で相手競技者を押さえる。
- ボールを手または腕で扱って、相手競技者がボールを保持することを妨げる、また攻撃の展開を防ぐ。
- ボールを手または腕で扱って得点をしようと試みる（その試みが成功しようとしまいと）。

新しい文章

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば：

- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにファウルを犯す、あるいは、ボールを手または腕で扱う。
- （その試みが成功しようとしまいと）ボールを手または腕で扱って得点をしようと試みる、あるいは、得点を阻止しようと試みて失敗する。

説明

- ボールを手または腕で扱う行為すべてをイエローカードで罰する主審もいるため、“相手競技者がボールを保持することを妨げる”をイエローカードの対象となる反則から削除した。
- ボールを手または腕で扱う行為は、それにより相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害した、または阻止した場合にイエローカードの対象となる反則に含まれる（攻撃を妨害や阻止することになる他の反則と同様）。
- ボールを手または腕で扱って得点を阻止しようと試みて失敗した競技者には、イエローカードが示されるべきであることを明確にした。

12.11 ペナルティーエリア内における決定的な得点の機会の阻止

追加の文章

競技者が、意図的にボールを手や腕で扱う反則により、相手チームの得点、または、決定的な得点の機会を阻止した場合、反則が起きた場所に関わらず、その競技者は退場を命じられる。

競技者が自分のペナルティーエリア内で相手競技者に対して反則を犯し、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、反則を犯した競技者は、次の場合を除き警告される：

- ・ 相手競技者を押さえる、引っばる、または押す反則の場合。あるいは、
- ・ 反則を犯した競技者がボールをプレーしようとしていない、または、その競技者がボールに挑む可能性がない。あるいは、
- ・ 反則がフィールド上のどこであってもレッドカードで罰せられるものであるとき（例えば、著しく不正なプレー、乱暴な行為など）。

上記の状況すべてにおいて、その競技者は退場となる。

説明

ペナルティーエリア内で守備側競技者が決定的な得点の機会を阻止する反則を犯したときは、ペナルティーキックによって実質的に得点の機会を与えられるため、その競技者への罰則は、ペナルティーエリア外で反則を犯したときよりも軽減される（イエローカード）べきである。しかしながら、ボールを手または腕で扱う反則、あるいは（文章表現にあるとおり）明らかにボールをプレーする、または、挑むことを試みてはいない場合、その競技者は退場を命じられる。

12.12 著しく不正なプレー — “挑むこと” を含める

これまでの文章

相手競技者の安全を脅かすタックルは、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

新しい文章

相手競技者の安全を脅かすタックルまたは挑むこと、また過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

説明

12.2と同じ変更 — “挑むこと” は腕、肘などを使った反則を含む。

12.13 乱暴な行為 – 接触がない場合**これまでの文章**

競技者がボールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、また、味方競技者、観客、審判員あるいはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。

新しい文章

乱暴な行為とは、身体的接触のあるなしにかかわらず、競技者がボールに挑んでいないときに相手競技者に対して、あるいは、味方競技者、チーム役員、審判員、観客またはその他の者に対して過剰な力を用いたり粗暴な行為を行う、または、行おうとすることである。

説明

乱暴な行為を行おうとすることは、仮に身体的接触がなかったとしてもレッドカードで罰せられることを明確にした。

12.14 乱暴な行為 – 頭や顔に接触する**追加の文章**

加えて、競技者がボールに挑んでいないとき、意図的に相手競技者やその他の者に対して頭や顔を手や腕で打つ場合、その力が微小なものでない限り、乱暴な行為を犯したことになる。

説明

(ボールに挑んでいないときに) 意図的に相手競技者の頭や顔をたたいたり打った競技者は、(その力が軽微でない限り) 退場を命じられるべきであることを明確にした。

日本協会の解説(補足説明)

交代要員または交代して退いた競技者が警告となる反則が4項目となった。これまで“主審の承認を得ずフィールドに入る、または復帰する”ことは反スポーツ的行為として警告されていたが、今回の改正により新たに警告される項目となった。

12.15 交代要員、チーム役員、審判員などに対する反則

これまでの文章	新しい文章
ボールがインプレーで、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、 - 相手競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの直接フリーキックまたは（反則を行った競技者自身のペナルティエリア内であれば）ペナルティキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。 - 味方競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。 - 交代要員または交代して退いた競技者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。 - 主審または副審に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックで、プレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。 - その他の者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより、プレーは再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。	ボールがインプレー中、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、次によりプレーは再開される： - 相手競技者に対する反則の場合 — 間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティキック - 味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員、または審判員に対する反則の場合 — 直接フリーキックまたはペナルティキック - その他の者に対しての反則 — ドロップボール

説明

相手競技者以外の人に対する反則への罰則は、その行為の重大さを反映する（例：審判員に対する反則への罰則が間接フリーキックのみだと、サッカーから発するメッセージが弱く貧弱なものになってしまう）。

12.16 フィールド外におけるファウル（13.3 + 14.1 を参照）

これまでの文章

ボールがインプレーで、フィールドの外で反則が起きた場合（中略）

- 競技者が反則を犯すためにフィールドから出た場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

新しい文章

ボールがインプレー中、競技者がフィールド外で反則を犯した場合（中略）

しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起きたとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

説明

2人の競技者が通常の行動の一環としてフィールドを離れ、一方が他方に対してフィールドの外でファウルを犯した場合、フリーキックを与えるべきだと考えられるため、規則を変更した。もし主審がレッドカードやイエローカードを示し、ドロップボール（または間接フリーキック）でプレーを再開したら、誰からも理解は得られないだろう。フリーキックはファウルが起きた場所から最も近いタッチライン／ゴールライン上で与えられる。これが反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

第13条 フリーキック

13.1 相手チームに与えられるフリーキック

これまでの文章

フリーキックは、直接と間接のいずれかである。

新しい文章

直接および間接フリーキックは、競技者が反則や違反を犯したときに相手チームに与えられる。

説明

条文の冒頭で、フリーキックは相手チームに与えられると規定することにより、以降“相手チームに”という表現の多用を省いた。

13.2 フリーキックの位置

追加の文章

すべてのフリーキックは、違反の起きた場所から行う。ただし、次の場合を除く：

説明

この条文の冒頭に明記することで、他の多くの条文内でフリーキックの位置について特定する記述を省いた。

13.3 フィールド外でのファウル

これまでの文章

競技者が主審の承認なくフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。

新しい文章

競技者が主審の承認なくフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

説明

12.16および14.1で説明されている変更点と一致させた。

13.4 ボールは明らかに動かしてインプレーにしなければならない。**これまでの文章**

ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。

新しい文章

ボールは：(中略)

- けられて明らかに動いたときインプレーとなる (中略)

説明

キックオフ (8.3)、ペナルティーキック (14.2)、コーナーキック (17.2) の変更と一致させた。

13.5 フリーキックを止める／インターセプトする**これまでの文章**

競技者がフリーキックを素早く行おうとしたところ、ボールの近くにいた相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、主審はプレーの再開を遅らせたことでその相手競技者を警告しなければならない。競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから 9.15 m (10 ヤード) 離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

新しい文章

競技者がフリーキックをすばやく行って、ボールから 9.15 m (10 ヤード) 離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせる。しかしながら、相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、その相手競技者はプレーの再開を遅らせたことで警告されなければならない。

説明

フリーキックをけるのを“妨害する”のと、すばやくフリーキックがけられた後に“インターセプトする”の違いをより明確に区別した。

第14条 ペナルティーキック**14.1** フィールド外のファウルに対するペナルティーキック (12.16 と 13.3 を参照)**これまでの文章**

直接フリーキックを与える 10 項目の反則のひとつを、自分のペナルティーエリアの中で犯したとき、相手チームにペナルティーキックが与えられる。

新しい文章

競技者がペナルティーエリアの中で、または、第 12 条および第 13 条に規定されるプレーの一環としてフィールド外に出て、直接フリーキックとなる反則を犯したときは、ペナルティーキックが与えられる。

説明

ボールがインプレー中にフィールド外で守備側競技者が反則を犯し、反則を犯した場所に最も近い地点が自分のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる、という第12条および第13条の変更を繰り返した。

14.2 ボールは静止され、動かされる

これまでの文章

ボールは、

- ペナルティーマーク上に置かなければならない。
- ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。

新しい文章

ボールは、ペナルティーマーク上で静止していなければならない。(中略)
ボールはけられて明らかに動いたときインプレーとなる。

説明

その他の変更と一致させた。

14.3 ペナルティーキックが完了するとき(10.2.6を参照)

追加の文章

ペナルティーキックは、ボールの動きが止まったとき、アウトオブプレーになったとき、または、競技規則の違反があって主審がプレーを停止したときに完了する。

説明

ペナルティーキックがいつ完了するのかを明確にした。

14.4 必ず間接フリーキックで罰せられる反則

これまでの文章

主審がペナルティーキックを行う合図をして、ボールがインプレーになる前に、次の状況のひとつが起きた場合、ペナルティーキックを行う競技者が競技規則に違反する。

新しい文章

主審がペナルティーキックを行う合図をしたならば、キックは行わなければならない。
ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：
キックを行う競技者またはその味方競技者が競技規則に違反し：

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックが再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、試合は、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開される。

ゴールキーパーが競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。

キックを行う競技者の味方競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックが再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、試合は、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開される。

ゴールキーパーの味方競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。

- ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、間接フリーキックで再開する。

ただし、ボールがゴールに入ったかどうかにかかわらず、次の場合、プレーは停止され、間接フリーキックで再開される：

- ペナルティーキックが後方にけられる。
- 特定されたキッカーの味方競技者がキックを行う。主審は、キックを行った競技者を警告する。
- 競技者が一度助走を完了した後、ボールをけるためにフェイントをする（助走中のフェイントは認められる）。主審は、そのキッカーを警告する。

説明

他に規定するところのやり直し、得点、間接フリーキックに対する基本的な考え方が、これらの状況には当てはまらないことを強調した。特に、特定された競技者以外の競技者がキックをする、また、“不正な” フェイントは、“意図的な” 反スポーツ的行為となる。

14.5 ゴールキーパーの反則

追加の文章

ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。ゴールキーパーが違反を犯した場合は警告される。

説明

競技規則が改正され“不正なフェイント”をするペナルティーキックのキッカーをより厳しく対処することとした。これに整合性をとるため、相手が（キックを失敗し）キックを再び行うこととなるような競技規則の違反を行ったゴールキーパーも警告とすることとした。これにより、本条にかかるゴールキーパーの違反がないようにしていく。

14.6 同時に複数の反則が起きた場合

これまでの文章	新しい文章
守備側、攻撃側両チームの競技者が競技規則に違反した場合、キックが再び行われる。	両チームの競技者が競技規則に違反した場合、キックが再び行われる。 <u>ただし、競技者がより重大な反則（例えば、不正なフェイント）を犯した場合を除く。</u>

説明

より重大な反則を罰するとして第5条の変更を繰り返した（5.3を参照）。

第15条 スローイン

15.1 ボールは両手で投げる

これまでの文章	新しい文章
ボールを投げ入れるとき、スローワーは、 • フィールドに面する。 • 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつける。 • 両手でボールを持つ。 • 頭の後方から頭上を通してボールを投げる。 • ボールがフィールドから出た地点から投げる。	ボールを入れるとき、スローワーは： • フィールドに面し、 • 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつけ、 • ボールがフィールドから出た地点から、頭の後方から頭上を通して<u>両手を用いて</u>ボールを<u>投げなければならない</u>。

説明

- 単に“(フィールドに) 入れる (deliver)” より、“投げる” という言葉を用いたほうが理にかなっている。
- これまでの文章における・3と・4をひとつの項目とすることにより、“片手で投げるファウルスロー（ボールを一方の手で投げ、もう一方はボールに添えるだけ）” は認められないことを強調した。

15.2 2m (2yds) 以内への侵入

これまでの文章	新しい文章
相手競技者がスローワーを不正に惑わせたり妨げたりした場合、 • その競技者は、反スポーツ的行為で警告される。	スローワーを不正に惑わせたり妨げたりする相手競技者は（スローインが行われる地点から<u>2m (2ヤード) 以内に近寄ることを含む</u>）、反スポーツ的行為で警告される。<u>スローインがすでに行われた場合は間接フリーキックが与えられる</u>。

説明

規定の2m (2ヤード) の距離を遵守しないことは、不正に惑わせたり妨げたりする行為であるとみなされ、スローインがすでに行われた場合は間接フリーキックで再開することを明確にした。

第16条 ゴールキック

16.1 キックされたボールが自分のゴールに直接入った場合はコーナーキック

追加の文章

- 相手チームのゴールに対する限り、ゴールキックから直接得点することができる。ボールがペナルティーエリアから出て、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。

説明

競技者がゴールキックから（例えば、強風のため）直接“オウンゴール”した場合の正しい再開の方法を明確にした。

16.2 ボールは静止していなければならない

新しい文章

- ボールは静止していなければならない、ゴールエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。

説明

この文言は“これまでの文章”にはなかった。ボールは静止していなければならないことを明確にした。

16.3 ペナルティーエリア内に相手競技者がいた場合

追加の文章

ゴールキックが行われるときペナルティーエリア内にいた相手競技者が、ボールが他の競技者に触られる前にボールに触れる、または、挑んだ場合、ゴールキックは再び行われる。

説明

ゴールキックをしたときペナルティーエリア内にいた相手競技者は、他の競技者がボールに触れるまで、ボールに触れたり挑んだりすることはできないのを明確にした。その競技者が競技規則に定められたとおりにペナルティーエリアを出なかったことでアドバンテージを得ることがないようにした。

第17条 コーナーキック**17.1** キックされたボールが直接自分のゴールに入った場合はコーナーキック**追加の文章**

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点をすることができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

説明

競技者がコーナーキックから直接“OWNゴール”した場合の正しい再開の方法を明確にした。

17.2 ボールは静止した状態にし、インプレーにするためにボールを明らかに動かさなければならない**新しい文章**

- ボールは、ゴールラインを越えた地点にもっとも近い方のコーナーエリアの中に置かなければならない。
- ボールは静止していなければならない、攻撃側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。(中略)

説明

- “アーク”をエリアに変更した。
- ボールはけられるとき、静止した状態でなければならないことを明確にした。
- 他の競技規則改正部分を反映するのみならず、コーナーキックについては、競技者がボールに少し触れることで、反スポーツ的にあたかもキックが行われていないように見せかけるプレーをやらせないことが特に重要になる。

Glossary

用語集

用語集には、規則の詳細とは別に明確な説明を必要とする、または他の言語に翻訳しにくい言葉やフレーズが含まれる。

サッカー関連機関

IFAB (The International Football Association Board)

国際サッカー評議会

英国 4 協会と FIFA で結成された機関であり、世界中で競技規則に関する責任を持つ。原則的に、規則の変更は通常 2 月末または 3 月初めに行われる年次総会でのみ承認を受けることができる。

FIFA (Federation Internationale de Football Association)

国際サッカー連盟

世界中のサッカーに対して責任を持つ管理機関。

連盟 (Confederation)

大陸におけるサッカーに責任を持つ機関。6 つの連盟は AFC (アジア)、CAF (アフリカ)、CONCACAF (北中米カリブ)、CONMEBOL (南米)、OFC (オセアニア)、UEFA (ヨーロッパ) から成る。

各国サッカー協会 (National Football Association)

その国のサッカーに責任を持つ機関。

サッカー用語

A

中止する (Abandon)

予定時刻より前に試合を終了または終結させること。

アドバンテージ (Advantage)

反則が起きたとき、反則をしていない方のチームにとって利益となる場合は主審がプレーをそのまま続行させること。

アディショナルタイム (Additional time)

競技者の交代、負傷、懲戒処置、得点の喜びなどにより“空費された”分を試合の前半、後半の終了時に延長する時間のこと。

競技者の負傷の程度の判断 (Assessment of injured player)

負傷の程度をすばやく調べることで、通常はドクターなどが行い、その競技者に治療が必要かどうか判断する。

アウェー・ゴール・ルール (Away goal rule)

両チームの合計ゴール数が同じであるとき、アウェーで得点したゴール数を2倍に計算することで試合の勝者を決定する方法

B

粗暴な行為 (Brutality)

無礼、非情、または意図をもった暴力的な行為

C

警告 (Caution)

関係機関への報告の対象となる公式な罰則であり、イエローカードで示される。1 試合に2回の警告を受けた競技者は退場となる。

(相手競技者に) チャージする (Charge an opponent)

相手競技者に対して身体的に挑むことで、通常は肩や上腕（身体の近くで）を使って行われる。

D

騙す (Deceive)

主審の判断を誤らせたり欺くことで、間違った決定や懲戒処置へと導き、騙した者やそのチームの利益を得ようとする行為

直接フリーキック (Direct free kick)

ボールを相手競技者のゴールに直接キックすることで得点できるフリーキック

裁量 (Discretion)

決定を下すとき、主審またはその他の審判員が判断すること。

退場 (Dismissal)

“退場” (レッドカード) の言い換え

※ Send (Send off)

チーム役員の“退席”にも使用される。

異議 (Dissent)

審判員の決定に対するあからさまな抗議 (言葉または行動) で、警告 (イエローカード) の対象となる。

惑わせる (Distract)

(通常は不正に) 妨害する、混乱させる、注意を引くこと。

ドロップボール (Dropped ball)

プレーを再開するための“中立的な”方法。主審が両チームの競技者の間でボールをドロップし、ボールがグラウンドに触れたときにプレーが再開される。

E

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (Electronic performance tracking system) (EPTS)

競技者の身体的および生理的パフォーマンスに関するデータを記録、分析するシステム

相手競技者の安全を脅かす (Endanger the safety of an opponent)

相手競技者を (負傷の) 危険やリスクにさらすこと。

過剰な力 (Excessive force)

必要以上の力を使うこと。

延長戦 (Extra time)

前半、後半の試合時間を追加することで試合結果を決定する方法

F

フェイント (Feinting)

相手競技者を混乱させようとする行動。規則では、認められるフェイントと「反則の」フェイントを定義している。

フィールド (ピッチ) (Field of play (Pitch))

タッチライン、ゴールライン、ゴールネット (使用されていれば) で区切られた競技エリア

G

ゴールライン・テクノロジー (Goal line technology) (GLT)

得点があったときただちに主審に知らせる電子システム。例：ボールがゴールラインを完全に越えてゴールに入ったとき (詳しくは第 1 条を参照)

H

ハイブリッドシステム (Hybrid system)

フィールドの表面を構成する人工的な材質と天然の材質を組み合わせたもので、日照、水、空気循環、草刈りを必要とする。

間接フリーキック (Indirect free kick)

キックされた後、(いずれかのチームの) 他の競技者がボールに触れた場合のみ得点することができるフリーキック

違反 (Infringement)

競技規則に違反したり、破ったり、犯す行動

妨げる (Impede)

相手競技者の行動または動作を遅らせる、ブロックする、または妨げること。

意図的な (Intentional)

意図的な行動 (偶発的でない)

インターセプトする (Intercept)

意図したパスを途中で奪うこと。

ペナルティーマークからのキック (Kicks from the penalty mark)

各チームが交互にキックを行い、同数のキックをする中で、より多く得点したチームを勝利とする試合結果の決定方法 (両チームが5本のキックを行う以前に、他方が5本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない)

軽微な (Negligible)

重要でない、最低限の。

O

反則 (Offence)

競技規則を破ったり、違反したり犯す行動。特に、相手競技者やその他の人に対する不正行為。

攻撃的、侮辱的、または下品な発言 (Offensive, insulting or abusive language)

下品な、他人を傷つける無礼な言動または行動で、退場（レッドカード）の対象となる。

外的要因 (Outside agent)

審判員やチームリストのメンバー（競技者、交代要員、チーム役員）以外の人員

P

罰する (Penalise)

通常はプレーを停止し、相手チームにフリーキックまたはペナルティーキックを与えて、罰すること（“アドバンテージ” 参照）。

プレー (Played)

競技者がボールに触れる行為

プレー可能な距離 (Playing distance)

競技者が足を伸ばすかジャンプする、または、ゴールキーパーの場合は腕を延ばしてジャンプすることで触れられるくらいのボールまでの距離。距離は競技者の身体の大きさにより異なる。

Q

すばやいフリーキック (Quick free kick)

プレーが停止した直後に (主審の承認を得たうえで) 行われるフリーキック

R

無謀な (Reckless)

相手競技者に対する危険や結果的に危険になりかねないことを軽視 (無視) した競技者による (通常はタックルや挑むことによる) 行動

再開 (Restart)

プレーを停止した後に再開するためのあらゆる方法

S

罰則 (Sanction)

主審がとる懲戒処置

セーブ (Save)

ボールがゴールに入る、または非常に近づいたとき、競技者が (自分たちのペナルティーエリア内のゴールキーパーの場合を除き) 手以外の体の一部を使ってボールを止める行動

退場 (退席) (Send off (Dismissal))

退場の反則を犯したことにより (レッドカードを提示される)、競技者が試合の残り時間の間、フィールドを出なければならぬ懲戒処置。試合開始後の場合、その競技者を交代させることはできない。

著しく不正なプレー (Serious foul play)

相手競技者の安全を脅かす、または過剰な力や粗暴な行為を伴うタックルや妨害で、退場（レッドカード）により罰せられる。

シグナル (Signal)

主審または審判員が行う身体的な合図で、通常は手、腕、またはフラッグの動きを伴うか、（主審のみ）笛を使用する。

シミュレーション (Simulation)

実際は起こっていない出来事が起こったように、間違ったり誤ったりする印象を与える行動（“騙す”を参照）。競技者が不正なアドバンテージを得るために行う。

競技の精神 (Spirit of the game)

サッカーの基本的かつ本質的な原則や価値観

一時的に中断する (Suspend)

後で再開する意図を持って試合を一定時間停止すること。例えば、霧、豪雨、雷、深刻な負傷の場合

T

タックル (Tackle)

（グラウンド上または空中にある）ボールに足で挑むこと。

チーム役員 (Team official)

競技者以外で公式なチームリストに記載されている人員。例えば、監督、トレーナー、ドクター（“テクニカルスタッフ”を参照）

チームリスト (Team list)

通常は競技者、交代要員、チーム役員を記載した、チームの公式書類

テクニカルスタッフ (Technical staff)

公式なチームリストに記載されている競技者以外の公式なチームメンバー。例えば、監督、トレーナー、ドクター（“チーム役員”を参照）

テクニカルエリア (Technical area)

チーム役員のために、スタジアム内に定められた座席を含むエリア（詳細は第 1 条を参照）

U

不法な妨害 (Undue interference)

不必要な行動や影響

反スポーツ的行為 (Unsporting behavior)

警告により罰せられる不正な行動や行為

V

乱暴な行為 (Violent conduct)

ボールへ挑むのではなく、過剰な力または粗暴な行為を持って相手競技者に向かって試みる行動、または競技者が軽微でない力を持って意図的に誰かの頭または顔を打つ行動

審判用語

審判員 (match official)

サッカー協会または試合を管轄する競技会に代わり、サッカーの試合をコントロールすることに責任を持つ一人または複数の人員を指す一般的な用語。

主審 (Referee)

競技のフィールドを管理する、試合の主たる審判員。他の審判員は主審のコントロールと指示のもとで管理を行う。主審は最終かつ究極的な決定を下す。

その他の審判員 (Other match officials)

競技会は、主審を援助するその他の審判員を任命できる：

- **副審 (Assistant referee)**

フラッグを持って各タッチラインに配置され、特にオフサイドの状況やゴールキック／コーナーキック／スローインの判定の際に、主審を援助する審判員

- **第4の審判員 (Fourth official)**

テクニカルエリアの監視、交代要員のコントロールなど、フィールド内外の事象に関して主審を援助することを責務とする審判員

- **追加副審 (Additional assistant referee) (AAR)**

各ゴールライン上に配置され、特にペナルティーエリア内もしくはその近くでの事象に関する判定や、ゴール／ノーゴールを決定する際に、主審を援助する審判員

- **リザーブ副審 (Reserve assistant referee)**

副審（および、競技会規則で認められる場合は第4の審判員または追加副審）が続行できなくなった際に交代する副審

Practical Guidelines for Match Officials

**審判員のための
実践的ガイドライン**

はじめに

これらのガイドラインは、審判員に対する競技規則の補足情報となる実践的アドバイスを含む。

第5条では、競技規則の枠組みの中で職務にあたる主審と、“競技の精神”に言及している。主審は競技規則を適用する際、特に試合を実施または続行するか否かの決定を下す際は、常識を持って、“競技の精神”を適用することが期待される。

この考えは、競技規則を必ずしも厳密に適用できるとは限らない、比較的低いレベルのサッカーにおいて特に重要である。たとえば次の場合、安全の問題がなければ、主審は試合を開始／続行する。

- コーナーフラッグがひとつ、または、複数設置されていない。
- コーナーエリアやセンターサークルなど、競技のフィールドのマーキングに若干不正確な部分がある。
- ゴールポスト／クロスバーの色が白ではない。

このような場合、両チームの合意を得たうえで主審は試合を実施／続行し、関係機関に報告書を提出しなければならない。

符号：

- AR = 副審
- AAR = 追加副審

ポジショニング（位置取り）、動き方とチームワーク

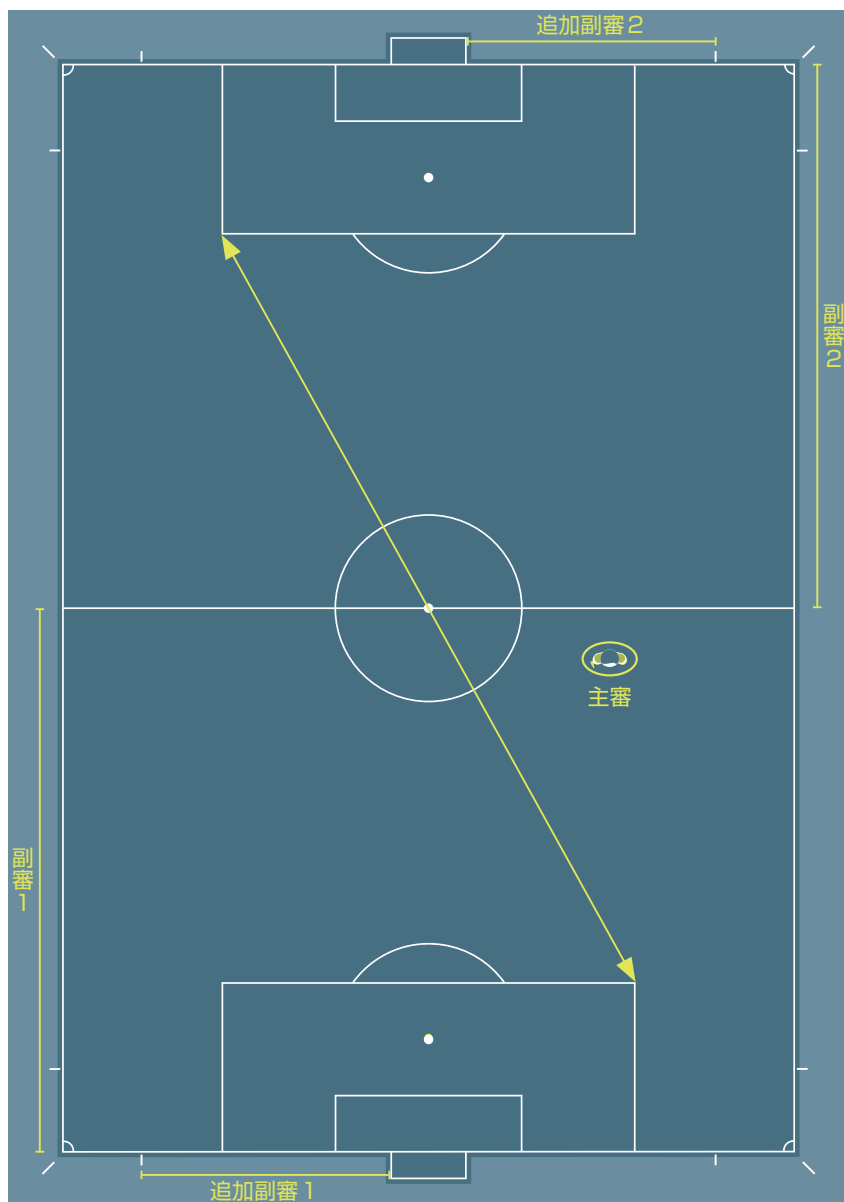
1. 一般的なポジショニングと動き方

最良のポジションをとることにより、正しい判定を下すことができる。ポジショニングに対しては、チームや競技者、そこに至るまでの出来事などの情報により修正していかなければならない。

図に指示するポジショニングは、基本的なものである。“ゾーン”について、すべてのポジショニングは、審判がその効果を最大限に引き出せるエリアとして、取ることが勧められるものである。これらのゾーンは、試合の状況により、大きくなったり、小さくなったり、また異なった形状となる。

求められるポジショニング：

- ・ 主審とプレーが行われている側の副審でプレーを挟む。
- ・ 主審は、プレーが行われている側の副審を視野に入れ、対角線式審判法を広く用いる。
- ・ 主審は、プレーの外側に向かって位置することによって、プレーとプレーが行われている側の副審を容易に視野に入れることができる。
- ・ 主審は、プレーを妨害することなく、十分にプレーに近づく。
- ・ 監視しなければならないものは、つねにボール周辺にあるというものではない。主審は次のことにも留意する。
 - ・ ボールとは関係ない場所では対立を引き起こす競技者
 - ・ プレーが向かっている地域内での反則の可能性
 - ・ ボールがプレーされた後の反則



副審と追加副審のポジショニング

副審は、後方から2人目の守備側競技者か、ボールが後方から2人目の守備側競技者よりゴールラインに近い場合は、ボールのラインにつかなければならない。副審は、走っている間も含めて、つねにフィールドに面しなければならない。サイドステップによる動き方は短い距離を走るために用いられる。この動き方は、より良い視野を確保させ、オフサイドの見極めを行うときに特に重要である。

追加副審のポジションは、ゴールラインの後方とする。ただし、ゴールかノーゴールかを判定するためにゴールライン上に移動するときを除く。追加副審は特別な場合を除き、フィールドに入ることはできない。



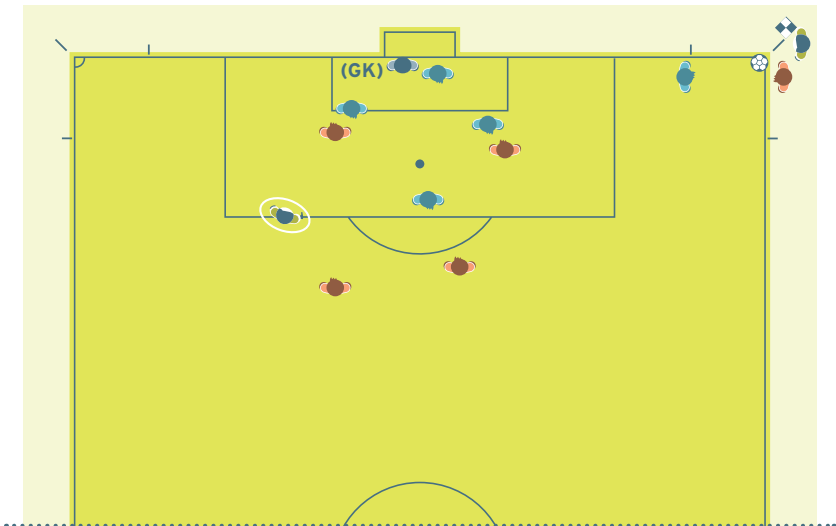
2. ポジショニング、チームワークと協議

協議

懲戒に関する問題に対処するとき、いくつかのケースにおいては目で確認し合うことと副審から主審へのわかりやすい手による目立たないシグナルで十分である。直接話し合うことが求められる場合においては、必要に応じ、副審は2～3m フィールド内に入る。話し合うときは、主審、副審共にフィールド内に顔を向け、会話を聞かれないようにしながら競技者とフィールドを監視する。

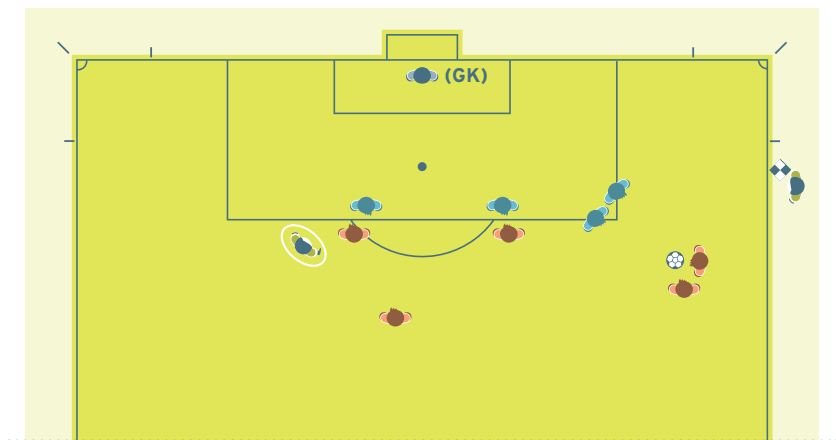
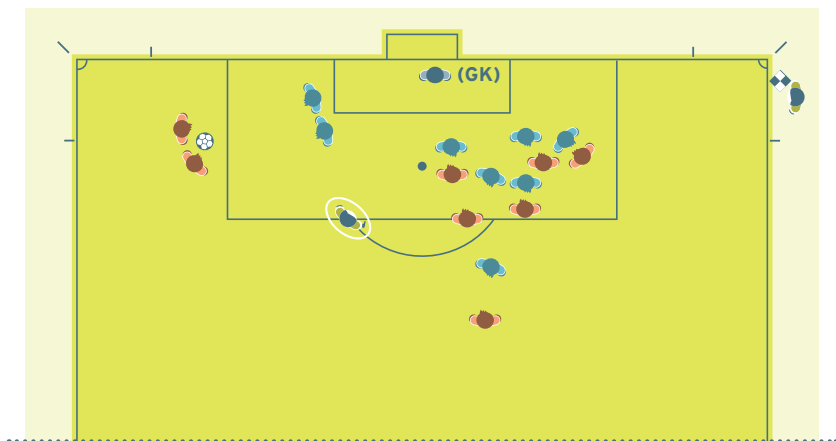
コーナーキック

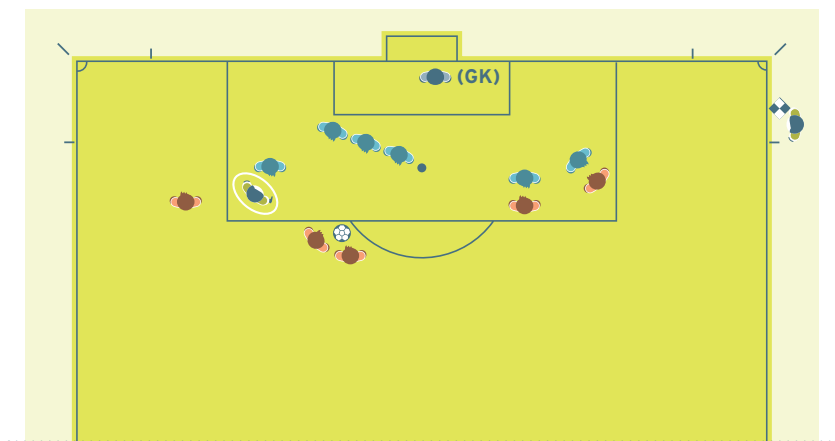
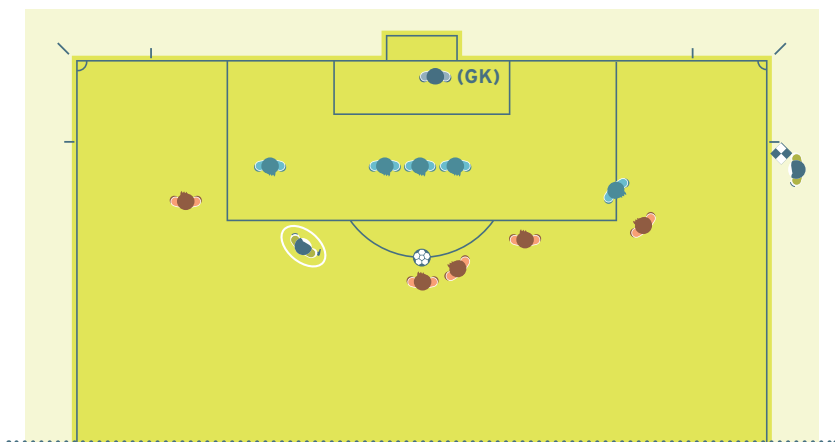
コーナーキックのときの副審のポジションは、ゴールラインの延長上でコーナーフラッグの後方であるが、コーナーキックを行う競技者を妨害してはならない。また、コーナーエリア内にボールが正しく置かれているかチェックしなければならない。



フリーキック

フリーキックのときの副審は、オフサイドラインのチェックをするため、後方から2人目の守備側競技者のラインに位置しなければならない。しかしながら、シュートが直接ゴールに放たれる場合は、ボールを追いかけてタッチラインに沿ってコーナーフラグ方向に動ける用意をしておかなければならない。



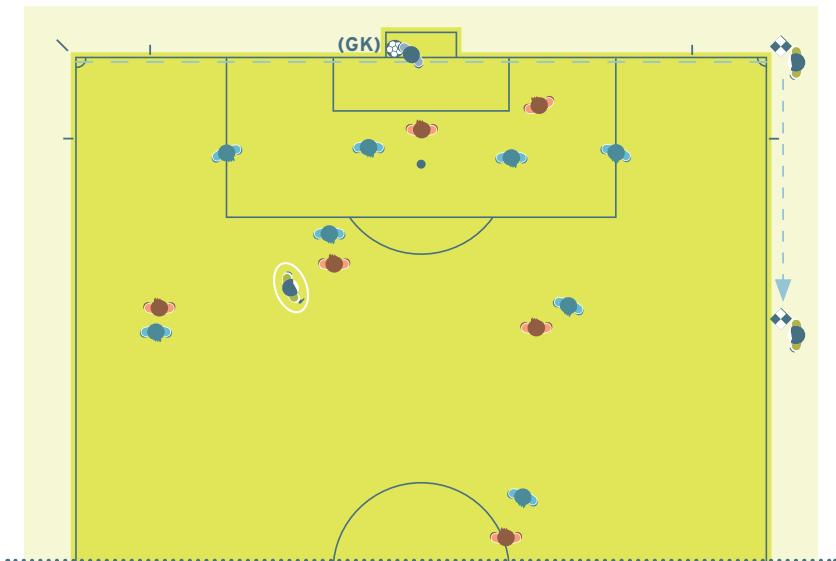


ゴール／ノーゴール

得点があり、その決定に疑問がないときであっても、主審と副審は目で確認し合わなければならない。その後、副審は、旗を上げずに25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走らなければならない。

得点があったが、ボールが依然インプレーのように見えるとき、副審は先ず旗を上げて主審の注意をひかなければならない。その後、通常の得点の手続きとして、25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走る。

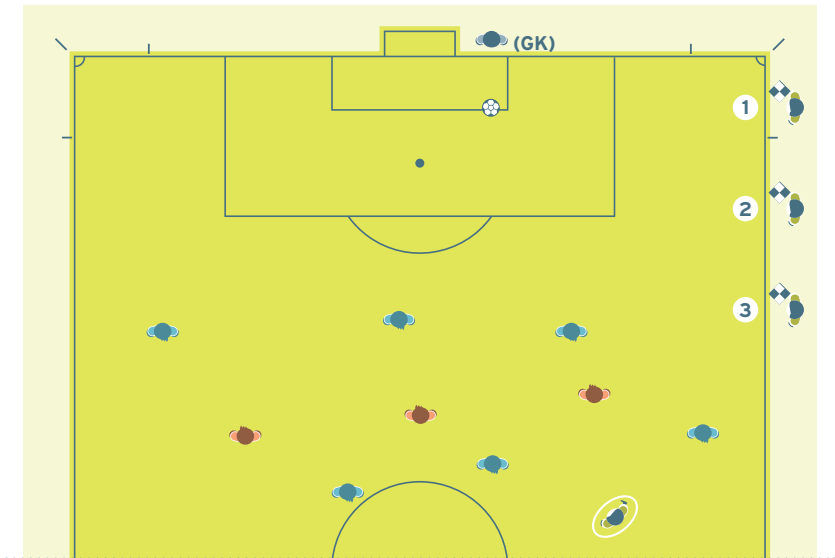
ボールの全体がゴールラインを越えず、得点となっていないので、それまでどおりプレーが続く場合は、主審は副審と目で確認し合わなければならない。また、必要であれば手で目立たないシグナルを送る。



ゴールキック

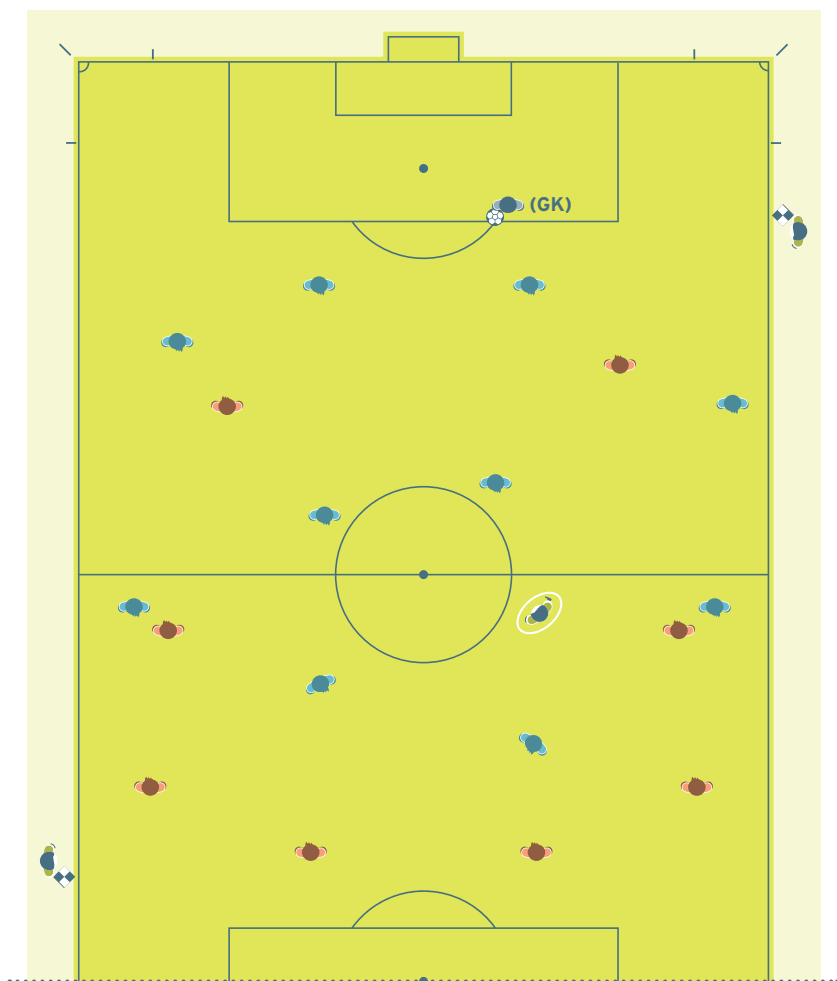
副審は、まずボールがゴールエリア内にあるかどうかチェックしなければならない。もしボールが正しく置かれていない場合、副審はそのポジションから動かず、主審を目で確認し、旗を上げなければならない。ボールが正しくゴールエリア内に置かれたならば、副審はペナルティーエリアの端まで動き、ボールがペナルティーエリアから出る（ボールがインプレーとなる）ことや攻撃側競技者がエリア内にいないことをチェックしなければならない。最終的には、副審はオフサイドラインのチェックができるポジショニングをしなければならない。

しかしながら、もし追加副審がいる場合、副審はペナルティーエリアの端のラインに位置し、その後オフサイドラインをチェックする。追加副審はゴールラインとゴールエリアの交点のところに位置し、ボールがゴールエリア内にあるかどうかチェックしなければならない。ボールが正しく置かれていない場合、追加副審は主審に知らせなければならない。



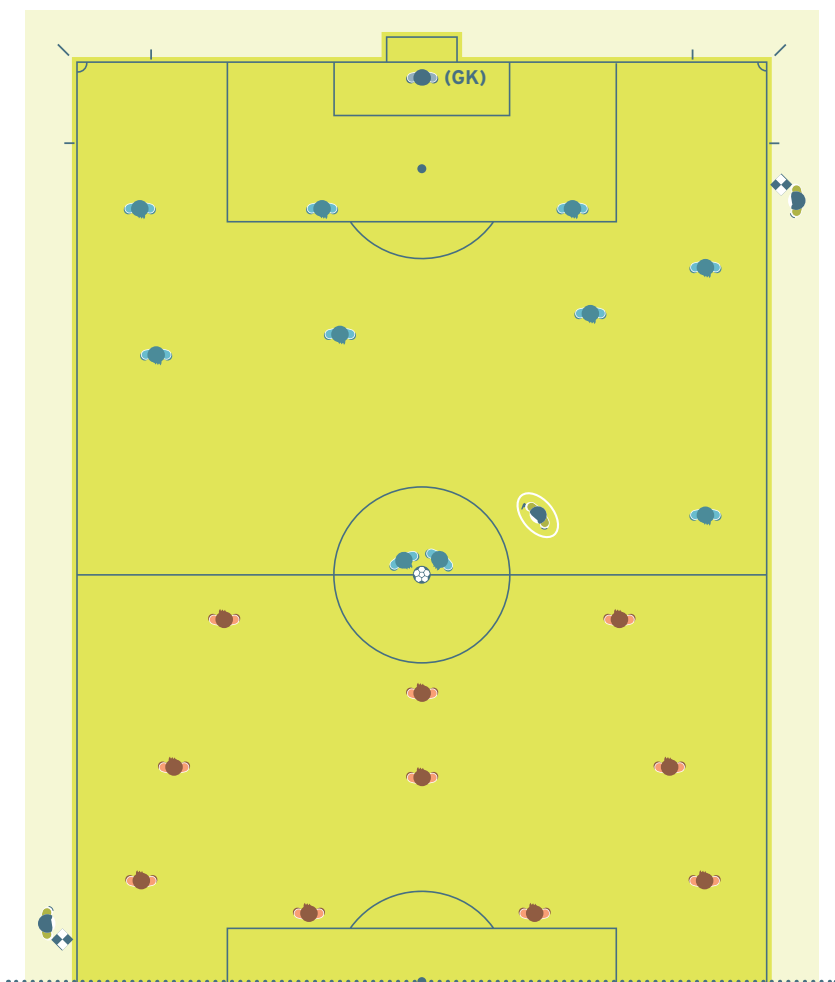
ゴールキーパーがボールを放す

副審は、ペナルティーエリアの端のところにポジションを取り、ゴールキーパーがペナルティーエリアの外でボールを手で触れていないかどうかチェックしなければならない。ゴールキーパーがボールを放したら、オフサイドラインのチェックができるポジションを取らなければならない。



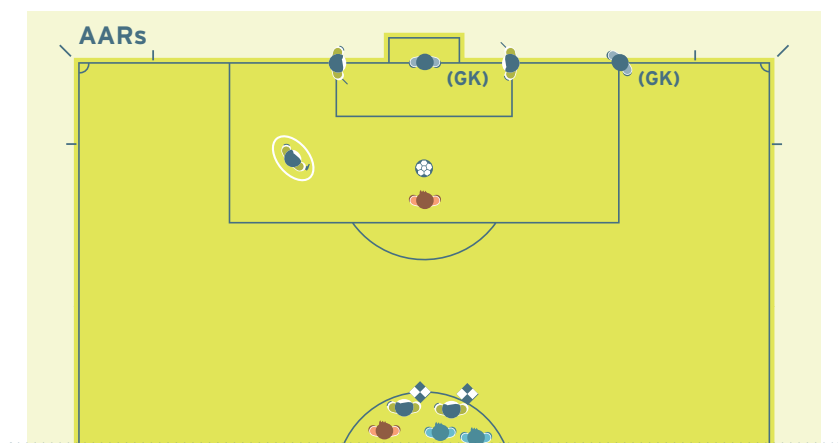
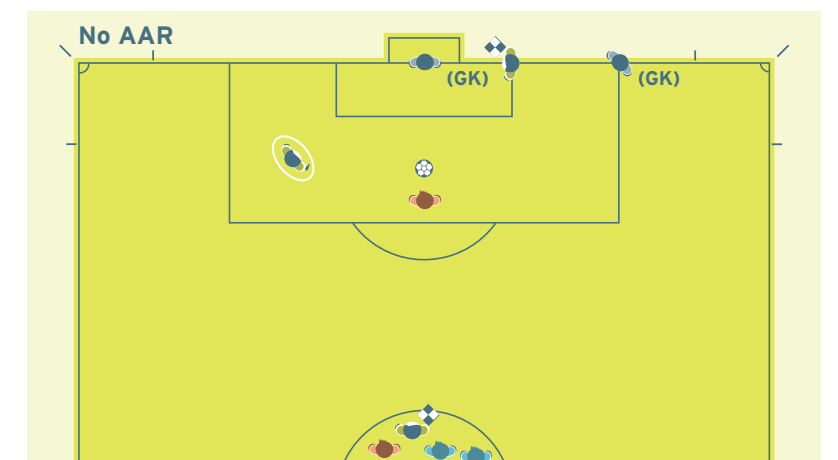
キックオフ

副審は、後方から２人目の守備側競技者のラインに位置する。



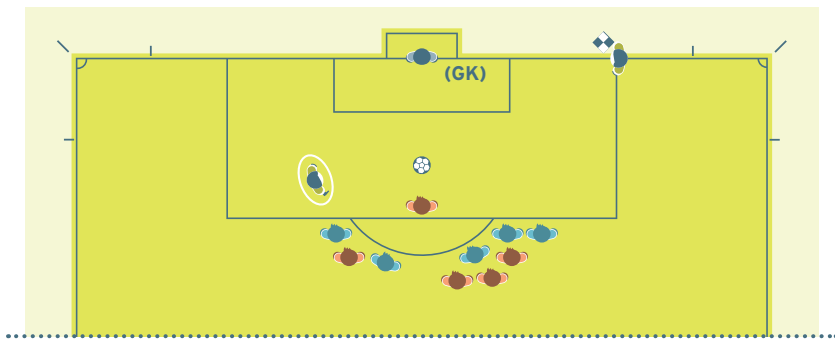
ペナルティーマークからのキック

副審の1人はゴールラインとゴールエリアラインの交点に位置しなければならない。もう一方の副審はセンターサークルのところにいて、両チームの競技者をコントロールしなければならない。もし、追加副審がいる場合は、ゴールの左右それぞれのゴールラインとゴールエリアラインの各交点に位置し、両方の副審はセンターサークルのところにいなければならない。

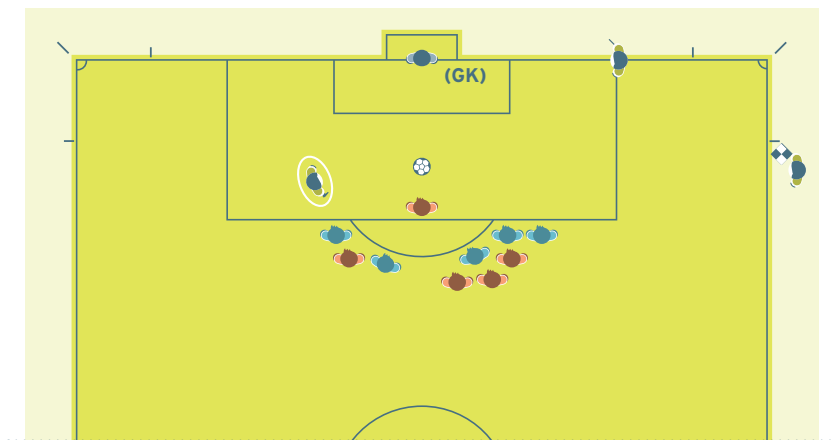


ペナルティーキック

副審は、ゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置しなければならない。



ただし、追加副審がいる場合、追加副審はゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置しなければならない。副審は、ペナルティーマークのライン (オフサイドライン) に位置する。



集団的対立

多くの競技者を巻き込んで騒動になった場合、近くの副審がフィールドに入って主審を援助することができる。もう一方の副審も、その騒動を監視するとともに事実の詳細について記録しなければならない。第4の審判はテクニカルエリア付近で待機する。

規定の距離

フリーキックが副審の近い位置で与えられたとき、副審は、相手競技者がボールから9.15m（10ヤード）、確実に離れることを手助けするためにフィールドに入ることができる。この場合、主審は副審がポジションにつくのを待ってプレーを再開しなければならない。

交代

第4の審判員がいない場合、副審は交代の手続きを援助しなければならない。この場合、主審は副審がポジションに戻るのを待ってからプレーを再開しなければならない。

第4の審判員がいて交代の手続きを行う場合、副審はハーフウェーラインまで移動する必要はない。ただし、複数の交代が同時に行われる場合、副審はハーフウェーラインまで移動して第4の審判員を援助する。



IFAB®

ボディー・ランゲージ、 コミュニケーション、笛

1. 主審

ボディー・ランゲージ

ボディー・ランゲージは、主審が次のときに用いる手段である。

- ・ 試合のコントロールを援助するとき
- ・ 主審の権限や主審が落ち着いていることを示すとき

ボディー・ランゲージは、判定の説明には用いない。

シグナル

第5条のシグナルの図を参照。

笛

次の場合には、笛を吹くことが必要である。

- ・ 試合の前半、後半（延長戦の前半、後半）の、または得点後のキックオフのとき
- ・ 次の理由でプレーを停止するとき：
 - ・ フリーキックまたはペナルティーキック
 - ・ 試合の一時的な中断、または中止
 - ・ 前半、後半の終了時
- ・ 次の場合にプレーを再開するとき：
 - ・ 規定の距離を下げたときのフリーキック
 - ・ ペナルティーキック
- ・ 次の理由でプレーが停止された後にプレーを再開するとき：
 - ・ 警告や退場
 - ・ 負傷者の発生
 - ・ 交代

次の場合、笛を吹く必要はない：

- 次の理由でプレーを停止するとき
 - ・ ゴールキック、コーナーキック、スローイン、得点
- 次の場合にプレーを再開するとき
 - ・ ほとんどのフリーキック、ゴールキック、コーナーキック、スローイン、ドロップボール

不必要な笛を多く吹きすぎると、本当に必要な場合に効果が薄れることになる。

主審は、プレーの再開を待たせたいとき（例えば、フリーキックのとき守備側競技者に9.15mの距離を守らせるとき）、笛によるシグナルを待つよう攻撃側競技者にはっきり伝えなければならない。

主審が誤って笛を吹き、プレーが停止した場合、ドロップボールでプレーを再開する。

2. 副審

シグナルビーブ

シグナルビーブ・システムは、主審の注意を引くために必要であるときのみに使用される追加的なシグナルである。シグナルビーブが有用な状況は、次のときである。

- オフサイド
- （主審の視野外での）反則
- （判断が難しいときの）スローイン、コーナーキック、ゴールキックまたは得点

電子通信システム

電子通信システムが使用される場合、試合前に、主審は身体的合図と一緒にまたはその代わりに通信システムを使用する適切なタイミングについて副審に助言する。

フラッグテクニック

副審の旗は、常に広げた状態で主審に見えるようにしなければならない。このことは通常、旗は主審に近い方の手で持つことを意味する。シグナルするとき、副審は立ち止まり、フィールドに面し、主審を目で確認して、（急がず、過度にならないように）落ち着いて旗を上げなければならない。旗は、伸ばした腕の延長のようになるように上げる。副審は、次のシグナルを示す方の手で旗を上げなければならない。状況が変わり、もう一方の手を使わなければならない場合、副審は腰より低い位置で反対の手に旗を持ち替える。副審は、ボールがアウトオブプレーになったことをシグナルするときは、主審がそれに気づくまでシグナルし続けなければならない。

副審が反則による退場のシグナルを出したが、主審がそのシグナルをすぐに見ることがなかったとき：

- プレーを停止した場合、その再開は競技規則に従って（フリーキックやペナルティーキックなどで）行われなければならない。
- プレーが再開されてしまった場合、主審は懲戒の罰則を与えることができるが、フリーキックやペナルティーキックで反則を罰することはできない。

ジェスチャー

原則として、副審は手によるシグナルを明白に示してはならない。しかしながら、いくつかのケースでは、目立たない手のシグナルは主審にとって援助となり得る。手のシグナルは意図を明確に示さなければならず、その意図は、試合前の打ち合わせで合意されていなければならない。

シグナル

第6条のシグナルの図を参照。

コーナーキック／ゴールキック

副審に近い位置でボールが完全にゴールラインを越えたとき、右手（良い視野を得るため）でゴールキックかコーナーキックかのシグナルを示さなければならない。

ボールが完全にゴールラインを越えたとき、副審は旗を上げ主審にボールがアウトオブプレーであることを伝える。そして：

- 副審から近い場合 - ゴールキックかコーナーキックかを示す。
- 副審から遠い場合 - 主審を目で確認して主審の判定にあわせる。副審は、はっきりとしたものに対しては、直接方向を示すこともできる。

ファウル

副審の間近や主審の見えないところでファウルまたは不正行為が犯されたとき、副審は旗を上げなければならない。その他の状況では常に待たなければならず、要求された場合には見解を示さなければならない。この場合、副審は何を見たのか、聞いたのか、どの競技者がかかわったのか、主審に伝えなければならない。

反則をシグナルする前に、副審は次のことを判断しなければならない。

- 反則が主審の視野外にあったのか、または主審の視野が遮られていたのか。
- 主審がアドバンテージを適用するのかわからないのか。

反則または違反が発生したとき、次に留意して副審はシグナルをしなければならない。

- シグナルするときに用いる手と同じ手で旗を上げることにより、主審にどちらの競技者にフリーキックを与えるのかを容易に示すことができる。
- 主審を目で確認する。
- 旗を左右に振る（過度にまたは強く振ることは避ける）。

副審は“ウェイト・アンド・シー：Wait & See（多少待って、様子をうかがう）技術”を用いてプレーを続けさせ、反則を犯されたチームがアドバンテージにより利益を得た場合、旗を上げてはならない。この場合、副審が主審を目で確認することが大変重要である。

ペナルティーエリア内のファウル

特に副審のポジションの近くのペナルティーエリア内において、守備側競技者のファウルが主審の視野外で犯されたとき、まず副審は、主審がどこにいるのか、どのような対応を取ったのかを目で確認しなければならない。主審が何の対応も取らなかった場合、副審は旗を上げ、ビープシグナルを用いると共にはっきりとコーナーフラッグの方向に移動しなければならない。

ペナルティーエリア外のファウル

守備側競技者のファウルが（ペナルティーエリアの境界線近くの）ペナルティーエリアの外で犯されたとき、副審は、主審がどこにいるのか、どのような対応をとったのかを目で確認し、必要に応じて旗で合図する。カウンターアタックの状況であれば、ファウルが犯されたのかどうか、ファウルがペナルティーエリアの内か外か、どのような懲戒の罰則を与えるのか、主審に伝えることができるようにしなければならない。副審は、反則がペナルティーエリアの外であったことを、タッチラインに沿ってハーフウェーラインに向かって明らかに動くことで示す。

ゴール、ノーゴールの判定

ボール全体がゴールラインを越えたことが明白な場合は、副審は追加のシグナルを行うことなく主審にアイコンタクトを送らなければならない。

得点があったがボールが依然インプレーのように見えるとき、副審はまずフラッグを上げて主審の注意を引き、その後得点を確認する。

オフサイド

副審は、オフサイドと判定したならば、まず旗を上げる。(良い視野を確保するため、旗を右手で上げなければならない) 主審がプレーを停止したら、旗を用い、反則のあった地域を示す。主審が旗をすぐに見なかった場合、副審は主審が気づくまで、または明らかに守備側チームがボールをコントロールするまでシグナルし続けなければならない。

ペナルティーキック

ボールがけられる前にゴールキーパーが露骨にゴールラインから離れて得点とならなかった場合、副審は旗を上げなければならない。

交代

(第4の審判員またはチーム役員によって) 副審は交代を知らされたら、次のプレーの停止のとき主審にシグナルしなければならない。

スローイン

ボールがタッチラインを完全に越えた場合：

- ・ 副審に近いとき - 直接スローインの方向を示さなければならない。
- ・ 副審から遠いが、スローインの方向が明らかなきとき - 副審は直接スローインの方向を示さなければならない。
- ・ 副審から遠く、スローインの方向が副審から不確かなとき - 副審は旗を上げて主審にボールがアウトオブプレーになったことを伝え、主審を目で確認して主審のシグナルに合わせなければならない。

3. 追加副審

追加副審は、主審との通信は電子通信システムを使用する（旗は使用しない）。電子通信システムが故障した場合、追加副審はシグナルビーブ付きのフラッグスティックを用いる。追加副審は手による明らかなシグナルを示してはならないが、いくつかのケースでは、目立たない手のシグナルは主審にとって効果的な援助となり得る。手のシグナルは、明確な意味をもっていなければならない、それは試合前の打ち合わせで共通理解されていなければならない。

追加副審は、ボール全体がゴールラインを越えたかどうか判断し、次の手順を行う：

- コミュニケーションシステムを通じて、得点を与えられるべきだということをただちに主審に伝える。
- 左腕をゴールラインに対して垂直にし、フィールド中央を指すことで明確なシグナルを送る（左手でフラッグスティックを持つ）。このシグナルは、ボールが明確にゴールラインを越えている場合は不要となる。

主審は最終決定を下す。

その他のアドバイス

1. アドバンテージ

主審は、違反または反則のいずれかが起きたときにアドバンテージを適用することができるが、アドバンテージを適用するのかプレーを停止するのかを判断するうえで、次の状況を考慮する。

- 反則の重大さ。違反が退場に値する場合、違反直後に得点の機会がない限り、主審はプレーを停止し、競技者を退場させなければならない。
- 反則が犯された場所。相手競技者のゴールに近ければ近いほど、アドバンテージはより効果的になる。
- すばやく、また大きなチャンスとなる攻撃ができる機会にあるか。
- 試合の状況（雰囲気）

2. 空費された時間の追加

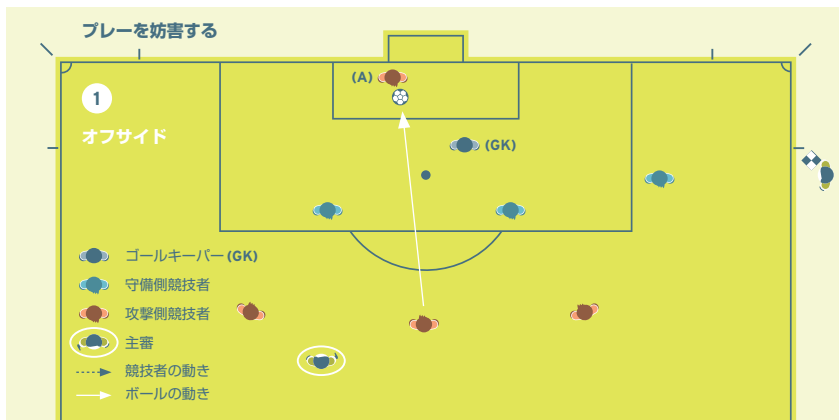
（スローインやゴールキックなどで）プレーが多く停止されることは至って当然のことである。プレーの停止時間があまりに長い場合のみに、時間が追加される。

3. 相手競技者を押さえる

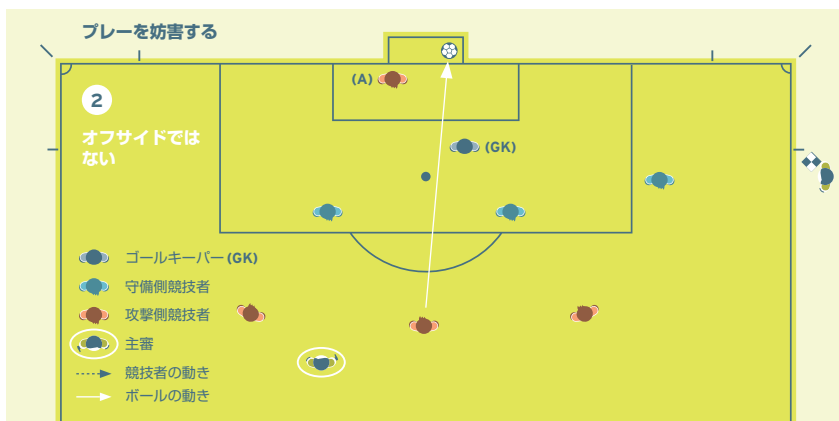
主審は、特にコーナーキックやフリーキックのときのペナルティーエリア内の相手競技者を押さえる反則に対して、早めに介入し、毅然とした対応をすることに留意する。

- 主審は、ボールがインプレーになる前に、相手競技者を押さえる競技者に注意しなければならない。
- ボールがインプレーになる前に、引き続き相手競技者を押さえる競技者を警告する。
- ボールがインプレーになったのちにこの反則が犯された場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックを与えると共に反則した競技者を警告する。

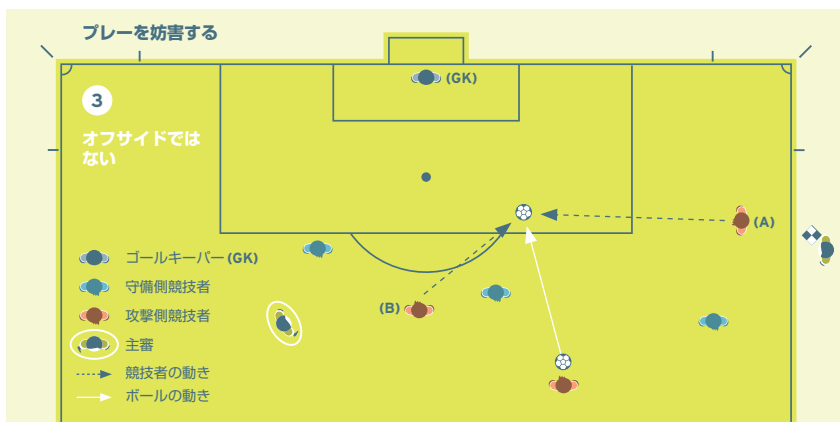
4. オフサイド



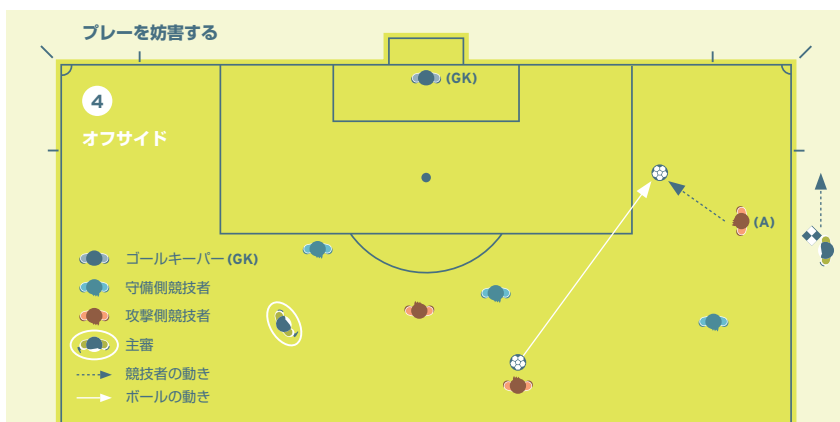
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) は相手競技者を妨害しなかったが、ボールに触れた。副審は、競技者がボールに触れたときに旗を上げなければならない。



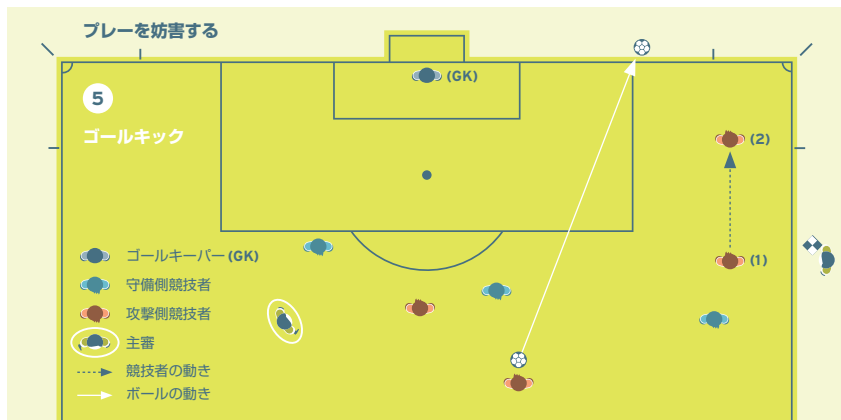
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) は相手競技者を妨害することなく、またボールにも触れなかった。競技者はボールに触れなかったので、罰せられることはない。



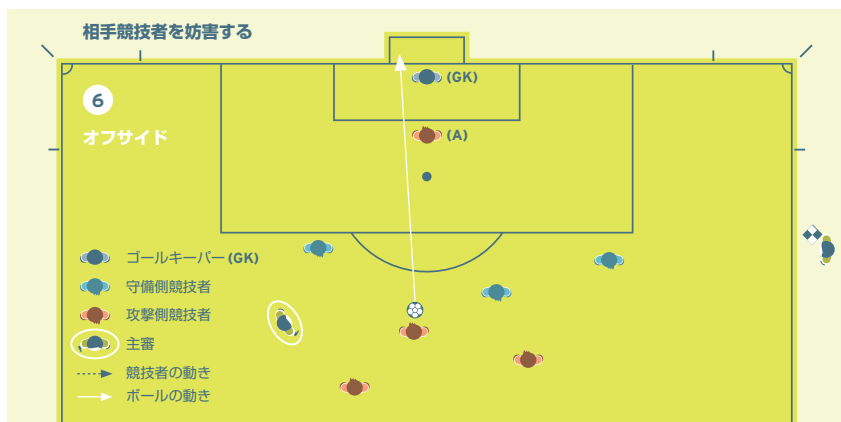
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) がボールに向かって走った。オンサイドポジションにいた味方競技者 (B) もボールに向かって走って、ボールをプレーした。(A) はボールにボールに触れなかったので、罰せられることはない。



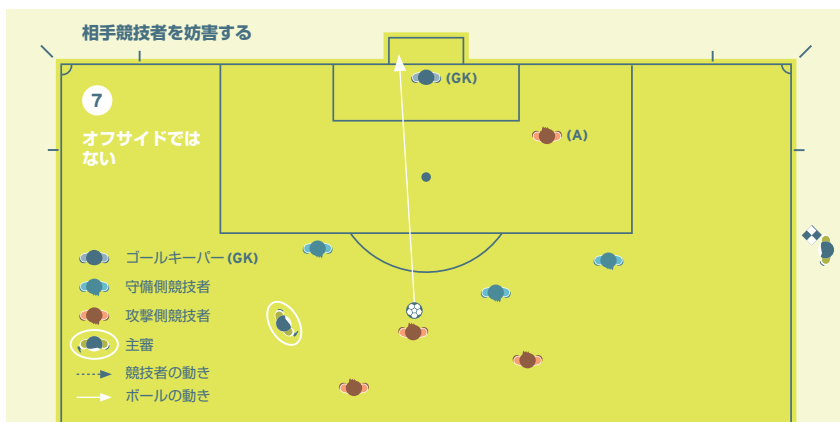
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) は、オンサイドポジションにいるその他の味方競技者がボールをプレーする可能性がないと主審が判断した場合、ボールにプレーする、あるいは触れる前に罰せられる。



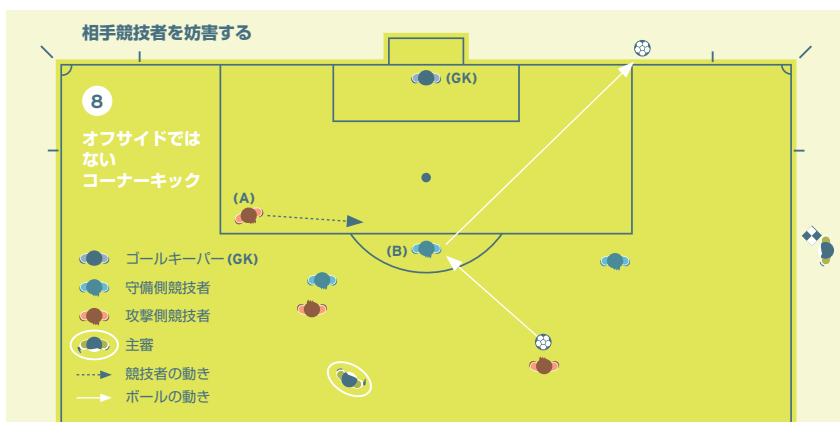
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(1)はボールに向かって走ったが、ボールに触れなかった。副審は、**ゴールキックのシグナル**をしなければならない。



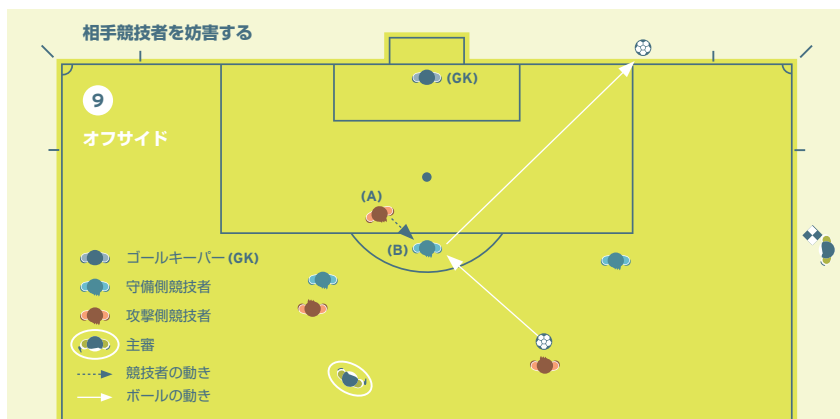
攻撃側競技者(A)が**オフサイドポジション**にいて、ゴールキーパーの視線を明らかに遮った。その競技者は、相手競技者のプレー、あるいはプレーする可能性を妨げたことで罰せられなければならない。



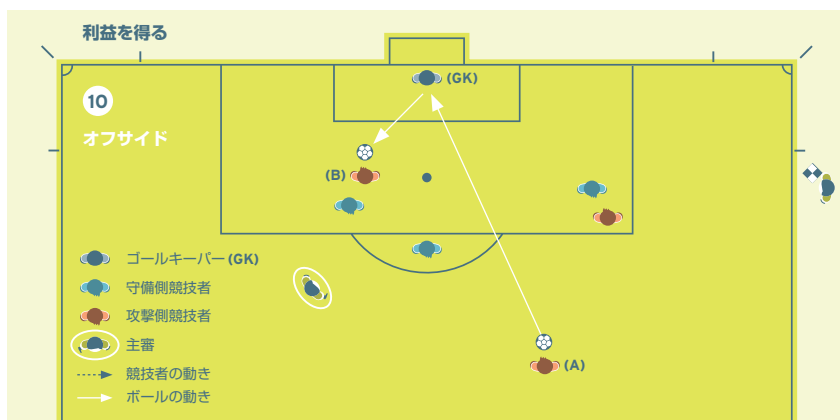
攻撃側競技者 (A) は**オフサイドポジション**にいるが、ゴールキーパーの視線を明らかに遮ったり、ボールへ向かう相手競技者にチャレンジしていない。



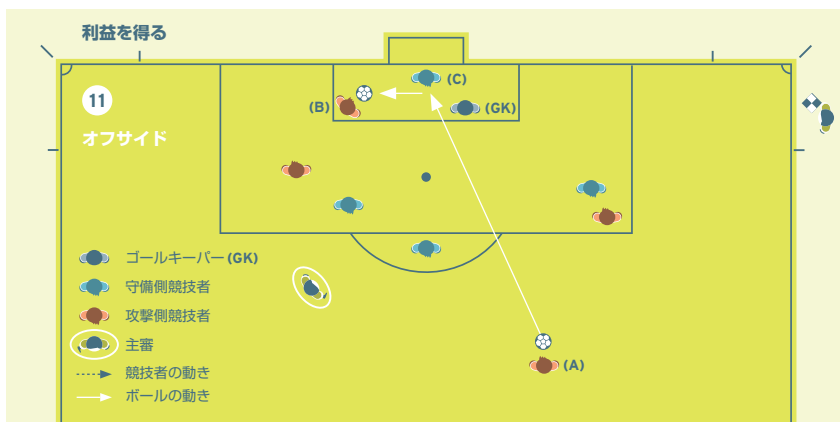
オフサイドポジションにいる攻撃側競技者 (A) はボールに向かって走ったが、相手競技者のプレー、あるいはプレーする可能性を妨げていない。また、競技者 (A) は、ボールへ向かう競技者 (B) にチャレンジしていない。



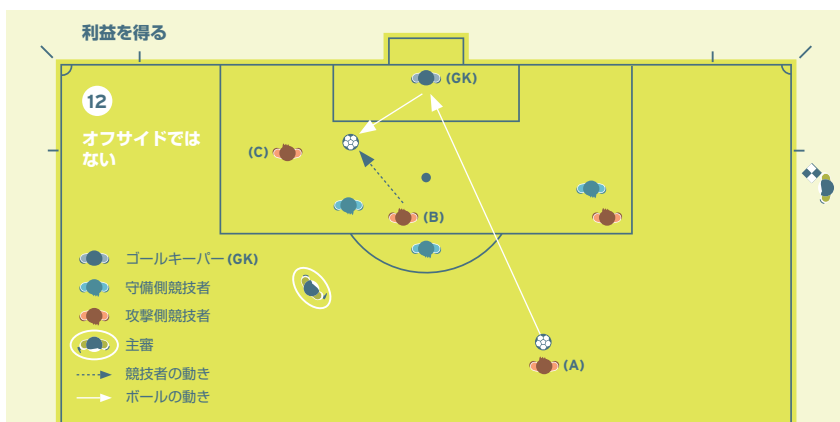
オフサイドポジションにいる攻撃側競技者 (A) はボールに向かって走り、ボールへ向かう相手競技者 (B) にチャレンジすることによって、(B) がプレーする、あるいはプレーする可能性を妨げた。(A) は、ボールに向かう (B) にチャレンジしている。



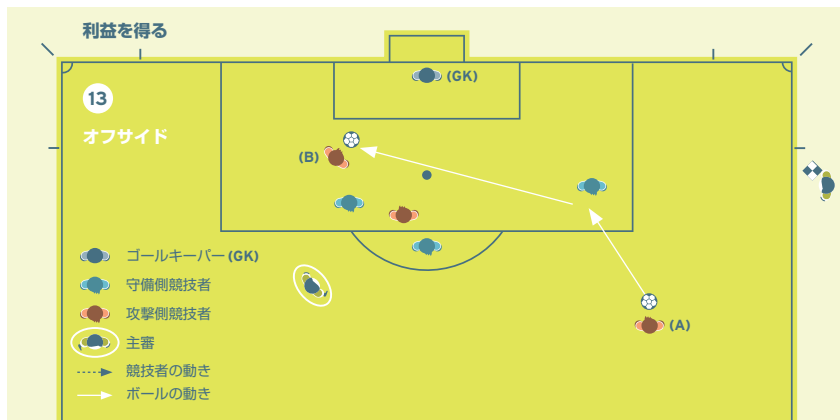
味方競技者 (A) によって最後に触れられた、またはプレーされたボールが、ゴールキーパーの意図的なセーブによって、はね返った、方向が変わった、またはプレーされた。攻撃側競技者は (B) は既にオフサイドポジションにいて、そのボールをプレー、あるいは触れたので、罰せられる。



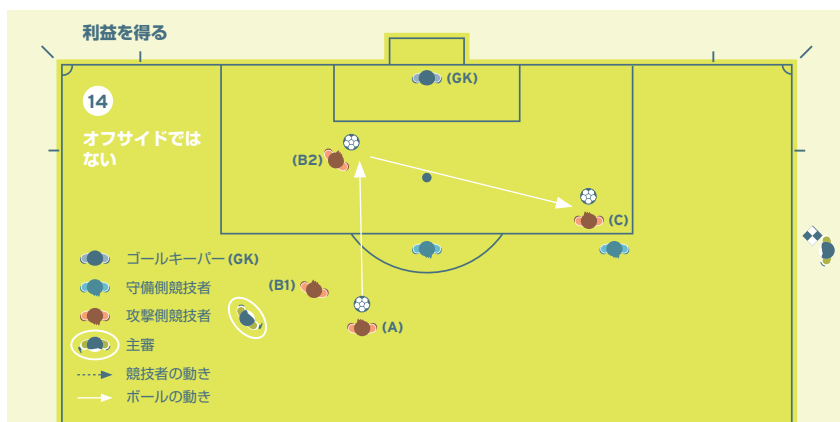
攻撃側競技者 (A) によって最後に触れられた、またはプレーされたボールが、守備側競技者 (C) の意図的なセーブによって、はね返った、方向が変わった、またはプレーされた。攻撃側競技者 (B) は**既にオフサイドポジションにいて、そのボールをプレー、あるいは触れたので、罰せられる。**



味方競技者 (A) がシュートしたボールがゴールキーパーからはね返って、オンサイドポジションにいた競技者 (B) がボールをプレーした。競技者 (C) は**オフサイドポジションにいたが、ボールに触れず、オフサイドポジションにいることによって利益を得ていないので、罰せられない。**



攻撃側競技者 (B) は、味方競技者 (A) がシュートして相手競技者からはね返った、または当たって方向が変わってきたボールを、**既にオフサイドポジションにいて、そのボールをプレー、あるいは触れたので、罰せられる。**



攻撃側競技者 (C) は**オフサイドポジションにいたが、**相手競技者を妨害していない。味方競技者 (A) がオンサイドポジションにいる競技者 (B1) にボールをパスし、競技者 (B1) は相手ゴールに向かって (B2) まで走り、ボールを味方競技者 (C) にパスした。ボールがパスされたとき、競技者 (C) は**オンサイドポジションにいたので、罰せられない。**

5. 警告や退場となる反則の後の負傷の程度の判断と治療

これまで負傷した競技者は、フィールド上で治療が必要かどうかの判断を行った場合、プレーの再開前にフィールドから出なければならなかった。戦術的な理由から再開を遅らせるためにしばしば反スポーツ的に負傷を装っていた競技者がいたので、この進め方が取り入れられたのである。

他方、これであると相手競技者によって負傷させられたにもかかわらず、反則を犯した方のチームがプレー再開時に数的有利になり、公平ではないことにもなる。

これら2つの公正・公平でない状況のバランスをとるため、IFABは、身体にかかわる反則で相手競技者が警告や退場となった場合に限り、負傷した競技者はフィールドから出ることなく、すばやく負傷の程度の判断や治療を受けることができるよう決定した。

現在ドクターなどがフィールド内に入り、負傷の程度の判断をしているが、原則として、これより長く時間をかけてはならない。変更されたのは、主審がドクターなどをフィールドに入るよう要求した場合、負傷した競技者がフィールドから出ていたものが、ドクターなどはフィールドから出るものの競技者は出る必要がなくなったという点である。

主審は、次のことを行い、負傷した競技者が公平・公正なく遅延行為を行ったり、時間を余計にかけたりしないように心掛けなければならない：

- ・ 試合状況や再開を遅らせる戦術的な理由がないかを意識する。
- ・ 負傷した競技者に対し、治療を受けるならすばやく行わなければならないと伝える。
- ・ (担架要員ではなく) ドクターなどに合図し、できる限りすばやく行うよう注意する。

主審は：

- ・ ドクターなどがフィールドから出て、負傷した競技者がフィールドに残る。あるいは、
- ・ 更なる負傷の判断や治療のために競技者がフィールドから出た（担架を呼ぶ合図が必要になる）ならば、試合の再開を決定する。

一般的なガイドラインとして、誰もが試合再開の用意ができたときから20～25秒以上かけてはならない。

主審は、この停止により費やされた全時間をアディショナルタイムに追加しなければならない。



IFAB®

The background of the page is an abstract composition of overlapping geometric shapes in shades of yellow and green. Dark blue lines of varying thicknesses crisscross the page, creating a sense of movement and structure. The lines often follow the edges of the colored shapes, some of which are irregular and organic in form, while others are straight and angular. The overall effect is a modern, graphic design.



